

令和 4 年第 2 回定例会

嬭恋村議議会議録

令和 4 年 3 月 1 日 開会

令和 4 年 3 月 10 日 閉会

嬭恋村議議会

令和4年第2回婦恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月1日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○報告第1号の上程、説明、質疑	10
○報告第2号の上程、説明、質疑	12
○諮問第1号の上程、説明	14
○議案調査について	15
○日程の変更について	15
○議案第1号～議案第7号の一括上程、説明	15
○日程の変更について	26
○議案第8号～議案第15号の一括上程、説明、質疑	27
○予算審査特別委員会の設置、付託について	55
○議案第16号の上程、説明	55
○議案第17号の上程、説明	56
○議案第18号の上程、説明	56
○議案第19号の上程、説明	57
○議案第20号の上程、説明	57
○議案第21号の上程、説明	58

○議案第 2 2 号の上程、説明	5 8
○議案第 2 3 号の上程、説明	5 9
○議案第 2 4 号の上程、説明	5 9
○議案第 2 5 号の上程、説明	6 0
○議案第 2 6 号の上程、説明	6 1
○議案第 2 7 号の上程、説明	6 1
○議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
○議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
○請願書、陳情書等の委員会付託について	6 6
○議員派遣の件について	6 6
○休会について	6 6
○散会の宣告	6 7

第 2 号 (3月7日)

○議事日程	6 9
○本日の会議に付した事件	6 9
○出席議員	7 0
○欠席議員	7 0
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 0
○事務局職員出席者	7 0
○開議の宣告	7 1
○議事日程の報告	7 1
○答申第 1 号の質疑、採決	7 1
○令和 4 年度孺恋村一般会計予算の撤回についての上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○日程の追加について	7 3
○議案第 3 0 号の上程、説明、討論、採決	7 3
○令和 3 年度孺恋村各会計補正予算についての質疑、一括討論、採決	7 6
○予算審査特別委員会報告についての一括討論、採決	8 1
○議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	8 4
○議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	8 5

○議案第 18 号の質疑、討論、採決	8 6
○議案第 19 号の質疑、討論、採決	8 7
○議案第 20 号の質疑、討論、採決	8 7
○議案第 21 号の質疑、討論、採決	8 8
○議案第 22 号の質疑、討論、採決	8 9
○議案第 23 号の質疑、討論、採決	8 9
○議案第 24 号の質疑、討論、採決	9 1
○議案第 25 号の質疑、討論、採決	9 2
○議案第 26 号の質疑、討論、採決	9 3
○議案第 27 号の質疑、討論、採決	9 3
○日程の追加について	9 4
○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
○休会について	9 7
○散会の宣告	9 8

第 3 号 （3月10日）

○議事日程	9 9
○本日の会議に付した事件	9 9
○出席議員	9 9
○欠席議員	9 9
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 9
○事務局職員出席者	1 0 0
○開議の宣告	1 0 1
○議事日程の報告	1 0 1
○議案第 31 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
○請願書、陳情書等の審査報告について	1 0 3
○一般質問	1 0 5
上 坂 建 司 君	1 0 5
伊 藤 洋 子 君	1 1 1
佐 藤 鈴 江 君	1 2 8

大久保 守 君	1 4 3
○閉会中の継続審査申出について	1 5 8
○閉議及び閉会の宣告	1 5 9
○署名議員	1 6 1

令和 4 年 第 2 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和4年第2回嬭恋村議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和4年3月1日（火）午前10時08分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）
- 日程第 6 報告第 2号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）
- 日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 議案第 1号 令和3年度嬭恋村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 9 議案第 2号 令和3年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第 3号 令和3年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第 4号 令和3年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第 5号 令和3年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第 6号 令和3年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第 7号 令和3年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第 8号 令和4年度嬭恋村一般会計予算について
- 日程第16 議案第 9号 令和4年度嬭恋村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第10号 令和4年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第18 議案第11号 令和4年度嬭恋村介護保険特別会計予算について
- 日程第19 議案第12号 令和4年度嬭恋村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第13号 令和4年度嬭恋村上水道事業会計予算について
- 日程第21 議案第14号 令和4年度嬭恋村公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第15号 令和4年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第16号 嬭恋村職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第17号 嬭恋村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

- 日程第 25 議案第 18 号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 26 議案第 19 号 嬭恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬
及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 27 議案第 20 号 嬭恋村介護保険条例の一部改正について
- 日程第 28 議案第 21 号 嬭恋村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定め
る条例の一部改正について
- 日程第 29 議案第 22 号 嬭恋村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第 30 議案第 23 号 嬭恋村愛する嬭恋寄附条例の一部改正について
- 日程第 31 議案第 24 号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加
及び規約の変更について
- 日程第 32 議案第 25 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 33 議案第 26 号 嬭恋村辺地総合整備計画の変更等について
- 日程第 34 議案第 27 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 35 議案第 28 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 36 議案第 29 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 37 請願書、陳情書等の委員会付託について
- 日程第 38 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	黒 岩 敏 行 君	2 番	土 屋 圭 吾 君
3 番	石 野 時 久 君	4 番	上 坂 建 司 君
5 番	佐 藤 鈴 江 君	6 番	土 屋 幸 雄 君
7 番	松 本 幸 君	8 番	黒 岩 忠 雄 君
9 番	伊 藤 洋 子 君	10 番	大久保 守 君
11 番	羽生田 宗 俊 君	12 番	大 野 克 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	加 藤 康 治 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	黒 岩 崇 明 君
会計管理者兼 税務会計課長	滝 澤 文 彦 君	未来創造課長	佐 藤 幸 光 君
交流推進課長	宮 崎 貴 君	住 民 課 長	宮 崎 由美子 君
健康福祉課長	熊 川 真津美 君	建 設 課 長	滝 沢 勇 司 君
農林振興課長	横 沢 貴 博 君	上下水道課長	宮 崎 忠 君
観光商工課長	黒 岩 建五郎 君	教 育 委 員 会 長 教 務 局 長	目 黒 康 子 君

事務局職員出席者

議会事務局長	土 屋 和 久	書 記	宮 崎 剛
--------	---------	-----	-------

開会 午前 10 時 08 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（土屋幸雄君） 皆さん、おはようございます。

群馬県においては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置期間が3月6日まで延長されております。期間内での議会開会となりましたが、引き続き体温の測定、マスクの着用、手洗い、消毒など、感染予防に注意をしていただきまして、安全に議会定例会が進行できますようご協力をお願いいたします。

本議会より、一般質問について、ネットを利用した録画配信を行うことになっております。了解をいただき、有意義な議論の場にしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和4年第2回嬭恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、大野克美君、黒岩敏行君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（土屋幸雄君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から3月10日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月10日までの10日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（土屋幸雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査報告書12月から2月分及び定期監査の結果についてを受理いたしましたので、配付のとおり報告をいたします。

また、本職において決定した議員派遣の結果並びに12月定例会以降の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

最後に、2月21日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 黒岩忠雄君登壇〕

○議会運営委員長（黒岩忠雄君） それでは、議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、2月21日委員会を開催し、当局から村長、副村長、総務課長の出席により、令和4年第2回議会定例会の運営について協議しました。

第2回議会定例会の会期は3月1日から10日までの10日間とし、一般質問の通告期限は7日午前10時までと決定いたしました。

提出予定案件は、報告2件、諮問1件、議案31件です。主な内容としましては、各会計の令和3年度3月補正予算並びに令和4年度当初予算、村条例の一部改正、辺地総合整備計画の変更、工事請負契約の変更及び締結等が予定をされております。

また、当局から提出議案並びに議題となっている案件の説明を行いたいとの要望があり、1日の全員協議会において行うことと決定いたしました。

なお、令和４年度予算の審議については、議員全員による予算審査特別委員会を設置し、３月２日から４日に行うことと決定しました。

請願・陳情等については、要望１件の提出がありました。協議の結果、請願・陳情文書表配付のとおり付託することと決定しました。

次に、各常任委員会は３月４日と中日７日の本会議終了後に開催することと決定しました。また、１０日に行われる議会一般質問について、申合せにより、一問一答方式で行うことに決まりました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（土屋幸雄君） 日程第４、行政報告を行います。

村長から、行政報告を行うための発言が求められておりますので、これを許可します。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 令和４年３月定例会の行政報告をさせていただきます。

まず冒頭、過日の本会議議決によりました案件につきましては、全員協議会等におきまして、十二分にアカウンタビリティ、説明責任を果たしてまいりたい、こう思いますので、よろしくお願いをいたします。

ウクライナにロシア軍が侵攻しました。世界は侵略だという発言がなされております。日本国とは、主権があり、国民がおり、土地、空、海、これは日本国の３要件であります。そして、日本は、日本国憲法によりまして法治国家であります。地方自治につきましては、９２条において、地方自治の本旨に基づき、地方自治法が定められておるところであります。議会につきましては、９３条２項によりまして、地方議会、これが法律で定めると定められております。私たちはその範囲において、憲法に反する法律はできません。法律に反する条例はできません。法治国家であります。ということで、しっかりと私たちは法律にのっとった法治国家をしっかりと執行してまいりたい、こう思っております。

日本国憲法には３原則があります。第１点目、国民主権主義であります。明治憲法は天皇制でした。三権の統制者でありました。現在の憲法は国民が主権者であります。我々ではご

ません。議員ではありません。国民が主権者であります。

第2点目、基本的人権の尊重であります。基本的人権の尊重については、条文見れば分かるとおりでございますが、新たな憲法では、25条の国民の生存権、26条の教育の権利、28条の労働権、これはまさに21世紀を目指した権利であります。いわゆる社会権であります。

そして、3点目は、憲法第9条及び前文に象徴されておる恒久平和主義、併せて国際協調主義であります。100年前、第一次世界大戦ができた後、国際連盟が発足しました。しかしながら、歴史はご存知のように、国際連盟は崩壊し、そして、第二次世界大戦が今から75年前に国際連合という形で成立して、この地球上から戦争による主権国家を脅かさないようにということで、国際連合が現在できております。

ご存じのように、今日、ロシアが24日に、今月、武力をもって、ウクライナ、主権国家に対して武力侵攻したということであります。国連安全保障理事会では、ゆうべ昨日の夜の11時半から、安全保障理事会が開催され、ご存知のように、15の国がありますが、巨大国の拒否権を持っている5大国は拒否権があります。14の国が賛成と言っても、1つの国が拒否権を発動すれば否決されるということであります。それに代わるものとして、昨日でございますが、世界の全ての国が参加する総会をしようということでございます。今、おのこの国々が発言しておりますが、やはり、武力によって他の主権国を侵攻するということは、多くの国々がまずいと、こういう発言をしております。

そういう意味で、私どもは恒久平和主義、国際協調主義ということで、国際連合があるわけでございますので、注意深く国際連合の協議の総会の決議を見守ってまいりたい、こう思っています。ウクライナでお亡くなりになった方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、被害を受けられたウクライナの国民の皆様にお見舞いを申し上げたいと思っております。

我が村では、婦恋村人権条例を議会の承認を得て条例を制定いたしました。今回も婦恋村は平和宣言をするべく、しっかりと取り組んでまいりたい、こう思っております。

さて、国内政治でございますが、3月議会におかれましては、議員の皆様方に、来年度予算編成を提案させていただきます。国の予算は307兆5,900億円。ざっくりですが307兆円強のお金が今審議されております。群馬県の予算は、史上最大の8,000億円を超えた8,187億円の予算審議がなされております。我が村では、村の予算として、議員の皆様のほうに提案する一般会計75億円、特別会計35億円、合わせまして、ざっくりでございます、概算でございますが110億5,000万円の予算編成を128人の職員一人一人の集積をして、そして、しっかりと査定をして積み上げてきているところでございます。

第5次婦恋村総合計画、これは、平成23年から令和2年、まち・ひと・しごと創生総合戦略、平成27年から令和元年ということでございましたが、第6次婦恋村総合計画と第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、議会の承認を得まして、令和元年度に統一した計画となっておりますのでございます。これらを基に、この計画にのっとり、しっかりと予算編成を進めてまいったつもりでございますので、議会に対し、また、主権者である村民に対しまして、しっかりとアカウンタビリティー、説明責任を果たしてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただけたらと思っております。

国のほうの予算におきましても、群馬県の予算におきましても、国民の命と健康を守る、コロナウイルスに対して、世界中が予算の面においても、人々の命と健康を守るという大きな政策課題がございます。我が村におきましても、そのための感染症対策本部も立ち上げておりますし、今後もしっかりと村民の命と健康を守る、このための予算も組んでおりますので、議員の皆様のご理解をお願いしたいと思っております。

なお、現在も3月6日までまん延防止重点措置が、我が県でも施行されております。しっかりと感染予防に努めて、そして、議会の運営も取り組んでいけたらと私どもも思っておりますのでございます。また、今後3回目接種を村内既にやっておるところでございます。村を挙げて3回目接種をしっかりと、何月何日何時から何時までどこにお越しくださいということを村民の皆様には通知をして、スムーズに滞りなく進めておるところでございます。

なお、今、重要課題となっております5歳から11歳の接種につきましても、2月28日をめどに意向調査を実施してまいりました。現在約450名の方々が、その意向調査の結果が出てきておりますので、3月下旬から西吾妻福祉病院において個別接種に応じますということであります。特に若いお父さん、お母さん、大変心配しておって、打って大丈夫なのかどうなのかということをいろんな問合せがあります。全国的にニュースにも出るとおりでございます。しっかりと努力義務でありますのでという説明は、ホームページ等、あるいは役場のほうから発するチラシ、村民に対する広報等、回覧板でも配付しておるところでございます。

いずれにいたしましても、しっかりとウィズコロナ、アフターコロナの政策をしっかりと取り組んでいく。あわせて、5歳から11歳までの小さなお子さんのための、また、希望者にはしっかりとワクチン接種に努めてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

村内の経済状況について、ご報告を申し上げます。

第1次産業、日本一のキャベツの村、特に天皇誕生日でございました2月23日が大安の吉

日ということもございまして、多くの方々、生産者は種をまき始めておるという状況のよう
でございます。一昨年は、まあまあの収益があったと。昨年はちょっと厳しかったけれども、
これもまあまあということで、156億円ぐらいまでの生産者に対する収益、売上ベースであ
ったということでございます。本年度におきましても、基幹産業のキャベツ、しっかりと行
政的にもサポートし、しっかりとした、消費者に安心・安全なキャベツが届けられるよう、
取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

第2次産業でございますが、本年度の入札の回数は、今までに14回でございます。90件
で合計11億8,267万円でございます。前年度でございますが、台風の復旧事業も多数ござい
まして、入札回数が18回、98件でございました。対前年に比べますと、金額ベースで5億
6,600万円ほど入札金額は落ちております。また、件数につきましても、8件少ないという
状況でございます。いずれにいたしましても、まだまだ復旧復興の仕事もある。あわせて、
小規模土地改良等を中心とする各地域から上がってくる要望もあるという状況でございます。
計画的にしっかりと事業を執行できるよう、第2次産業、サポートできるように努めてまい
りたい、こう思っております。

第3次産業、10月から12月の第三四半期の状況でございますが、村全体の状況を見ます
と、入り込み客数が令和2年度は26万4,900人、本年度が27万3,200人ということで、微増
ではございますが、お客様そのものは入り込みが、若干でございますけれども、増えておる
状況でございます。しかしながら、コロナ前に比較しますと、皆様もご存じのとおり、まだ
まだ大分落ち込んでおる状況が続いておるところでございます。

今後におきましても、特に観光を中心とする第3次産業に対しましては、国のG o T o ト
ラベル、現在中止になっております。また、群馬県の愛郷キャンペーンも現在中止になっ
ております。一日も早くアフターコロナ対策、経済の復興、経済対策、これらに支障がないよ
うに、限られた予算ではございますが、なるべく幅広く、なるべく手を差し伸べるべきとこ
ろにはしっかりと手当てをしてまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願いをい
たします。

次に、ハード面とソフト面に関する大局の話をさせていただきます。

ハード面につきましては、上信自動車道建設促進に今後もしっかり努めてまいります。令
和3年度におきましては、補正とゼロ国債を入れまして、総額予算規模がざっくり約101億
円でございました。ぜひとも、予算の確保をしっかりと国・県のほうにもお願いをし、また、
長野原嬭恋バイパスにつきましては、地域の説明会と、村全体の説明会が終了し、そして、

インターチェンジの在り方、アクセス道路の在り方、下のほうにも上信自動車道建設事務所より頂きました図面が、玄関のいったところに掲示してありますが、そのように着々と進んでおると思っております。

なお、婦恋バイパスにつきまして、鎌原から田代までの間でございますが、各地区の区長さんを中心に、意向調査、意見調整をさせていただきました。それに基づいて、群馬県からは、県土整備部の交通政策課、道路企画室の担当の室長もお見えになっていただき、地元の要望を現在確認をしながら、どうあるべきかをしっかり詰めてまいりたいと考えております。

これによって、婦恋村の50年後、100年後を決める大動脈の整備促進に、地元の要望、各団体の意見、尊重しながら、また、議員の皆様方のご意見をしっかり承って、方向性を定め、予算の確保、そして、整備促進に努めてまいりたいと思っております。その他合わせれば、公共施設の再編問題、いろんな課題がそれに関連してあるわけでございますが、こちらについてももしっかり取り組んでまいりたい、こう思っています。

ソフト面でございますが、先ほど、社会権、今の憲法は社会権が生まれた憲法ですという話をさせていただきましたが、揺り籠から墓場まで、福祉社会の実現をしっかりとより一層努めてまいりたい、これが私のソフト面に対する基本的な考え方でございます。村民の最大多数の最大幸福、「The government of the people by the people for the people」村民の、村民による、村民のための村政をしっかりと努めてまいりたい、こう思っておりますので、よろしくご理解をいただけたらと思っております。

なお、村長の主な公務日程につきましては、ホームページにて公表しておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

以上を持ちまして、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） これで行政報告は終わりました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（土屋幸雄君） 日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、上坂建司君の退場を求めます。

〔４番 上坂建司君退席〕

○議長（土屋幸雄君） 本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第１号につきまして、専決処分の報告について、報告理由を申し上げます。

本件は、令和元年度第724号・220号 村道鎌原向原線道路災害復旧工事による工事請負契約の金額変更について、専決処分したものでございます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決第１号）に基づき、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いいたします。慎重なご審議をいただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 報告第１号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）について、詳細説明させていただきます。

次のページをご覧ください。

令和４年専決第１号、専決処分書。

専決処分手続。

１、処分手続、工事請負契約の変更。

１、処分内容。

１、工事名、令和元年災、第724号・220号、村道鎌原向原線道路災害復旧工事。

２、契約金額、変更前、金9,295万円。変更後、金9,000万2,000円。294万8,000円の減額になります。

３、工事場所、嬭恋村大字鎌原地内。鎌原の集落から東側に小熊川のほうへ下りて、向原のほうへ抜ける道路になります。

４、契約の相手方、群馬県吾妻郡嬭恋村大字芦生田410－２、上坂建設株式会社、代表取締役、上坂真理。

この工事の概要としましては、台風19号による異常出水により、道路の全幅にわたり崩壊したもので、大型の盛土工、のり面工を施工して復旧したものととなります。

今回の変更の内容ですが、主に発注後、現地、精査、測量を検討した結果、のり面の落石防護柵が当初計画していたんですが、不要になったため、これを減として減額となるものです。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） すみません、工事期間はいつまでで、それで、予定どおりに進んでいるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 伊藤議員のご質問にお答えします。

これについては、工期が令和2年6月12日から令和4年1月31日ということで、既に専決処分ということで変更させていただいて、工事終了しております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

上坂建司君の入場をお願いいたします。

〔4番 上坂建司君復席〕

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（土屋幸雄君） 日程第6、報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第2号 専決処分の報告について、報告理由を申し上げます。

本件は、令和元年度農地農業用施設災害復旧事業、中島地区（504）2工区災害復旧工事による工事請負契約の金額変更について、専決処分したものでございます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決）第1号に基づきまして、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。慎重なご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）について、詳細説明をさせていただきます。

次のページをご覧ください。

令和4年専決第2号、専決処分書。

専決処分事項。

1、処分事項、工事請負契約の変更。

1、処分内容。

1、工事名、令和元年度農地農業用施設災害復旧事業、中島地区（504）2工区、災害復旧工事。

2、契約金額、変更前、金5,643万円。変更後、金6,069万8,000円。426万8,000円の増額になります。

3、工事場所、嬭恋村大字田代地内。田代の古永井地区のパノラマライン沿いのオーアンドエフさんの事務所の裏に流れる小在池川という川があるんですが、その上流にかかる橋と農道の復旧工事になります。

4、契約の相手方、群馬県前橋市元総社町1-1-7、佐田建設株式会社、代表取締役社長、土屋三幸。

工事の概要につきましては、同じく台風19号による異常出水の原因により、小在池川に係る中島橋と農道が流出したもので、橋梁の新設と農道の復旧を行ったものです。

今回の主な変更は、発注後の測量、現地精査の結果、橋梁部の前後の取付舗装工が増工になったものと、河川を水台等閉め切るんですが、その土のうの設置工の増工によるものと、それと、遠隔地から、労働者を確保するために、労働者の宿泊費を計上したというものによ

る増額によるものです。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

◎諮問第1号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員1名の任期が令和4年6月30日で満了となるため、時期候補者を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものでございます。

当候補者は、現在も人権擁護委員をされており、地域からの人望も厚く、大変見識も高く、適任であるので、引き続き候補者として推薦するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） お諮りします。

本案については、全員協議会で意見調整し、再開日に答申したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は全員協議会で意見調整し、再開日に答申することといたします。

◎議案調査について

○議長（土屋幸雄君） お諮りいたします。日程第8、議案第1号から日程第34、議案第27号までの各議案につきましては、本日は提案説明までとさせていただきます、議案の審議は中日7日に行うこととし、本日から6日まで議案調査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、日程第8から日程第34までの議案は議案提出のみとし、本日から6日までの議案調査といたします。

◎日程の変更について

○議長（土屋幸雄君） お諮りします。日程第8から日程第14までは、いずれも令和3年度補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際、日程を変更し、日程第8から日程第14までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第1号～議案第7号の一括上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第8から日程第14までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第1号 令和3年度嬭恋村一般会計補正予算（第8号）から議案

第7号までの各特別会計補正予算につきまして提出をさせていただきましたが、私のほうからは、議案第1号 婦恋村一般会計補正予算（第8号）の概要を説明させていただき、詳細及び各特別会計につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

一般会計では、歳入歳出予算に3億5,640万2,000円を追加し、総額89億4,994万7,000円とするものでございます。

まず、歳入では、各交付金及び地方交付税について、額の確定に伴いまして、それぞれ補正をさせていただきました。

国・県支出金につきましては、事業費の確定に伴い、補助金等の額が確定したことによるものであります。

歳出では、事業費の確定などにより、不足額及び不用額について、それぞれ増減を補正させていただきました。

また、郷土資料館増改築事業として2億553万円、交流センターの増築等に係る経費として2億3,531万9,000円を計上させていただいております。

続いて、繰越明許費については、国の補正予算に伴うもののほか、年度末までに事業の完了を見込めないものについて、予算の特例措置として行うものでありますが、詳細につきましては、第2条に示してありますとおり、25事業について予算を繰り越して実施するものでございます。

本補正予算の概要は以上となります。大変雑駁ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 初めに、議案第1号 令和3年度婦恋村一般会計補正予算（第8号）について、詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、議案第1号 令和3年度婦恋村一般会計補正予算（第8号）の詳細説明をいたします。

予算書をご覧ください。

令和3年度一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,640万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億4,994万7,000円といたします。

第2条、繰越明許費については5ページ、それから、第3条の地方債の補正は6ページをお願いいたします。

最初に5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費になります。主な事業で説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、2番目のところですが、地域交流センター管理事業として2億3,519万9,000円としております。

それから、6款農林水産業費、1項農業費、下段の部分ですが、農地耕作条件改善事業として1億5,017万8,000円としております。

8款土木費、2項道路橋梁費、道路改築事業として1億2,689万円としております。

それから、10款教育費、5項社会教育費、郷土資料館増改築事業として2億413万8,000円としております。

それから、11款災害復旧費ですが、2項公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧事業として2億3,978万3,000円としております。

歳出合計ですが、15億672万3,000円としております。

6ページをお願いいたします。

第3表の地方債の補正については、新たにこれは起債を起こすものとしております。ご覧をいただければと思います。

それから、2については、事業費の実績により補正をするものでございますので、補正前、補正後でご覧をいただければと思います。

続いて、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で、主な款について説明をさせていただきます。

まず、歳入です。

1款村税、補正額で説明をいたしますが、1億2,280万円の増でございます。

それから、15款国庫支出金、補正額1億9,605万円の増でございます。

16款県支出金、補正額9,058万8,000円の減でございます。

19款繰入金、補正額4億6,869万3,000円の減でございます。

8ページをお願いいたします。

歳入の22款でございますが、村債でございます。補正額2億4,030万円の増でございます。

歳入合計、補正額3億5,640万2,000円の増としております。合計ですが、計ですが89億4,994万7,000円となります。

次に、歳出ですが、9ページをお願いいたします。

歳出になりますが、款と補正額で主なものを説明させていただきます。

まず、2款総務費、補正額ですが1億7,452万4,000円の増でございます。

3款民生費2,983万4,000円の減でございます。

7款商工費7,057万円の減額です。

10款教育費1億4,873万1,000円の増でございます。

11款災害復旧費1億682万1,000円の増でございます。

歳出合計ですが、3億5,640万2,000円の増で、合計では89億4,994万7,000円とするものでございます。

財源の内訳ですが、国庫支出金が1億546万2,000円、それから、地方債については、2億4,030万円、その他については1,248万8,000円の減としております。一般財源ですが、2,312万8,000円となっております。

次に、歳入歳出の主な内容についてご説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

まず、歳入になりますが、1款村税、1項村民税、1目個人ですが、補正額2,200万円の増でございます。2目法人でございますが、補正額2,330万円の増でございます。計で言いますと、補正額4,530万円の増となります。

続いて、2項固定資産税ですが、1目固定資産税、補正額8,100万円の増となります。

次の11ページをお願いいたします。

6項の入湯税ですが、1目入湯税、補正額1,550万円の減となります。

13ページをお願いいたします。

13ページの11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額3億5,022万5,000円の増としております。これについては、説明欄ですが、普通交付税の増額によるものが主な内容となっております。

15ページをお願いいたします。

15ページ、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額361万4,000円の減でございます。

それから、災害復旧費国庫負担金、3目のところですが、2,182万8,000円の増としております。合計では、計では補正額2,614万5,000円の増としております。

続いて、2項の国庫補助金ですが、主なものとして、16ページをお願いいたします。

次の16ページになりますが、3目土木費国庫補助金、補正額3,342万9,000円の減としております。それから、5目総務費国庫補助金ですが、2億257万8,000円の増としております。合計、計ですが、補正額で1億6,990万6,000円の増としております。

17ページをお願いいたします。

17ページの2項県補助金でございますが、主なものとして、5目商工費補助金、補正額7,893万3,000円の減としております。これについては、説明欄にもありますが愛郷ぐんま連携地域限定クーポン券等付与事業補助金の減額として、7,193万3,000円としております。

18ページをお願いします。

県補助金の計でございますが、補正額で8,930万5,000円の減としております。

それでは、19ページをお願いいたします。

19ページ、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額4億6,869万3,000円の減としております。

続いて、21ページをお願いいたします。

歳出になります。

事業が確定したものについては、減額補正をしております。

22ページをお願いいたします。

22ページの総務費、1項総務管理費、最下段の6目企画費ですが、補正額1億9,586万9,000円の増としております。

主な事業ですが、26ページをお願いいたします。

26ページの説明欄ですが、丸の4つ目のところですが、地域交流センター管理事業として2億3,536万9,000円を見ております。主な内容ですが、交流センターの増築工事の実施設計1,112万7,000円、それから、交流センターの増築工事1億6,700万円、駐車場の設置工事5,000万円等を見ております。

それで、27ページのところになりますが、地方創生テレワーク交付金事業として550万円としております。

28ページをお願いいたします。

2款総務費、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、補正額199万9,000円の増でございます。説明欄ですが、住民戸籍登録一般事業として199万9,000円としております。これについては、住民基本台帳システム改修委託料273万3,000円を主なものとして見ております。

続いて、31ページをお願いいたします。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、補正額265万1,000円の減としております。主な事業として、32ページをお願いいたします。32ページの説明欄の下段のところですが、新型コロナウイルス感染症対策事業（臨時子育て分）として、217万8,000円を見ております。主な内訳としては、子育て世帯生活支援特別給付金が200万円の減、それから、子育て世帯の臨時特別給付金は400万円の増としております。

37ページをお願いいたします。

37ページ下段の部分ですが、6 款農林水産業費、1 項農業費、5 目農地費、補正額238万2,000円の増でございます。説明欄ですが、これについては、県営事業の負担金が1,659万5,000円、それから、村単の土地改良事業については、マイナスの300万円、それから、一番下段の小規模農村整備事業の14節の農林水産業施設工事費として317万2,000円の増を見ております。

38ページをお願いいたします。

38ページの同じく上段の説明欄ですが、多面的機能支払交付金事業として1,252万5,000円の減としております。

続いて、同じページの6 款農林水産業費、2 項林業費、1 目林業振興費になりますが、補正額471万6,000円の増としております。説明欄ですが、治山事業として148万7,000円、それから、39ページになりますが、丸が3つ目の林道維持管理事業として377万4,000円を見ております。

それから、40ページをお願いいたします。

40ページは、7 款商工費、1 項商工費、3 目の観光費になりますが、補正額として6,718万円の減としております。主な事業として、説明欄ですが、次の41ページの丸が5つ目の一番最下段になりますが、愛郷ぐんまの連携地域限定クーポン券等の付与事業として5,000万円の減としております。

43ページをお願いいたします。

43ページ、8 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路維持費、補正額7,978万円の増としております。主な事業としては、説明欄の3つ目の丸になりますが、道路除雪事業として7,000万円の増としております。

それから、2 目道路新設改良費、補正額2,402万9,000円の減としております。主な事業としては、説明欄になりますが、橋梁整備事業2,271万円の減、それから、18節になります

が、ＪＲ工事負担金として、これは2,700万円の減としております。

52ページをお願いいたします。

52ページですが、10款教育費、5項社会教育費、6目資料館運営費、補正額ですが2億344万7,000円の増としております。主な事業として、説明欄の下段の部分になりますが、郷土資料館の増改築事業として2億553万円の増としております。内容としまして、内訳としましては、資料館増築設計業務委託3,340万円、それから、資料館の工事費として1億7,213万円を主なものと見ております。

54ページをお願いいたします。

54ページ、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、補正額999万円の増でございます。それから、2目の河川災害復旧費4,800万円の増としております。

同じくその下段の11款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費、1目社会教育施設災害復旧費、補正額5,620万円の増としております。説明欄ですが、災害復旧事業として12節設計監理委託135万円、それから、災害復旧工事として5,485万円を見ております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第2号 令和3年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） それでは、議案第2号 令和3年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億288万7,000円とするものでございます。

それでは、3ページ、歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

歳入になります。補正額で説明させていただきます。

3款国庫支出金、補正額3万5,000円の増、4款県支出金150万5,000円の増、歳入合計補正額154万円の増になります。

歳出になります。

次の4ページをご覧ください。

6款保健事業費、補正額303万1,000円の減、7款基金積立金144万7,000円の増、9款諸

支出金 7 万 6, 000 円の減、歳出合計補正額 154 万円の増となります。

内容につきまして、説明をさせていただきます。

歳入になります。5 ページをご覧ください。

主なものにつきましては、4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金 150 万 5, 000 円の増、説明欄の特別調整交付金（市町村分）及び特定健康診査等負担金の額の増によるものです。

次に、歳出になります。

6 ページをご覧ください。

6 款保健事業費、1 項保健事業費、2 目疾病予防費、補正額 70 万円の減、3 目特定健康診査等事業費 233 万 1, 000 円の減、これらにつきましては、説明欄の疾病予防費及び特定健康診査等事業で、コロナにより実施できなかった事業に関連する部分について、減額をしたものになります。

7 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金 464 万 7, 000 円の増。以上が歳出の主なものとなります。

以上、令和 3 年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算詳細説明とさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第 3 号 令和 3 年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 議案第 3 号 令和 3 年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7, 764 万 7, 000 円とするものでございます。

3 ページの歳入歳出予算事項別明細書、歳入をご覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料、補正額 77 万円の減、4 款繰入金 77 万円の増、歳入合計補正額ゼロ円となります。

次に、歳出になります。

次の 4 ページをご覧ください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額 20 万円の増、3 款諸支出金 20 万円の減、歳

出合計補正額ゼロ円です。

主なものにつきまして説明させていただきます。

5 ページをご覧くださいと思います。

歳入になります。1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目後期高齢者医療特別徴収保険料、補正額650万円の減、2 目後期高齢者医療普通徴収保険料573万円の増、これは広域連合からの通知による補正となります。

歳出になります。

6 ページをご覧ください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額20万円の増、これにつきましては、広域連合の通知により増額補正したものととなります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、20万円の減額につきましては、説明欄にあります保険料還付金の不用額の補正となります。

以上、令和3年度婦恋村後期高齢者医療特別会計補正予算詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第4号 令和3年度婦恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） それでは、議案第4号 令和3年度婦恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ290万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,068万9,000円、介護サービス勘定の歳入歳出予算の総額の増減はありませんが、歳出項目の一部を補正し、歳入歳出それぞれ2,123万5,000円とするものです。

初めに、事業勘定から説明いたします。

歳入歳出ともに決算見込みによる補正予算となっております。

3 ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。歳入ですが、第3款国庫支出金2,337万9,000円の減、第4款支払基金交付金2,952万1,000円の減、第5款県支出金1,174万5,000円の減、

第 8 款繰入金1,465万1,000円の減、第 9 款繰越金7,639万6,000円の増、歳入の合計といたしまして290万円の減額となります。

4 ページをご覧ください。

歳出になりますが、第 1 款総務費64万5,000円の減、第 2 款保険給付費2,950万円の減、第 6 款基金積立金2,854万5,000円の増、第 8 款諸支出金130万円の減、歳出の合計で290万円の減となります。

財源内訳といたしましては、国県支出金が3,512万4,000円の減、その他が2,952万1,000円の減、一般財源といたしまして6,174万5,000円の増となります。

歳入につきましては、給付費の決算見込みに伴います国等からの補助金などの減額が主なものになりますので、詳細につきましては、5 ページ以降をご覧くださいと思います。また、歳出につきましても、決算見込みに伴いまして、給付費の減額、また、国等からの補助金の減額による財源内訳の補正が主なものとなっておりますので、詳細をご覧くださいと思います。

続きまして、介護サービス勘定について、説明させていただきます。

歳入につきましては、補正はありません。

19ページをご覧ください。

歳出になります。第 1 款事業費、第 1 項居宅介護予防支援事業費、第 2 項介護予防・日常生活支援総合事業費に係る人件費の補正となりますので、ご覧いただければと思います。

以上、簡単ではありますが、令和 3 年度介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第 5 号 令和 3 年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第 5 号 令和 3 年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ25万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億738万3,000円とするものでございます。

また、繰越明許費、第 2 条、地方自治法第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、3 ページの第 2 表繰越明許費により、第 1 款衛生費、第 1 項簡易水道管

理費、事業名、簡易水道整備事業2,277万5,000円で、女ヶ渚の砂防工事、大前・細原線道路工事、上田代橋工事関連でございます。

6 ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目衛生費分担金、第1節工事分担金25万円の増額ですが、万座簡易水道工事に伴う増額でございます。

7 ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費、第10節需用費262万円の減額補正につきましては、現在までの施設修繕費を精査した結果に基づくものでございます。

第14節工事費85万円の減額補正につきましては、現在までの工事費を精査した結果に基づくものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金362万円の増額ですが、万座簡易水道工事進入路工事に伴う補助金を計上させていただきました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第6号 令和3年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、議案第6号 令和3年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を増額なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,749万5,000円とするものでございます。

5 ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款下水道費、第1項業務管理費、第1目総務管理費56万1,000円の増額ですが、第11節口座振替手数料、22節還付金の増額によるものでございます。

第2目管渠管理費26万6,000円の減額ですが、口座振替手数料、還付金へ利用させていただいたことによる減額でございます。

第3目処理場管理費29万5,000円の減額ですが、同じく流用させていただいたことによる

補正でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第7号 令和3年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第7号 令和3年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,496万9,000円とするものでございます。

また、繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、3ページの第2表繰越明許費により、第4款災害復旧費、第1項災害復旧費、事業名災害復旧事業499万4,000円でございます。これは、記入していませんが、女ヶ渚沢砂防工事に関連するものでございます。

6ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第4款県支出金、第1項県補助金、第2目浄化槽市町村整備事業県費補助金90万円の減額ですが、補助対象浄化槽基数が予定より減となったための補助金の減額でございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金90万円の増額ですが、浄化槽事業の精算に伴う増額でございます。

7ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第4款災害復旧費、第1項災害復旧費、第1目災害復旧費、第12節委託費55万6,000円の増額、第14節農業集落排水工事費55万6,000円の減額ですが、工事費から委託費へ流用させていただいたことによる補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎日程の変更について

○議長（土屋幸雄君） お諮りいたします。日程第15から日程第22までは、いずれも令和4年度予算関係の関連議案であります。

よって、この際、日程を変更し、日程第15から日程第22までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第8号～議案第15号の一括上程、説明、質疑

○議長（土屋幸雄君） 日程第15から日程第22までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第8号 令和4年度一般会計予算案について、提案理由を説明させていただきます。

令和4年度予算編成においては、健やかに暮らせる地域づくり、安心・安全な地域づくり、新たな日常に向けた持続可能な地域づくりを3本の柱とし、これらを着実に推進することとした予算編成となります。

令和4年度一般会計予算の総額は75億3,340万円で、予算規模は、令和3年度当初と比べてマイナス1.54%の減となります。

まず、主な歳入についてでございますが、村税全体では、前年度比1.8%減の16億4,775万4,000円となります。減少の主な要因については、農業所得等の減少を見込み、住民税が減額となっております。

地方交付税については、国から示されている地方財政対策等を参考にし、前年度比6.6%増の24億2,000万円としております。

臨時財政対策債は、交付税の増額を見込んだことから、前年より47.1%減の9,000万円としたところでございます。

また、財政調整基金につきましては、令和4年度に必ず実施しなければならない各事業予

算に充当するため、7億8,565万8,000円を取り崩すこととし、当初予算に計上することとしました。

臨財債を除く村債につきましては、5億6,380万円を計上しております。主たるものは、道路改良等に充当するための起債となります。

続いて、令和4年度に実施する施策について説明させていただきます。

まず、健やかに暮らせる地域づくりであります。スクールバス運営に要する経費として1億6,940万8,000円、福祉・医療費給付事業6,137万4,000円、保育所運営経費として4,334万6,000円を計上しております。

安心・安全な地域づくりでは、村道維持・新設・改良事業に4億8,829万2,000円、橋梁整備事業に1億1,895万円、公共交通対策事業に3,962万8,000円を計上しております。

また、令和元年度の台風19号による災害復旧として、公共土木施設災害復旧費に1億250万4,000円を計上させていただきました。

新たな日常に向けた持続可能な地域社会づくりでは、新型コロナワクチン接種体制確保事業に3,270万円、農業等労働力確保緊急支援事業に4,000万円を計上させていただきました。環境保全型農業の推進や観光振興事業にも引き続きしっかりと取り組んでまいります。

また、新婦恋会館建設に向けた予算として、2億4,000万円を計上させていただいております。

本予算に基づき、諸施策を効果的に執行することにより、人口減少を抑制し、婦恋村で豊かな暮らしができ、全村民が健康で活躍できる社会の実現に向けて全力で取り組んでまいります。村議会の皆様、村民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

大変雑駁ではありますが、提出議案の概要の一端についてご説明申し上げます。何とぞ慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、一般会計の詳細及び各特別会計、公営企業会計につきましては、各担当課長から説明させますので、併せてよろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 最初に、議案第8号 令和4年度婦恋村一般会計予算について、詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、議案第8号 令和4年度婦恋村一般会計予算の詳細説明をいたします。

令和4年度孺恋村一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ75億3,340万円と定めます。

第2条でございますが、債務負担行為から第5条、歳出予算の流用については、地方自治法で定めるものとなります。

次に、歳入歳出についてご説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

8ページの歳入歳出予算事項別明細書で、概要について説明をいたします。

まず、歳入でございます。

各款について、本年度予算額の主なものを申し上げます。参考として、前年度予算額との比較をご覧いただければと思います。

まず、1款村税、本年度予算額16億4,775万4,000円、比較でございますが、3,016万5,000円の減額となっております。11款地方交付税24億2,000万円、比較ですが、1億5,000万円の増額を見込んでおります。それから、15款国庫支出金、本年度予算額5億580万7,000円、比較でございますが3億9,138万1,000円の減額となります。災害復旧費の補助金の減額が主なものとなります。19款繰入金でございますが、本年度予算額9億8,225万8,000円、比較でございますが、2億2,315万4,000円の増額でございます。

次の9ページをお願いいたします。

22款です。村債です。本年度予算額6億5,380万円、比較でございますが、6,780万円の増額となります。

歳入合計でございますが、本年度予算額75億3,340万円、比較でございますが9,969万円の減額となります。

次に、歳出になりますが、次の10ページをお願いいたします。

款と本年度予算額でご説明をさせていただきます。

まず、1款議会費7,939万7,000円でございます。2款総務費11億6,184万3,000円、3款民生費11億9,912万9,000円、4款衛生費5億7,588万3,000円、5款労働費154万5,000円、6款農林水産業費8億7,947万8,000円、7款商工費1億8,382万4,000円、8款土木費11億4,054万6,000円、9款消防費2億5,240万9,000円、10款教育費11億9,418万9,000円、11款災害復旧費1億487万9,000円、12款公債費7億5,027万8,000円、14款予備費として1,000万円を見ております。

歳出合計でございますが、75億3,340万円、前年度との比較で9,969万円の減でございます。

財源内訳でございますが、国庫支出金について10億7,443万5,000円、地方債5億6,380万円、その他の財源で4億8,257万4,000円、一般財源を54億1,259万1,000円としております。

次に、歳入歳出の主な内容についてご説明をさせていただきます。

次の11ページをお願いいたします。

まず、歳入になります。

金額については、本年度予算額及び前年度との比較で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1款村税、1項村民税、1目個人と2目の法人税の計でございますが、本年度5億5,245万円、前年度の比較ですが、1億2,429万6,000円の減となります。

2項固定資産税、1目固定資産税、それから、2目の国有資産等所在市町村交付金の計でございますが、9億4,171万5,000円、前年との比較ですが、9,085万6,000円の増としております。

12ページをお願いいたします。

中段の6項になりますが、入湯税、1目入湯税、本年度5,101万円、比較でございますが、75万9,000円の増としております。

14ページをお願いいたします。

中段からちょっと下なんです、7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金ですが、本年度予算額2億1,700万円、前年度との比較で1,700万円の増としております。

15ページをお願いいたします。

15ページ、第9款自動車税環境性能割交付金、1項自動車税環境性能割交付金でございます。本年度1,100万円、前年との比較ですが、400万円の増としております。

下段の5項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金でございますが、前年との比較で4,189万円の減としております。

16ページをお願いいたします。

中段部の11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、本年度24億2,000万円、比較でございますが1億5,000万円の増額です。

19ページをお願いいたします。

19ページ、下段、15款国庫支出金、1項国庫負担金でございます。1目民生費国庫負担金、本年度1億8,353万1,000円、比較でございますが250万5,000円の増額としております。

20ページお願いいたします。

20ページの2目衛生費国庫負担金、本年度1,562万円、比較ですがマイナスの2,274万1,000円の減としております。これについては、説明欄にもありますが、感染症予防接種負担金として、1,366万2,000円等を見ております。

それから、3目災害復旧費国庫負担金ですが、本年度453万円、前年度との比較ですが2億7,995万円の減としております。これについては、説明欄ですが、公共土木施設災害復旧費負担金が453万円と減になっております。

それから、4目教育費国庫負担金、本年度349万9,000円、比較でございますが、246万6,000円の増でございます。計でございますが、本年度2億718万円、比較欄ですが、2億9,772万4,000円の減としております。

次の2項国庫補助金ですが、21ページでございますが、主なものとして、4目教育費国庫補助金、本年度予算額912万2,000円、前年比較で363万5,000円の増としております。これについては、説明欄のところにもありますが、文化財保存事業費の国庫補助金として871万7,000円等を見ております。

それから、5目総務費国庫補助金、本年度予算額8,596万8,000円、比較ですと1,895万円の減としております。これについて、説明欄で主なものですが、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金として4,000万円ほかを見ております。

それから、8目衛生費国庫補助金、本年度予算額1,881万1,000円、比較でございますが、1,481万7,000円の減としております。これも説明欄ですが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金として、同じく1,881万1,000円としております。

合計でございますが、計ですが、本年度2億9,671万4,000円、比較ですと、9,344万7,000円の減となります。

25ページをお願いいたします。

25ページですが、16款の県支出金になります。3項委託金、1目総務費委託金ですが、本年度4,313万2,000円、比較欄ですが59万2,000円の減となります。主な事業でございますが、説明欄で参議院議員の選挙事務の委託金として857万7,000円等を見ております。

28ページをお願いいたします。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度7億8,565万8,000円、比較ですが、1億6,845万5,000円の増としております。

7目振興開発基金繰入金、これについては、本年度530万円、比較ですと2,130万円の減

としております。

16目愛する婦恋基金繰入金ですが、本年度6,600万円、比較ですと3,400万円の減としております。

17款文化会館建設基金繰入金、本年度1億2,500万円、比較で1億2,500万円の増としております。これについては、基金を入れるものとしております。

計ですが、9億8,225万8,000円、比較ですと、2億3,815万5,000円の増としております。30ページをお願いいたします。

30ページ下段のところになります。21款諸収入の5項雑入になります。4目雑入ですが、5,571万円を見ております。比較ですと、3,154万4,000円の減でございます。これについては、地域通貨券が減となっているものが主な内容となっております。

33ページをお願いいたします。

22款村債、1項村債、6目臨時財政対策債でございますが、本年度9,000万円、比較で8,000万円の減としております。

9目辺地対策事業債、本年度2億9,940万円、比較で1億7,440万円の増でございます。

11目過疎対策事業債、本年度2億1,720万円、比較ですと5,820万円の増としております。34ページをお願いいたします。

歳入の計でございますが、本年度6億5,380万円、比較ですと6,780万円の増としております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

主なものとして説明させていただきます。

44ページをお願いいたします。

44ページ、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費になります。本年度4億1,495万8,000円、比較で1,822万円の増としております。主な事業として、次の45ページの説明欄の中段より下のところになりますが、公共交通対策事業として3,962万8,000円を見ております。これについては、デマンドバスの運行委託料2,055万7,000円等を見ております。

最後のところになりますが、過疎山村振興地域振興事業として3,831万6,000円としております。

52ページをお願いいたします。

52ページ、同じく説明欄になりますが、上の段のポチで、地域おこし協力隊運営事業として、9,007万5,000円を見ております。

続いて、53ページの下段のところになりますが、移住定住促進事業として、484万1,000円を見ております。

54ページをお願いいたします。

下段のところになりますが、鎌原観音堂周辺整備事業として2,488万8,000円を見ております。

続いて、63ページをお願いいたします。

63ページになりますが、2目賦課徴収費、本年度予算額が8,947万8,000円、比較ですと、5,027万5,000円の増額でございます。主な事業として、64ページの説明欄の中段よりちょっと下になりますが、デジタル航空写真撮影業務委託料として3,764万2,000円を見ております。

68ページをお願いいたします。

68ページの2款総務費、4項選挙費になります。4目参議院議員選挙費898万8,000円の増でございます。これについては、説明欄に参議院議員選挙実施事業として898万8,000円としております。

次の69ページになりますが、群馬県議会議員選挙費252万円の増としております。説明欄ですが、群馬県議会議員選挙実施事業として252万円を見ております。これについては、次年度になりますが、3月中にいろんなちょっと経費がかかるものですから、今回予算組みをさせていただいております。

76ページをお願いいたします。

76ページ、3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、本年度2億1,921万4,000円、比較ですが、1,934万8,000円の減としております。主な事業でございますが、説明欄の2つ目の丸ですが、介護保険特別会計繰出金が1億6,008万9,000円としております。

82ページをお願いいたします。

82ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度4,932万2,000円、比較ですと、793万1,000円の増としております。主な事業として、次の83ページ上段部分の子育て支援拠点事業として755万円、それから、下段のほうになりますが、子育て世代包括支援センター事業として445万1,000円を見ております。

88ページをお願いいたします。

88ページ下段の4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度1億8,475万円、比較ですと6,005万円の減としております。主な事業としては90ページをお願いいたし

ます。

90ページの説明欄になりますが、下段の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として3,270万円としております。

99ページをお願いいたします。

99ページですが、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、本年度1億5,078万7,000円、比較ですと3,484万1,000円の増としております。主な事業としては、次の100ページをお願いいたします。

100ページの説明欄ですが、2つ目の丸になりますが、中段部になりますが、孀恋農業のイメージアップ事業、それで2,000万円、それから、「野菜王国・ぐんま」強化対策総合事業として1,680万円を見ております。

102ページをお願いいたします。

102ページ、2つ目の丸ですが、鎌原観音堂周辺整備事業5,079万円、主な事業としては、12節の下段のところになりますが、観音堂周辺整備工事設計委託料132万円、それから、14節の観音堂周辺整備工事費3,300万円を見ております。

次の103ページの下段をお願いいたします。

5目農地費、本年度5億9,043万5,000円、比較ですが9,197万9,000円の増としております。主な事業として、105ページをお願いいたします。

105ページの14節になりますが、農林水産業施設工事費として1億3,800万円、それから、多面的機能支払交付金事業1億181万2,000円、農地耕作条件改善事業として1億4,170万円を見ております。

それから、下段のところになりますが、6款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費、本年度5,862万円、比較ですが576万6,000円の減としております。主な事業として、次の106ページをお願いします。

説明欄になりますが、2つ目の有害鳥獣対策事業2,609万2,000円を見ております。

109ページをお願いいたします。

109ページの上段部分、24節になりますが、森林環境譲与税基金積立金として701万円を見ております。

112ページをお願いいたします。

112ページ、7款商工費、1項商工費、3目観光費、本年度1億187万7,000円、比較になりますが、1,323万円の減としております。主な事業として、次の113ページの中段になり

ますが、観光施設整備事業として2,492万3,000円を見ております。

次の114ページをお願いいたします。

先ほどの観光施設工事として、14節になりますが、1,500万円を予算づけをしております。

122ページをお願いいたします。

122ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、本年度3億3,651万2,000円、前年の比較ですが、2,080万6,000円の増としております。

主な事業として、次の123ページの説明欄の村道維持管理事業ですが、2億5,409万2,000円を見ております。主な内容としては、14節村道工事費が主な内容で、2億500万円を見ております。

124ページをお願いいたします。

124ページ、2目道路新設改良費、本年度3億5,815万円、比較ですが4,680万円の減、説明欄で橋梁整備事業として1億1,895万円、それから、道路改築事業として2億3,420万円を見ております。

127ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、3目消防施設費1,333万7,000円、前年の比較ですと9,732万円の減でございます。主な事業として、説明欄ですが、消防施設整備事業として1,333万7,000円としております。主な内容としては、設計委託費、これは第7分団の詰所の設計委託で275万円等を見ております。

134ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、4目給食センター運営費、本年度1億3,956万1,000円、比較ですが、1,204万2,000円の増としております。主な事業として、説明欄ですが、給食センター運営事業1億1,734万円を見ております。

136ページをお願いいたします。

136ページの14節のところです。食器消毒保管庫交換工事297万円、それから、厨房の脱水機の交換工事506万円としております。

137ページをお願いいたします。

10款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費、本年8,677万2,000円、比較で1億394万3,000円の減としております。主な事業として、138ページをお願いいたします。

138ページの説明欄でございますが、17節の施設用備品購入を434万5,000円を見ております。これについては、学校で使用するタブレット等の購入を見ております。

141ページをお願いいたします。

141ページ上段部分の小学校統合事業として1,487万8,000円を見ております。これについては、小学校の工事費、これ千俣小になりますが、935万円、それから、田代小跡地の駐車場新設工事の500万円を見ております。

142ページをお願いいたします。

142ページの10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、本年度1億1,475万1,000円、6,050万5,000円の増としております。主な事業として、143ページの下段のところですが、14節ですが、中学校の改修工事として6,626万4,000円を見ております。これについては、体育館の屋根の改修工事を見ております。

147ページをお願いいたします。

147ページ、10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、本年度1億4,799万6,000円、比較でございますが611万3,000円の増としております。主な事業としては、次の148ページの14節東部こども園の工事として2,420万円と見ております。主なものは、トイレの改修工事だそうです。

154ページをお願いいたします。

154ページの10款教育費、5項社会教育費になります。2目公民館費2億4,907万5,000円、比較ですが、前年比較で2億3,872万6,000円の増、主な事業としては、156ページをお願いいたします。

156ページの説明欄ですが、新婦恋会館建設事業として2億4,000万円、主なものとして、12節の設計委託ほか1億250万円、それから、新婦恋会館建設に伴う関連工事として1億2,500万円、それと、16節の公有財産購入として1,210万円を見ております。

158ページをお願いいたします。

6目資料館運営費、本年度5,116万9,000円、比較でございますが、1,910万4,000円の増としております。主な事業としては、160ページの説明欄になりますが、鎌原観音堂周辺整備事業として2,623万7,000円としております。主なものは、発掘委員報酬等、発掘に関するものと、12節の地域計画作成支援業務委託680万円、それから、鎌原遺跡測量業務委託250万円等を見ております。

165ページをお願いいたします。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、2目河川災害復旧費、比較ですが2億5,000万円の減でございます。説明欄ですが、河川災害復旧工事を1億円として前年度から

は減額としております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 休憩いたします。

1時から再開します。

休憩 午後 零時 02分

再開 午後 1時 01分

○議長（土屋幸雄君） 再開いたします。

次に、議案第9号 令和4年度嬭恋村国民健康保険特別会計予算について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 議案第9号 令和4年度嬭恋村国民健康保険特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億4,980万1,000円、直営診療所施施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,209万1,000円とするものでございます。

それでは、事業勘定から説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

まず、歳入ですが、本年度予算額第1款国民健康保険税4億5,787万5,000円、2款使用料及び手数料1,000円、3款国庫支出金1,000円、4款県支出金9億8,709万9,000円、5款財産収入2万円、6款繰入金1億479万2,000円、7款繰越金ゼロ、8款諸収入1万3,000円、歳入合計で15億4,980万1,000円、前年度比較4,013万円の増となっております。

次に、5ページの歳出ですが、本年度予算額1款総務費1,076万4,000円、2款保険給付費9億5,225万5,000円、3款国民健康保険事業費納付金5億4,388万4,000円、4款共同事業拠出金1,000円、6款保健事業費3,667万3,000円、7款基金積立金2万円、8款公債費1,000円、9款諸支出金620万3,000円、10款予備費ゼロ、歳出合計15億4,980万1,000円、前

年度比較費4,013万円の増でございます。

財源の内訳としましては、国県支出金 9 億8,710万円、その他 1 億481万3,000円、一般財源 4 億5,788万8,000円となっております。

次に、歳入の主なものを説明させていただきます。

次の 6 ページをご覧ください。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、合計額 4 億5,787万5,000円で、前年度比 1,851万1,000円の増でございます。これは推計により算出された数字となっており、前年度より全体的に増額された数字となっております。

続きまして、7 ページの中段になります。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金 9 億8,709万8,000円で、前年度比421万1,000円の増です。これは主に節区分に特別交付金の説明欄にある県繰入金（医療分）の増額によるものです。これは県より算出された数字となっております。

次のページ、8 ページをご覧ください。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金8,539万6,000円で、前年度比1,025万9,000円の増となります。これは節区分の 1 から 3 の保険基盤安定繰入金及び未就学児均等割保険料繰入金が増額としたものです。

同じく、6 款、下のページの 2 項基金繰入金、1 目基金繰入金1,939万6,000円で、740万5,000円の増です。事業費納付金の増額により基金からの繰入金を増額としたものです。

続きまして、主な歳出の説明をさせていただきます。

11ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費については、計の一番下の欄、927万3,000円、前年比140万円の増となります。これは主に節区分12委託料、説明欄の12のシステム改修業務委託料が新規に増となっているものです。

次のページ、12ページの下段になります。

2 款保険給付費、第 1 項療養諸費の計は13ページになりますが、8 億3,200万円、前年度比110万円の減、同じく第 2 款 2 項高額療養費の計 1 億1,050万円で、前年度比55万円の減。これら第 2 款の 1 項、2 項の減額につきましては、退職者医療制度の廃止に伴い、それに関連する退職被保険者に関する部分について、予算をゼロとしたことによるものです。

14ページをお願いします。

同じく、2 款の保険給付費、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金840万5,000円、前

年度比210万1,000円の減。これは説明欄18の出産育児一時金の対象者数が減る見込みによる金額の減となります。

15ページ、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分等、1目一般被保険者医療給付費分3億4,834万5,000円、前年度比2,802万5,000円の増。同じく3款2項後期高齢者支援金分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分1億4,125万6,000円、前年度比1,220万5,000円の増。

16ページをお願いします。

3款第3項介護納付金分、1目介護納付金分計5,428万3,000円、前年度比296万8,000円の増です。これらの第3款の国民健康保険事業費納付金につきましては、県に納める納付金の額が県の算定により増額されたものとなります。

6款保健事業費、1項保健事業費、2目疾病予防費、前年度比25万4,000円の減。3目特定健康審査等事業費、前年比18万1,000円の増。4目歯科保健事業15万7,000円の減。合計で3,667万3,000円、前年対比24万円の減となります。

事業勘定分の説明については以上になります。

次に、直営診療所施設勘定について説明させていただきます。

22ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

歳入です。本年度予算額、第6款財産収入6,000円、8款繰入金2,208万5,000円、10款諸収入ゼロ、歳入合計金額2,209万1,000円で、前年度比較1,520万円の減です。

続きまして、歳出になります。

1款総務費の本年度の予算額は2,209万1,000円で、前年度比較1,520万円の減です。

減の主な理由につきましては、毎年行っていた指定管理運営資金貸付金1,500万円を契約年度で精算するとしたことにより、歳入につきましては24ページ、第10款諸収入を減、歳出につきましては第1款総務費、1項施設管理費、説明欄の一般管理費の中で、一般会計繰出金の運転資金貸付金の計上1,500万円を省いたことによるものです。

以上で、令和4年度国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第10号 令和4年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計予算について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） それでは、議案第10号 令和4年度孺恋村後期高齢者医療特別会計予算について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,059万5,000円とするものでございます。それでは、3ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

歳入、本年度予算、1款後期高齢者医療保険料1億3,772万5,000円、2款広域連合支出金100万円、4款繰入金4,475万3,000円、5款諸収入711万6,000円、6款繰越金1,000円、歳入合計額1億9,059万5,000円、前年度比較1,231万5,000円の増です。

次に、歳出になります。

次の4ページをお願いいたします。

本年度予算額、1款総務費231万9,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金1億7,806万5,000円、3款諸支出金60万1,000円、4款保険事業費841万円、5款予備費120万円、歳出合計1億9,059万5,000円、前年度比較1,231万5,000円の増となっております。

財源の内訳としましては、その他が100万円、一般財源が1億8,959万5,000円となっております。

歳入の主なものについて説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療特別徴収保険料、比較359万8,000円の増、2目後期高齢者医療普通徴収保険料、比較963万6,000円の増、計1億3,772万5,000円、前年度比1,323万4,000円の増です。これは、対象者の増と税率の改定により増額となったものです。

次に、4款繰入金1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金3,549万2,000円、前年度比388万円の増額です。

6ページをお願いします。

5款諸収入の一番下の段になります。3項受託事業収入、1目受託事業収入650万9,000円、前年度比441万2,000円の減です。こちらにつきましては、説明欄の後期高齢者医療広域連合受託事業収入ですが、広域連合からの受託事業について、コロナの影響により事業を縮小したことによる歳入の減となります。

次に、歳出になります。

8 ページをお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費58万9,000円、前年度費660万6,000円の減になります。これは先ほど歳入で説明しました広域連合の受託事業費を縮小することにより、職員及び会計年度職員の給料及び手当を減額したためです。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金 1 億7,806万5,000円、前年度比1,713万9,000円の増です。これは、説明欄の後期高齢者医療広域連合納付金になりますが、広域連合から示された額により増とするものです。

9 ページの 4 款になります。保健事業費、1 項保健事業費、2 目疾病予防費841万円、前年度比193万6,000円の増額です。主に、次の10ページの説明欄にあるのですが、特定検診委託料及び人間ドックの検診費補助金の金額の増額によるものです。

以上、令和 4 年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明とさせていただきます。
よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第11号 令和 4 年度嬭恋村介護保険特別会計予算について、詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） それでは、議案第11号 令和 4 年度嬭恋村介護保険特別会計予算について説明させていただきます。

介護事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 億8,283万6,000円、介護サービス勘定の歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ2,141万3,000円と定めるものでございます。

介護事業勘定から説明させていただきます。

3 ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、まず歳入についてです。

第 1 款保険料 2 億1,318万4,000円、第 3 款国庫支出金 2 億2,975万円、第 4 款支払基金交付金 2 億5,513万1,000円、第 5 款県支出金 1 億4,102万8,000円、第 6 款財産収入 5 万円、第 8 款繰入金 1 億4,368万9,000円、第 9 款繰越金1,000円、第10款諸収入3,000円、歳入合計 9 億8,283万6,000円、前年度に比較しますと3,854万円の減額となっております。

続きまして、4 ページをご覧ください。

歳出でございますが、第1款総務費1,240万5,000円、第2款保険給付費9億1,100万円、第4款地域支援事業費5,657万6,000円、第6款基金積立金5万円、第7款予備費200万円、第8款諸支出金80万5,000円、歳出の合計といたしまして、9億8,283万6,000円、前年度に比較しまして3,854万円の減額となっております。

財源内訳ですが、国県支出金3億7,077万8,000円、その他財源2億5,518万1,000円、一般財源3億5,687万7,000円となっております。

続きまして、歳入の主なものを説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料2億1,318万4,000円、前年度比9万6,000円の減額となっております。

次の第3款国庫支出金から、6ページ、第4款支払基金交付金、7ページ、第5款県支出金につきましては、保険給付費が減少傾向にあるため前年度より減額となっております。

8ページをご覧ください。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、合計で1億4,368万9,000円。これにつきましては、一般会計からの法定分の繰入金を計上しております。

9ページをご覧ください。

第8款繰入金、第2項基金繰入金ですが、令和4年度につきましては、当初予算での基金の繰入金は見込んでおりません。

次に、歳出の主なものについて説明させていただきます。

11ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、今年度につきましては、12節の介護保険のシステム改修に伴う改修費と、17節の基幹系のパソコン2台の購入をさせていただきたいと思っております。

12ページから15ページにかけまして、保険給付費の歳出額を計上させていただいているところですが、令和3年度のサービス給付費の実績を基に算定しております。サービス給付費につきましては、多くが減少傾向にあります。

12ページの下段になりますが、第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目居宅介護サービス給付費につきましては400万円の増額となっております。

この項目につきましては、デイサービスでありますとか、ヘルパー、ショートステイなどの利用に係るサービス給付費が該当します。

また、13ページ第3目施設介護サービス介護費につきましては、2,000万円の減額となっております。

17ページをご覧ください。

第4款地域支援事業、第2項包括的支援事業・任意事業の第5目任意事業でございますが、これにつきましては、認知症サポーターの養成講座、成年後見、配食サービス、紙おむつなどの事業の経費となっております。

令和3年度に小学生を対象といたしました認知症キッズサポーター養成講座を実施したところ、13名の小学生に参加いただきました。令和4年度におきましても多くの世代の方に認知症や高齢者のことを理解していただくための養成講座を実施予定です。

18ページをご覧ください。

第7目生活支援体制整備事業費、これにつきましては社会福祉協議会への委託事業で、月に1回協議体という会議を開催していただきまして、地域の困り事を拾い出し、地域で解決する仕組みづくりを検討していただいております。

同じページ、第8目認知症総合支援事業。これにつきましては、令和3年度より家族介護相談事業を毎月開催しております。介護で困っている方や不安を抱えている家族に対しまして、長年認知症介護に携わって来た看護師さんが相談を受けてくださっております。誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して生活していける環境づくりの一環として、令和4年度におきましても月に1回のペースで相談会を実施していきたいと考えております。

19ページをご覧ください。

第4款地域支援事業費、第3項介護予防生活支援サービス事業費、第1目介護予防生活支援サービス事業費、これにつきましては要支援の方が利用するサービスの負担金となっております。

20ページをご覧ください。

地域介護予防活動支援事業になります。

これにつきましては、フレイルサポーターの養成講座を例年開講しておりますが、令和4年度につきましては新規事業といたしまして、介護予防人材育成研修費として29万円を計上させていただいております。また、ヘルパーの養成講座につきましては、一般会計のほうで計上させていただいております。

次に、介護サービス事業勘定について説明させていただきます。

28ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

歳入ですが、第1款サービス収入550万円、第2款繰入金1,591万3,000円、歳入合計2,141万3,000円、前年度比17万8,000円の増額となっております。

次に、歳出ですが、29ページをご覧ください。

第1款事業費2,141万3,000円、合計も同額の2,141万3,000円。前年度比較として17万8,000円の増額となっております。財源内訳につきましては、全額一般財源となっております。

歳入の主なものですけれども、30ページをご覧ください。

第1款サービス収入、第1項介護予防サービス計画費収入330万円、第2項介護予防・日常生活支援総合事業費収入220万円、前年と比較しまして30万円の減額となっております。

第2款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金1,591万3,000円、37万8,000円の増額となっております。

続きまして、歳出ですが、第1款事業費、第1項居宅介護予防支援事業費1,709万7,000円、前年度比9万9,000円の増額。第2項介護予防日常生活支援総合事業費431万6,000円、前年比7万9,000円の増額となっております。これらにつきましては、人件費の増が主要因となっております。

以上、簡単ではありますが、令和4年度介護保険特会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第12号 令和4年度嬭恋村簡易水道事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第12号 令和4年度嬭恋村簡易水道事業特別会計予算について、説明させていただきます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,802万5,000円とするものでございます。

歳入の主な項目ですが、1ページをご覧ください。

第1款分担金及び負担金99万円、第2款使用料及び手数料8,088万7,000円、第6款繰入金3,920万8,000円、第7款繰越金500万円、第8款諸収入34万円、第9款村債1億160万円でございます。

歳出の主な項目としまして、2ページをご覧ください。

第1款衛生費1億6,857万4,000円、第3款公債費5,925万1,000円、第4款予備費20万円でございます。

6ページをご覧ください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目衛生費分担金99万円と、前年比2,546万円の減額です。要因は万座の工事費の減少です。第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目簡易水道使用料ですが、8,088万7,000円と、前年比156万8,000円の減額でございます。3年度実績見込みによるものでございます。

次に、7ページをご覧ください。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金でございますが、3,920万8,000円と、219万円の増額でございます。第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金でございますが、500万円で前年比925万7,000円の減額でございます。第8款諸収入、第3項雑収入、第1目雑収入は、34万円を計上いたしました。第9款村債、第1項特別地方債、第1目衛生費は1億160万円で、前年比780万円の減額です。

8ページをご覧ください。

歳出の主な内容について説明させていただきます。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費1億6,857万4,000円で、前年比4,057万円の減額です。

一般管理費の主なものを説明させていただきます。

一番右の説明欄で、職員人件費は982万3,000円、一般管理費は6,085万1,000円です。内訳としまして、会計年度任用職員給料358万8,000円ほか手当、第10節の電気料534万6,000円、用水ポンプの電気料です。

9ページをご覧ください。

施設修繕費833万3,000円、漏水修理やメーター器の交換費用などです。第12節公営企業会計移行事務委託料913万円です。

10ページをご覧ください。

第15節定期交換用量水器579万9,000円、第18節簡易水道工事補助金105万円、万座簡易水道の補助金です。簡易水道整備事業の第14節簡易水道施設工事費7,700万円、田代、バラギ、大笹、中原・山梨、大平、西窪、袋倉、万座の各簡易水道の工事費を計上させていただきます。

した。

11ページをご覧ください。

第3款公債費、第1項公債費は合計5,925万1,000円と、前年比327万5,000円の増額となっております。

12ページをご覧ください。

第4款予備費は20万円と、昨年と同様でございます。

13ページの地方債の現在高、14ページ以降の給与明細書につきましては、後ほど確認いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第13号 令和4年度婦恋村上水道事業会計予算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、議案第13号 令和4年度婦恋村上水道事業会計予算について、説明させていただきます。

初めに、第2条、業務の予定量でございますが、給水戸数5,289戸、年間総配水量155万5,000トン、1日平均配水量4,260トン、1日最大配水量6,489トン、主な建設改良工事といしまして本管布設替工事でございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、水道事業収益は1億8,649万9,000円でございます。支出の水道事業費用は1億7,480万円でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入につきましては2,300万円を予定しています。資本的支出につきましては1億833万8,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,533万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金から補填をいたします。

次に、第5条、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費2,567万8,000円、第6条の棚卸資産の購入限度額は2,116万2,000円でございます。

3ページをご覧ください。

収益的収入の主なものを読ませていただきます。

第1款水道事業収益は1億8,649万9,000円、前年比133万6,000円の減額です。第1項営業費用営業収益、第1目給水収益を1億7,891万9,000円とし、前年比26万9,000円の減額で

す。また、第2項営業外収益、第6目の長期前受金戻入を633万9,000円とし、前年比122万8,000円の減額でございます。

4ページをご覧ください。

第2款水道事業費用は1億7,480万円、前年比24万7,000円の増額です。第1項営業費用、第1目配水及び給水費が1億1,114万8,000円で、前年比96万6,000円の増額でございます。

4ページ下段、委託料のメーター検針委託料415万8,000円、その他委託料430万3,000円で、主に配水池の清掃費用などを計上いたしました。

5ページをご覧ください。

使用料のシステム使用料211万9,000円、会計システムの使用料です。修繕費の管路・施設修繕費550万円、量水器交換費827万5,000円、路面復旧費としまして合計1,705万円、材料費の定期交換用量水器2,053万4,000円でございます。第2項営業外費用、第3目消費税及び地方消費税につきまして600万円で、3年度実績に基づく金額とさせていただきました。

6ページをご覧ください。

資本的収入につきましては、第1項資本剰余金、第3目工事負担金300万円で、芦生田地区道路建設改良工事に伴う負担金収入です。

第2項企業債、第1目企業債は配水管布設替工事に充当予定で2,000万円を予定しております。

資本的支出につきましては、1億833万8,000円を見込みました。前年比875万7,000円の増額でございます。

主な支出は、第1項建設改良費、第3目構築物配水部門で、配水管布設替工事費、工事設計委託料等の計6,810万円が主なものでございます。

また、第2項企業債償還金、第1目企業債償還金を3,415万8,000円計上させていただきました。

7ページをご覧ください。

令和4年度上水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

一番下の行、右下になりますが、資金期末残高の予定が4億975万4,950円でございます。次に、8ページをご覧ください。

給与費明細ですが、職員数は3年度と同数の4名の予算となっています。

11ページをご覧ください。

令和4年度上水道事業会計予定貸借対照表でございますが、右側下段の固定資産合計14億

12万73円です。

12ページをご覧ください。

右側の上、流動資産合計 5 億3,317万9,680円ございまして、資産合計19億3,329万9,753円でございます。

次に、12ページ中ほどからの負債の部でございますが、13ページの6繰延収益、右側上から3段目の負債合計 4 億3,331万9,116円でございます。

資本の部では、8剰余金合計、右側下から3段目の8億179万7,231円、資本合計14億9,998万637円、負債資本合計は19億3,329万9,753円でございます。

14ページから17ページにかけまして、3年度の予定損益計算書並びに予定貸借対照表です。後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、上水道事業会計の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第14号 令和4年度婦恋村公共下水道事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第14号 令和4年度婦恋村公共下水道事業特別会計予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億2,621万7,000円でございます。

歳入の主な項目ですが、1ページをご覧ください。

第1款分担金及び負担金50万1,000円、第2款使用料及び手数料6,200万1,000円、第3款国庫支出金1,650万円、第6款繰入金2億1,341万3,000円、第7款繰越金700万円、第9款村債2,680万円でございます。

歳出の主な項目としまして、2ページをご覧ください。

第1款下水道費1億657万6,000円、第3款公債費2億1,954万1,000円、第4款予備費10万円でございます。

7ページをご覧ください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目下水道事業費分担金ですが、50万1,000円と、前年と同額です。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目下水道使用料ですが、6,200万1,000円と、前年比298万4,000円の減額でございます。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道事業費国庫補助金ですが、1,650万円と、前年比950万円の増額でございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金でございますが、2億1,341万3,000円と、前年比568万4,000円の減額です。

8ページをご覧ください。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金は700万円と、昨年と同様の計上でございます。

第9款村債、第1項村債、第1目下水道債は2,680万円と、前年比825万円の増額でございます。

次に、9ページをご覧ください。

歳出の主な内容について説明させていただきます。

第1款下水道費、第1項業務管理費、第1目総務管理費は1,969万9,000円と、前年比125万4,000円の増額です。

10ページをご覧ください。

第2目管渠管理費は1,346万円で、前年比72万6,000円の増額です。第10節の電気料468万円、施設修繕費350万円、第12節マンホールポンプ点検・管渠調査委託料431万1,000円が主なものです。

第3目処理場管理費は2,740万4,000円で、前年比93万5,000円の増額です。第10節の電気料453万6,000円、施設修繕費499万9,000円が主なものです。

11ページをご覧ください。

第12節処理場維持管理委託料1,188万円などです。

第1款第2項下水道事業費、第1目公共下水道事業費は4,601万3,000円で、前年比1,784万8,000円の増額です。第12節公営企業会計移行事務委託料1,339万8,000円、第14節下水道工事費3,250万円。内容は防災安全交付金事業による処理施設の設備工事が主なものです。また、債務負担行為として、3ページですが、第2表に、事項公共下水道事業費、期間令和5年度、限度額を1億3,000万円予定させていただいています。

11ページをお願いいたします。

第3款公債費、第1項公債費、第1目元金1億9,465万6,000円と、前年比581万円の減額

です。

12ページをご覧ください。

第2目利子2,488万4,000円で、前年比587万1,000円の減額です。

第4款予備費は10万円と、昨年と同額でございます。

13ページの地方債、14ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほど確認いただきたいと思います。

以上で、公共下水道事業特別会計の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第15号 令和4年度嬬恋村農業集落排水事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第15号 令和4年度嬬恋村農業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,752万2,000円でございます。

歳入の主な項目ですが、1ページをご覧ください。

第1款分担金及び負担金200万2,000円、第2款使用料及び手数料6,424万5,000円、第3款国庫支出金720万円、第4款県支出金282万円、第6款繰入金1億104万3,000円、第7款繰越金700万円、第9款村債1,320万円でございます。

歳出の主な項目としまして、2ページをご覧ください。

第1款農業集落排水事業費1億714万2,000円、第2款公債費9,028万円、第3款予備費10万円でございます。

6ページをご覧ください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目集落排水事業費分担金50万1,000円で、550万円の減額でございます。災害環境補償費の減額が主な要因です。

第2目個別排水整備事業費分担金150万1,000円で、50万円の増額です。浄化槽計画基数の増加によるものでございます。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目の集落排水使用料ですが、4,605万

4,000円と、前年比231万3,000円の増額です。令和3年度実績に基づく増額でございます。

第2目の個別排水使用料は1,819万1,000円と、140万9,000円の増額です。同じく実績に基づく増額でございます。

次に、第3款国庫支出金、第1項農業集落排水事業国庫補助金、第1目集落排水事業国庫補助金720万円で、前年比247万5,000円の増額です。浄化槽計画基数の増加による増額でございます。

7ページをご覧ください。

第4款県支出金、第1項県補助金、第2目浄化槽市町村整備推進事業県補助金282万円で、前年比93万円の増額です。同じく浄化槽計画基数の増加による増額でございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金でございますが、1億104万3,000円で、前年比1,118万円の減額です。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金は700万円で、昨年と同額でございます。

8ページをご覧ください。

第9款村債、第1項村債、第1目下水道債1,320万円で、前年比115万1,000円の減額です。浄化槽設置工事関係及び公営企業会計移行事務関係でございます。

次に、歳出の主な内容について説明させていただきます。

9ページをご覧ください。

第1款農業集落排水事業費、第1項業務管理費、第1目総務管理費は1,247万9,000円で、前年比60万4,000円の増額です。

10ページをご覧ください。

第2目管渠管理費は1,222万4,000円で、前年比41万5,000円の増額です。主なものとしまして、第10節の施設修繕費376万8,000円、第12節マンホールポンプ点検管渠調査委託料487万3,000円でございます。

第3目処理場管理費は2,819万円と、前年比147万円の増額です。主なものは、10節の電気料879万6,000円、施設修繕費が395万5,000円、11ページの12節処理場維持管理委託料963万6,000円、汚泥処分委託料343万2,000円でございます。

第1款農業集落排水事業費、第2項農業集落排水事業費、第1目集落排水事業費1,228万円で、対前年843万1,000円の減額でございます。減額的主要因は、第12節農業集落排水台帳整備業務委託費の図面デジタル化業務が完了したことが主要因です。固定資産調査業務を引き続き実施する予定です。第14節の工事費150万円は、公共ます新設工事などの費用

です。

第2目個別排水整備事業は4,196万9,000円で、前年比649万8,000円の増額です。増額の主な要因は、浄化槽設置予定基数を15基とし、前年度比5基増加したことが主な要因です。主なものは、第10節施設修繕費300万円、第11節汚泥引抜清掃料1,260万9,000円。

12ページをご覧ください。

第12節浄化槽保守管理委託料が1,163万1,000円、第14節浄化槽設置工事費が1,410万円でございます。

第2款公債費、第1項公債費では、計9,028万円と、526万円の減額となっております。

13ページをご覧ください。

第3款の予備費につきましては、10万円で昨年と同額でございます。

第4款災害復旧費はありません。

14ページの地方債の現在高、15ページ以降の給与費明細書につきましては後ほどご覧いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 以上で、令和4年度予算に関する当局の説明は終わりました。

ただいまから総括質疑を行います。

質疑は令和4年度予算に関する総括的質疑に限り行います。

通告により伊藤洋子さんの質疑を認めます。

伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それでは、座って、私の総括質疑をさせていただきます。

2点について行いますので、よろしくお願いいたします。

1点目は、令和元年の台風19号の災害、そして10月頃からの新型コロナ感染の広がり、およそ3年間ほど通常の行政が難しい状況でした。新型コロナ対応は、まだ終わったとは言えませんが、多くの村民は3回目接種を終えるのももう少しといった状況だと思います。

そういう中で、令和4年度予算を審議するわけですが、村長は予算の概算説明において、総合計画並びに総合戦略に盛り込まれた各事業において、特に重点化すべきとされた事業について、優先的に配分することとしたと話されました。

そこで、質問ですが、重点化すべきと挙げているのは、言わば令和4年度予算ではどういう事業を重点的に取り組むのか、端的に表現するならば、目玉とも言うべき施策は何なのか。ハード面とソフト面で2例ほど挙げて説明してください。

あえて、ソフト面について取り上げたのは、例えば以前全員協議会などで住民から窓口対応などで不満が寄せられるということが出されたことがあります。そのときに、職員で解決策を話し合うことで、今の窓口の形になり、村民からも好評を得ているところです。これには予算はかかっていませんが、成果は住民によく伝わっていることと思います。

このように各課で問題を見つけて解決に向けて協議し合うことで、住民サービス向上になると考えますので、2例ほど挙げて説明をお願いします。

民間でも、こういう担当部署ごとに、年間の目標を決めて努力したことで、お客様のサービス向上につながったという成功例がよく報道されています。こうした小さな取組が、村民からの信頼に、大きくなることと確信しますので、先ほどとダブりますけれども、説明をお願いしたいと思っております。

2点目です。

新型コロナ感染禍と現在の灯油、ガソリン価格の高騰で、村民生活は厳しい状況になっています。そうした声が村長にも届いていることと思います。

1つ目の質問に関連すると思いますが、足かけ3年になるコロナ禍での村民の方々は厳しい状況にある中、予算編成に向けて村長の思いが予算にどう生かされたのでしょうか。

令和3年度における新型コロナ感染臨時交付金の追加分、交付税の増額分、新年度予算において、村民生活支援の対応策はどうなっているのか、説明を求めます。

以上、2点についてお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 令和4年度の予算に対する総括質問にお答えをさせていただきます。

初めに、令和4年度予算の重点事業を、ハード面とソフト面の2例ほど挙げて説明してもらいたいとのご質問でございますが。

まず、ハード面の1つ目に、新婦恋会館の建設事業があります。内容的には設計委託と解体工事などを計画しております。総合計画では生涯学習の推進に位置づけられますが、具体的には生涯学習、文化芸術活動の充実、村民のニーズに応えられる図書の提供になります。

また、総合計画の消防・防災対策の強化にも位置づけられますが、住民の生命を守るための避難所として必要性が高い施設整備であると考えております。

2つ目でございますが、鎌原観音堂周辺整備事業として、郷土資料館の増築、地域交流センターの増築、農産物直売所のテラスの設置を計画しております。

この事業は、地方創生拠点整備交付金を予定しており、補正予算と新年度予算を組み合わせで進めたいと考えております。

総合計画では、交流活動の推進、文化遺産の保護と活用、農林水産業の振興に位置づけられます。鎌原地区は今年、天明3年の大災害から240回忌を迎えますが、本事業により災害からの復興を遂げた歴史を後世に伝承するとともに、地域資源の活用と農業所得の向上を図るための施設となります。上信自動車道の鎌原インターチェンジも計画されていることから、将来性のある事業と考えております。

次に、ソフト事業でございますが、まずは公共交通の再編を予定しております。総合計画には公共交通の利便性向上という項目がございます。具体的にはデマンド型のチョイソコつまごいを全村に拡大、福祉バスは西吾妻福祉病院行きを除いて廃止、おでかけタクシーは補助率の見直しを予定しております。高齢者の利便性の向上と財政負担抑制の両立ができるものと考えております。

2つ目でございますが、村民の健康づくりと総合計画実現のための地域振興事業を計画しております。総合計画では、健康づくりの推進として位置づけられておりますが、今年度実施した体操教室の継続をはじめ、運動習慣化の事業に取り組みたいと考えております。

また、地域振興事業として、総合計画実現のための取組として、職員33名が参加し研修会を実施してまいりましたが、新年度からは一般村民にも参加いただき、孺恋村の将来を考える人材育成を進めてまいりたいと考えております。

総括質疑の2点目についてお答えをさせていただきます。

令和3年度12月補正予算におきまして、議員の皆様のご理解をいただき、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、まず第1点、住民税非課税世帯のひとり暮らしの高齢者、ひとり親家庭、生活保護世帯などに対して、72リットル分の灯油購入補助事業を実施しました。2月末の実績としまして188件の申請があり、補助金額としては270万円くらいになると見込んでおります。

2点目、子育て世帯には、国からの子育て世帯への10万円給付の所得制限を撤廃し、高校生以下の子供に10万円給付するとともに、加えて村独自の策といたしまして、子供1人当たり5万円の給付を実施いたしました。

3点目、令和3年度に出生した新生児に対し、1人10万円の給付も行っております。また現在は国の政策として、非課税世帯に10万円の給付を行っております。

このように令和3年度予算において既に実施している施策もあります。令和4年度に、こ

のような特別な予算は計上しておりませんが、社会の動向を見極め、財政支援が必要な場合には、補正予算で対応するなど、議員の皆様のご理解とご協力をいただき、機動的な対応を取ってまいりたいと考えております。

以上、令和4年度予算の総括質疑に対するお答えとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で総括質疑を終わります。

◎予算審査特別委員会の設置、付託について

○議長（土屋幸雄君） お諮りします。議案第8号から議案第15号については、議員12名全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第10号については、議員12名の全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第23、議案第16号 孺恋村職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第16号 孺恋村職員の育児休業等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されました。主な内容といたしますと、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置、以上の２点でございます。

嬭恋村におきましても、前述の改正に準じ、非常勤職員である会計年度任用職員が育児休業等を取得できる環境を整えるべく、本条例を改正するものでございます。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎議案第１７号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第24、議案第17号 嬭恋村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第17号 嬭恋村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正につきまして提案理由を申し上げます。

消防組織法に基づき、嬭恋村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に、新たに公務災害補償、退職報償金の内容を加え、条例の一部改正をするものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第１８号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第25、議案第18号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第18号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正につきまして提案

理由を申し上げます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行による地方税法等の一部改正に伴うほか規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第26、議案第19号 婦恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第19号 婦恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

農業委員会会長、同委員、農地利用最適化推進委員、介護保険運営協議会委員及び空家等対策協議会委員の報酬について規定するため、条例の一部を改正したいため、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第27、議案第20号 婦恋村介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第20号 婦恋村介護保険条例の一部改正について提案理由を申し

上げます。

婦恋村介護保険の運営に関しては、婦恋村高齢者福祉計画及び婦恋村介護保険事業計画策定委員会、婦恋村包括支援センター運営協議会、婦恋村地域密着型サービス運営委員会の3つの委員会等を要綱で定め設置しておりましたが、これらを統合することで、婦恋村介護保険運営方針、方向性の統一を図り、附属機関としての位置づけを明記するため、本条例を改正するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第28、議案第21号 婦恋村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第21号 婦恋村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本条例に規定されておりました地域包括支援センターの運営について、今までは婦恋村地域包括支援センター運営協議会のご意見をいただいて運営してまいりましたが、議案第20号でご審議いただいております婦恋村介護保険運営協議会の設置に伴い、今後は婦恋村介護保険運営協議会の中に、ご意見をいただき運営をいただきたいため、本条例を改正するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第29、議案第22号 婦恋村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第22号 嬭恋村小口資金融資促進条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

群馬県小口資金融資促進条例制度要綱により、借換制度が継続される一部改正に伴い、嬭恋村におきましても、前述の改正に準ずるべく本条例を改正するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第23号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第30、議案第23号 嬭恋村愛する嬭恋寄附条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第23号 嬭恋村愛する嬭恋寄附条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

嬭恋村愛する嬭恋寄附条例、平成20年嬭恋村条例第7号のうち第2条に明記されております事業の区分に、地域情報通信の拡充に関する事業を加える一部改正でございます。

現在取り組んでいるスマートシティや防災無線設備の維持管理、またラジオ等を活用した情報発信の拡充を目的とした寄附受入れを明確に区分できるようにするため、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第24号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第31、議案第24号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地

方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第24号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について提案理由を申し上げます。

群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に、令和4年4月1日から館林市が加入し、邑楽館林医療事務組合が、邑楽館林医療企業団へ名称を変更することについて、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2、第3項の規定により本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第25号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第32、議案第25号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第25号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について提案理由を申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合の組織団体が、脱退せずに常勤の職員に係る退職手当支給事務の共同処理を終了する場合に、負担金の還付及び特別徴収を行えるようにし、令和4年3月31日をもって、桐生地域医療組合が常勤の職員に係る退職手当支給事務の共同処理を終了し、令和4年4月1日から、邑楽館林医療事務組合が邑楽館林医療企業団に名称変更することについて、群馬県市町村総合事務組合規約を変更したいので、地方自治法第286条の第1項の規定による、群馬県市町村総合事務組合団体間における協議の上定めることについて、同法第290条の規定により本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第26号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第33、議案第26号 婦恋村辺地総合整備計画の変更等について
を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第26号 婦恋村辺地総合計画の変更等について提案理由を申し上げます。

田代辺地及び干俣辺地、今井辺地、浅間開拓辺地、中原・山梨開拓辺地、長井辺地につきましては計画変更となり、村道の道路改良工事及び橋梁補修等について追加・変更するものとなります。

大平辺地及び門貝辺地につきましては、新規の計画となり、村道の道路改良及び橋梁補修を行うものになります。

詳細の計画書のとおりであります。この辺地計画を策定することにより、事業実施の財源として辺地対策事業債の借入れをすることができます。辺地対策事業債につきましては、償還時に元利償還金の80%を、交付税で措置されるものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第27号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第34、議案第27号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第27号 工事請負契約の変更につきまして提案理由を申し上げます。

す。

本件は工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるものです。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第35、議案第28号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大久保守君の退場を求めます。

〔10番 大久保 守君退席〕

○議長（土屋幸雄君） 本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第28号 工事請負契約の変更につきまして提案理由を申し上げます。

本件は、工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるものです。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 議案第28号 工事請負契約の変更について、詳細説明をさせていただきます。

1、工事名、令和元年災、第700号、普通河川三ツ子沢他1河川（善光寺橋上下流）河川災害復旧工事。

2、契約金額、変更前、1億3,486万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（金

1,226万円)。変更後、金1億2,576万3,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、(金1,143万3,000円)。909万7,000円の減額になります。

3、工事場所、嬭恋村大字大笹地先。

J Aの大笹地所の付近を流れる三ツ子沢の三ツ子沢橋から下流の善光寺橋付近の河川災害復旧工事となります。

4、契約の相手方、群馬県吾妻郡嬭恋村大字大笹293、大久保産業株式会社、代表取締役、堀米睦弘。

工事の概要としましては、台風19号による異常出水によりまして、三ツ子沢とその支流小武沢があるんですが、その護岸が崩壊して隣接する村道や農道に被害を及ぼしたものです。その護岸の復旧を行うという災害復旧工事になります。

今回の主な変更は、発注後、測量、精査検討した結果、河川の水害における仮設材、パイプ材ですが、その延長が減工になったため減額になるものです。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 先ほどと同じですけれども、工事日と、それから工事期間に沿って終えたのか、まだ残っているのか。その辺、すみません、以前の資料を持っていないので説明していただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

工期については、令和2年3月9日から、令和4年3月18日ということで、まだ今年度末で完成するという予定で進められております。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

大久保守君の入場をお願いいたします。

〔10番 大久保 守君復席〕

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第36、議案第29号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第29号 工事請負契約の変更につきまして提案理由を申し上げます。

本件は、工事請負契約の変更について議会の議決を求めるものです。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 議案第29号 工事請負契約の変更について。

1、工事名、令和元年災、第694号、普通河川小在池川（小在池川橋下流）河川災害復旧工事。

2、契約金額、変更前、金1億8,018万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（金1,638万円）。変更後、金1億9,845万1,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税

の額（金1,804万1,000円）。

3、工事場所、嬭恋村大字田代地内。

これについては、先ほど専決処分の報告でさせていただきました、田代の農災の中島地区の下流側のパノラマラインより下流ですかね、吾妻川の間の河川災害復旧工事になります。

4、契約の相手方、群馬県前橋市元総社町1-1-7。佐田建設株式会社、代表取締役社長、土屋三幸。

これについて工期は、2年6月12日から4年3月18日ということで、これも年度内を完成として予定をしております。

工事の概要としましては、先ほどと同じ台風19号の異常出水により小在池川の護岸が崩壊して、隣接する農地の被害を及ぼしたもので、その護岸復旧を行う工事になります。

今回の主な変更内容としては、労働者の確保が困難な状態であるため、労働者を県外から確保する必要があるため、労働者の宿泊費を事業費に計上したためによる増額によるものです。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎請願書、陳情書等の委員会付託について

○議長（土屋幸雄君） 日程第37、請願書、陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書等は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、請願・陳情等の審査を別紙文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

◎議員派遣の件について

○議長（土屋幸雄君） 日程第38、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員派遣をすることに決定いたしました。

なお、この際、お諮りいたします。決定された議員派遣について、変更が生じた場合は、本職に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣については、変更が生じた場合は本職に一任することに決定しました。

◎休会について

○議長（土屋幸雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、6日まで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、あしたから6日まで休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（土屋幸雄君） 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時40分

令和 4 年 第 2 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和４年第２回嬭恋村議会定例会会議録

議 事 日 程（第２号）

令和４年３月７日（月）午前１０時０１分開議

- 日程第 1 答申第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見（答申）について
- 日程第 2 令和４年度嬭恋村一般会計予算の撤回について
- 日程第 3 令和３年度嬭恋村各会計補正予算について
- 日程第 4 予算審査特別委員会報告について
- 日程第 5 議案第１６号 嬭恋村職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第１７号 嬭恋村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第１８号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第１９号 嬭恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第２０号 嬭恋村介護保険条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第２１号 嬭恋村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第２２号 嬭恋村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第２３号 嬭恋村愛する嬭恋寄附条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第２４号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第 14 議案第２５号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 15 議案第２６号 嬭恋村辺地総合整備計画の変更等について
- 日程第 16 議案第２７号 工事請負契約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程第１６まで同じ

追加日程第 1 議案第 30 号 令和４年度嬭恋村一般会計予算

追加日程第 2 発議第 2 号 プーチン大統領に対しウクライナから撤退することを求める

決議（案）について

出席議員（１２名）

１番	黒 岩 敏 行 君	２番	土 屋 圭 吾 君
３番	石 野 時 久 君	４番	上 坂 建 司 君
５番	佐 藤 鈴 江 君	６番	土 屋 幸 雄 君
７番	松 本 幸 君	８番	黒 岩 忠 雄 君
９番	伊 藤 洋 子 君	１０番	大久保 守 君
１１番	羽生田 宗 俊 君	１２番	大 野 克 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	加 藤 康 治 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	黒 岩 崇 明 君
会計管理者兼 税務会計課長	滝 澤 文 彦 君	未来創造課長	佐 藤 幸 光 君
交流推進課長	宮 崎 貴 君	住 民 課 長	宮 崎 由美子 君
健康福祉課長	熊 川 真津美 君	建 設 課 長	滝 沢 勇 司 君
農林振興課長	横 沢 貴 博 君	上下水道課長	宮 崎 忠 君
観光商工課長	黒 岩 建五郎 君	教 育 委 員 会 教 務 局 長	目 黒 康 子 君

事務局職員出席者

議会事務局長	土 屋 和 久	書 記	宮 崎 剛
--------	---------	-----	-------

開議 午前 10 時 01 分

◎開議の宣告

○議長（土屋幸雄君） ただいまの出席議員は12名であります。

地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和4年第2回婦恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎答申第1号の質疑、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第1、答申第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見（答申）についてを議題といたします。

本案については、お手元にお配りしました意見のとおり答申いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、答申第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見（答申）については、お手元にお配りしました意見のとおりと答申することに決定いたしました。

◎令和4年度婦恋村一般会計予算の撤回についての上程、説明、質疑、

討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第2、令和4年度婦恋村一般会計予算の撤回についてを議題とい

たします。

当局により、婦恋村議会会議規則第19条第1項の規定により、提出されました議案第8号
令和4年度婦恋村一般会計予算の撤回についての説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 令和4年度婦恋村一般会計予算の撤回につきまして理由を申し上げます。

本定例会に提案させていただきました、令和4年度婦恋村一般会計予算の撤回につきまして、去る令和4年3月1日の婦恋村議会本会議において上程させていただきました、議案第8号 令和4年度婦恋村一般会計予算につきまして、当初予算に計上した一部の事業に関し訂正の必要が生じたため、本議案を取り下げたいので、婦恋村議会会議規則第19条1項の規定によりまして、議会の許可を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご許可のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案についてこれより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今、村長よりいろいろ疑義が生じたので、撤回という説明がありましたけれども、その今後について議会が求めた長期計画とか、それから若い人たちの意見を聞くとか、そういうことをやるという思いもあるのかどうかだけお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 討論です。

○9番（伊藤洋子君） すみませんでした。間違えました。そういうことをやってきちんとしたものを議会に求めるということで、賛成します。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、令和４年度婦恋村一般会計予算の撤回については可決されました。

◎日程の追加について

○議長（土屋幸雄君） お諮りします。村長から、令和４年度婦恋村一般会計予算が別紙のとおり提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１とし、日程の順序を変更し直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり追加日程第１を議題とすることに決定いたしました。

◎議案第３０号の上程、説明、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 追加日程第１、議案第３０号 令和４年度婦恋村一般会計予算を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第３０号 令和４年度婦恋村一般会計予算（案）につきまして提案理由を説明させていただきます。

今回提案させていただきます内容につきましては、取下げをさせていただきました議案第８号につきまして、一部の事業についてさらに十分な協議をすることとし、減額をさせていただきますという内容となります。

詳細について、担当課長から説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、議案第30号 令和4年度孺恋村一般会計予算について説明をさせていただきます。

令和4年度孺恋村一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ72億9,340万円といたします。

歳入歳出についてご説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で、減額箇所について説明をさせていただきます。

19款繰入金、本年度予算額8億5,725万8,000円。比較でございますが、9,815万4,000円の増としております。減額前ですが、減額前は9億8,225万8,000円ですので、1億2,500万円の減としております。

次の9ページをお願いいたします。

22款村債、本年度予算額5億3,880万円。比較ですが、4,720万円の減としております。

歳入合計でございますが、本年度予算額72億9,340万円。比較ですが、3億3,969万円の減としております。

減額前の予算に対しまして、合計では2億4,000万円の減としております。

10ページをお願いいたします。

歳出になります。減額する款について、ご説明をいたします。

10款教育費、本年度予算額9億5,418万9,000円。比較ですが、3,441万円の減としております。

歳出合計では、本年度予算額72億9,340万円。比較ですが、3億3,969万円の減としております。

減額前の予算額は75億3,340万円でございますので、2億4,000万円の減としております。

それでは、減額箇所の詳細について説明をさせていただきます。28ページをお願いいたします。

まず、歳入のほうの19款繰入金、1項基金繰入金でございますが、17目に文化会館建設基金繰入金、1億2,500万円を見ておりましたが、それを省いて全額減としております。

続いて、33ページをお願いいたします。

33ページの22款村債、第1項の村債です。11目で過疎対策事業債、本年度は1億220万円。比較ですが、5,680万円の減としております。減額前の予算額は、2億1,720万円ござい

ますので、1億1,500万円の減となります。

続いて、歳出になりますが、153ページをお願いいたします。

153ページ10款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、本年度907万5,000円。比較で、127万4,000円の減としております。修正前は、2億4,907万5,000円でございますので、新婦恋会館建設事業費2億4,000万円全額を減とさせていただきました。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） お諮りいたします。議案第30号については、説明のとおり撤回した議案第8号の予算審査を受けて、提出された議案であります。

改めて、予算審査特別委員会に付託せずに直ちに審議を行うことと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

本案について討論を行います。

ご意見ございませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 予算全般に対しての討論でよろしいでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） はい。討論です。

○9番（伊藤洋子君） じゃ、お願いします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 一般会計についてだけ討論を行います。

一般会計は、まさにその年度の村の姿勢が問われる予算となっていると私は考えております。総括質疑において、ハード面の施策について質問したところ、村長が一番に挙げたのが新婦恋会館建設でしたが、議会との協議が不足で議会から時間をかけて協議を行うことを求める決議が挙げられたのにもかかわらず、令和4年度予算に組み込まれていました。

そのため、予算審査特別委員会では、この部分の審議に多くの時間を要した結果、取り下げることとなりました。

村長が、きちんと聞く耳を持つことが必要だったと考えます。それをせずに進めた結果、職員と議会に負担をかけたことは、今回だけではありません。村長は、誠実に誠意を持って説明責任を果たすということを議会のたびに話しますが、正しく有言実行を求めるものです。

ソフト面で挙げられた公共交通の充実ですが、デマンド型タクシー、おでかけタクシー、

福祉バスなどの取組は評価できます。しかし、事務事業評価でＪＲ吾妻線の存続の取組を重点項目に掲げ「みんなの利用で未来に残そうＪＲ吾妻線」の標語をつくり大型看板を取付けているのに、その取組が予算にも組まれず、ソフト事業の説明もありません。

お子さん連れの方々も、高齢者の方も、障害のある方も優しく利用できる、優しいユニバーサルデザインの駅、温かい駅を目指して事業を進めることを求めます。

コロナ禍における一人一人の村民に温かい支援が予算に組まれていません。この点ではコロナ感染臨時交付金の繰越分の組替えを求めます。ほかの町村のように、今こそ一人一人に支援の手を差し伸べていただきたいという思いが強くなっているところです。こうした理由から、私は一般会計には反対の立場とさせていただきます。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ございませんか。

黒岩忠雄議員。

○８番（黒岩忠雄君） 私は、賛成の立場で一言述べさせていただきます。

このたびの村長のこの予算には、念願でありました長井大平道路拡幅工事を計上していただきました。私も、３回くらい一般質問した覚えがございます。いろいろあって、遅くはなりましたけれども、この予算計上には心より敬意を表するところでございます。

以上で賛成とさせていただきます。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎令和３年度嬭恋村各会計補正予算についての質疑、一括討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第３、令和３年度嬭恋村各会計補正予算についてを議題といたし

ます。

本案については、既に当局の説明が終わり議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

議事整理の都合により、質疑は一般会計補正予算から順次行います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

それでは、婦恋村一般会計補正予算（第8号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で一般会計補正予算（第8号）の質疑を終わります。

次に、婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、婦恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で婦恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、婦恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子議員。

○9番（伊藤洋子君） 9ページになりますけれども、およそ、もしかしたらと思いますけれども、保険給付費のうち、2目の地域密着型とか施設介護とか、いろいろマイナスになっている点がありますけれども、その辺のところの説明を当局のほうからお願いできればと思います。以上です。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えします。

9 ページの第 2 款保険給付費、第 1 項介護サービス等諸費の中で、2 目地域密着型介護サービス給付費、3 目施設介護サービス介護費が大幅に減額になっている理由ということですが、全協のときも説明させていただきましたが、確かにコロナの影響で利用控えということもあったのかなというふうにも感じておりますが、今回の補正につきましては、決算を見込んでの数字での補正となっておりますので、ご理解いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で婦恋村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の質疑を終わります。

次に、婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の質疑を終わります。

次に、婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の質疑を終わります。

次に、婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）の質疑を終わります。

お諮りいたします。

各会計補正予算について、一括で討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

各会計補正予算について、一括で討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤洋子議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、今回の補正予算では、一般会計には反対、その他の特別会計には賛成の立場で討論を行います。

まず、最初に補正予算を見ていて、見直せるところがあるということは、例えば地方創生テレワーク事業ですけれども、これは国からも補助が来ているのに、ちょっと、コロナ交付金のほうのお金も使っているということでは、私はまっさらにコロナ交付金を村民一人一人にやっていただきたいという考えでおります。というのは、私は吾妻郡内の自治体のコロナ交付金の使途について全部の町村を聞いてみましたけれども、昨年、嬭恋村も一家に1万円の商品券を出しましたけれども、そうした一人一人に渡るというのでは、隣の長野原町は、1人に1万円を4回もやっている、それはコロナ交付金です。

それと、中之条町、草津町も1回は1人1万円、その次はプレミアム付商品券を1万円を、1万5,000円の買物ができるとか、そのように一人一人に行き渡る事業をやっております。高山村も同様です。東吾妻町も同様でしたし、そのコロナ交付金を事業者が消毒液とか、こういう案をつけたところにも50万円まで出すとかやっております。

嬭恋村は、先ほど述べたように本当に1回1万円、それも一家に1万円だったので村民はとて、どこへコロナ交付金は何億も来ているのに、行っているんだろう、私は議員をしておりますので、いろいろ業者にとか、子育て世代にやったことは承知しておりますけれども、ただ、国が行った住民税非課税世帯の交付のそれもない、ぎりぎりの生活をしている人たちからは本当に厳しい声を聞いております。

後日、一般質問でも行いますけれども、そういった一人一人にこのコロナ交付金が行き渡るということでは、繰越分なくもう一度見直しをして、本当に例えば、村の財政上4,000万円しか繰越していないので、それでは1人に1万円は難しいけれども、5,000万円までだったとか、そういうのをこの決算を見込んでという補正だったとしたら、行事や事業のできなかった分を少しは充てるとか、そういうふうに私はしてほしい、そういう強い思いがありますので、今回の補正予算一般会計には反対といたします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

順次採決を行います。

最初に、議案第1号 令和3年度嬭恋村一般会計補正予算（第8号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和3年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和3年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和3年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決をします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和3年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和3年度婦恋村公共下水事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和3年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎予算審査特別委員会報告についての一括討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第4、予算審査特別委員会報告についてを議題といたします。

令和4年度各会計予算は、本定例会第1日に予算審査特別委員会に付託し、審査を願っていましたが、審査が終了し、別紙配付のとおり予算審査特別委員会審査報告が提出されております。

お諮りします。本件に関する委員長報告は、会議規則第40条第3項により省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定しました。

また、委員長報告に対する質疑も、全議員が委員でありましたので、省略をいたします。

それでは、一括討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤洋子議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、特別会計では、国民健康保険会計、介護保険会計に反対で、そのほかの会計は賛成という立場で討論を行います。

国民健康保険会計については、国保税の子供の均等割分補助が未就学児について、国と県で4分の3補助するので、実際の村負担は45万円です。

村独自でさらに援助し子供の均等割分をなくす年齢を18歳までにしていただきたいということを以前にも求めましたけれども、このことは子育て支援を常日頃から行うことにつながるので、積極的に検討していただいて、そしてまさに子育て支援の村として、もっともっと発信できるような状況にしていきたいと思います。

また、かねてより要望してきた高齢者に対する聴力検査の実施と、難聴者に対する補聴器購入補助の実現で、認知症予防につなげ、誰もが年を取っても明るく元気でいられるような村にしていきたいと思いますという思いであります。

引き続き、村民の命を健康を守る取組はお願いしておきたいと考えております。

介護保険では、先ほどの補正予算にもありましたけれども、コロナ禍でサービス利用者が減っていましたが、いつでもどこでも介護保険サービスを利用しやすい環境づくりの予算はぜひ組んで、年を取っても安心して暮らせる孺恋村にしてほしいと強く思っているところであります。

以上、そうした意味から予算の組替えも、求めて討論いたします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

ついては、委員長報告順に採決を行います。

議案第8号については、本会において撤回されております。

最初に、議案第9号 令和4年度孺恋村国民健康保険特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案のとおりお諮りいたします。議案第9号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第10号 令和4年度孺恋村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第10号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 令和4年度孺恋村介護保険特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第11号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 令和4年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第12号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 令和4年度孺恋村上水道事業会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第13号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 令和4年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算について、委員長報

告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第14号は原案のとおり可決すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 令和4年度婦恋村農業集落排水事業特別会計予算について、委員長
報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第15号は原案のとおり可決するこ
とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5から日程第16については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりま
すので、各議案について、順次、質疑、討論、採決を行います。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 初めに、日程第5、議案第16号 婦恋村職員の育児休業等に関する条
例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤洋子議員。

○9番（伊藤洋子君） 説明の中で、会計年度職員も該当するという説明を受けましたので、
やはりこういう育児休業というのは、本人が取りたくても取れないような状況ではなくて、

取りやすい環境づくりを当局に行ってほしいということをここで求めて賛成といたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

ご意見がありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第6、議案第17号 婦恋村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子議員。

○9番（伊藤洋子君） 私の認識不足かもしれないのですが、これまでも消防団員の方々が、何か負傷したりとかあった場合には、補償はされていたと思うのですが、どんな形でされていたのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

今までも、状況は同じでございまして、もし何か消防団とか分団のほうであれば、同じような補償が受けられておりましたが、今回改めてしっかり条文化しようということなので、提案をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第7、議案第18号 婦恋村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第8、議案第19号 婦恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第9、議案第20号 婦恋村介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

佐藤鈴江議員。

○5番（佐藤鈴江君） これから、高齢化率がますます上がる中であって、それぞれの機関が

一括になって婦恋村介護保険運営協議会として協議ができるということは、各セクションの情報連携また、情報共有がしっかりできるということを期待して、賛成をさせていただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第10、議案第21号 婦恋村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第11、議案第22号 婦恋村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題といたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第12、議案第23号 婦恋村愛する婦恋寄附条例の一部改正についてを議題といたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子議員。

○9番（伊藤洋子君） 先日の全員協議会では、ほとんどの議員が、このコミュニティ放送と
いうか、ここの中に含まれているふるさと納税はかかわらず、説明であったFMラジオにつ

いては賛成だけれども、そこにずっと公金をつぎ込むという疑問が多くあって、精査するという事になっていましたけれども、当局として例えば、もっと議員に議会に理解してもらうために、もっと説明しようとする機会とか、そういう場を設けてからというそういう気持ちはないのでしょうか。どうしても今日、通すのでしょうか。

通すというか、提案して、今日議決するということで、私としてはもうちょっと説明する機会とか、設けてからのほうがいいと思いますけれども、その点について村長か、担当課か、説明していただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 交流推進課長。

〔交流推進課長 宮崎 貴君登壇〕

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまの伊藤議員の質問にお答えします。

今後につきましては、できれば可能であれば、議員の皆様は今現在、本当に地域と密着してコミュニティ放送をしている、沼田FMの放送局長ですとか、チーフのアナウンサーをお呼びして、コミュニティ放送のよさを、ちょっと聞いていただく機会を持たせていただければと思います。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤洋子議員。

○9番（伊藤洋子君） 先ほど、質疑でも述べましたけれども、まだ十分な説明がされたとは言えないし、やっぱり公金を使うというこの条例改正というのは、条例はそう、しょっちゅう変えられるものでもないし、私はこのFMのコミュニティとかそういうものには、反対の立場じゃないので、もう少し、私たち議会にも説明をしていただいて、精査したり、検討したりしてから条例改正でもいいんじゃないかなという思いで、今日はちょっと保留の立場というとなんか逃げるようであれですけれども、ちょっと今日、こういうふうに変えるということでは、疑問なので、何か直接的には反対になっちゃうのかと思うんですけれども、一応私のそんな思いを込めて討論をさせていただきます。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

松本幸議員。

○7番（松本 幸君） 私は、反対の立場から討論させていただきます。

この件は、やはりFMあさま株式会社の設立等、それが主な趣旨であって、この趣旨に基づいて、これを実行しやすくするための条例改正だと判断しています。

なぜなら、この文言の中でもありましたが、スマートシティだとか、防災無線だとか、一応ここに記載はしてあるかもしれませんが、これはこれ、ふるさと納税とか、いろいろな基金を利用しなくても、村長の一声でいろいろの事業が可能だということもあります。

わざわざ条例改正をする意味がないと私は判断しておりますので、今回はこの件はFMあさまの、この件が関与しているような気がしますので、私は反対ということにさせていただきます。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第13、議案第24号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第14、議案第25号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第15、議案第26号 婦恋村辺地総合整備計画の変更等について
を議題といたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。
ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。
これより討論を行います。
ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。
直ちに採決を行います。
本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。
よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第16、議案第27号 工事請負契約の変更についてを議題といた
します。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。
ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。
これより討論を行います。
ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時34分

○議長（土屋幸雄君） 再開いたします。

◎日程の追加について

○議長（土屋幸雄君） お諮りします。大野議員から、プーチン大統領に対しウクライナから撤退することを求める決議（案）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2とし、日程に追加することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり追加日程第2を議題とすることに決定しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 追加日程第2、発議第2号 プーチン大統領に対しウクライナから撤退することを求める決議（案）についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

大野克美君。

○12番（大野克美君） 議長の許可を得まして、発議をさせていただきます。

初めに、ちょっと1分ぐらいです。本当に私今日ここに立っているんですけども、70年ぐらい生きると、いろいろな人生の中で、本当にどこかの時点で、本当に闘わなければいけない、そして本当に真剣にやらなければいけないということが幾つか出てきます。

青年のとき、村長もそうですけれども、特にこういう全共闘とか、そういうことを生きてきた人たち、そういうところは非常に、こういう問題に関して、非常にみんなナーバスであり、本当に真剣に取り組んだりしている人が多いと思います。

まず、かかりますけれども、許可を得まして、提案の理由から申し上げます。

プーチン大統領が誰もが思っていなかった、ウクライナ侵攻行動を起こしてしまった。これによって世界の安定が壊れかかっている。この状態が長引くと第3次世界大戦に発展する恐れがあり、何とかこれを食い止めることを目的に決議をするものである。

裏面。

プーチン大統領に対しウクライナから撤退することを求める決議（案）

1）ロシアプーチン政権は、国際法に違反してウクライナに侵攻を開始した。国際平和と安全、秩序を著しく損なう破壊行為であり、これに対して各国より抗議の声が高まっている。しかし誰もプーチン大統領の侵攻を止めることが出来ない。

核兵器による攻撃をちらつかせ、武力による国際秩序への破壊行為に対して、嬭恋村議会は強く抗議するとともに、ただちに、ロシアはウクライナからの撤退をするよう求めるものである。

2）侵攻が始まったことで、一般市民にも被害が及んでいる。女性、子どもにまでも危害が加えられているのは見るに耐えない。ただちに、食糧、住まいなどの不足をおぎなうための可能な限りの、あらゆる人道支援が必要である。

以上1）、2）について、嬭恋村議会はロシアに抗議し、国に対して人道支援を行うよう求めることを決議する。

令和4年3月7日。群馬県嬭恋村議会。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議長に発言の機会を求め、議長の了解を得ました。

お手元に配付させていただいておるかと思えますけれども、2枚ものでございます。

1つは、ロシアのプーチン様及びガルージン様ロシア連邦大使宛てと岸田文雄内閣総理大臣岸田文雄様宛てでございます。

今、大野議員のおっしゃいました議員全員でロシアによるウクライナ侵攻についてのご発言があり、また、議員全員一致で侵攻に関わる決議をしたところであります。

当局といたしまして、私のほうでこの準備を本日、議会にも一応ご紹介を申し上げ、強い意志を持って内外に発してまいりたい、こう思っております。

なお、これらにつきましては、1,719ある基礎的自治体でもあちらこちらの方が議会でも同じ決議、同じ内容の決議をしていると思われれます。

また、市町村長の名において発言をして、同じような決議が、宣言がなされているところでございます。

ご存じのように、衆議院及び参議院でも議決されております。ホームページで見れば内容は分かると思いますが、それらを踏まえまして3月7日付で宣言、強く対応を求めるという要請をするつもりでございます。

それでは、1枚目でございますが、まず読まさせていただきます。

ロシアによるウクライナ侵攻について。

本年2月24日ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は始まり、人々の貴い命と平和な暮

らしが理不尽に奪われています。

このことは、国際社会の平和と秩序、安全を脅かすものであり、断じて容認できません。我が村は、核兵禁止条例の遵守を求める平和主張会議に参加し、世界平和の実現を強く希求しており、超大国が巨大な武力を持って一方的に国家の主権を侵害する行動に強い憤りを覚えます。

ここに、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し、断固抗議をするとともに、この侵略行為を直ちに中止し、国際法を遵守した誠意ある対応を強く求めます。

令和4年、2022年3月7日。ロシア連邦大統領ウラジーミル・プーチン様。

ロシア連邦中日ロシア大使ミハイル・ユーリエヴィチ・ガルージン様。

婦恋村長熊川栄。でございます。

続きまして、内閣総理大臣宛てでございます。

ロシア軍のウクライナからの即時撤退について。

去る2月24日から開始されたロシア軍によるウクライナへの軍事侵攻により、ウクライナの都市部が攻撃され、子供たちを含め多数の一般住民の命が奪われたり、多数のウクライナ国民が他国へ避難する等の、あってはならない悲惨な状況が続いています。

この軍事侵攻は、明らかに国連憲章に違反し、世界中の地域社会の平和で安全安心な人々の暮らしを脅かすものであり、断じて容認できません。

政府におかれては、邦人の安全確保はもとより、ロシア軍のウクライナからの即時撤退に向け、国際社会における日本の地位にふさわしい積極的な対応を要請いたします。

令和4年、2022年3月7日。内閣総理大臣岸田文雄様。

婦恋村長熊川栄。というものでございます。

これらにつきまして、内閣総理大臣及びロシア連邦の大使館のほうに郵送する予定でございます。

よろしくお願いをいたします。議長ありがとうございました。

◎休会について

○議長（土屋幸雄君） お諮りいたします。議事の都合により、9日まで休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、明日から 9 日まで休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（土屋幸雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をしたいと思います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前 11 時 45 分

令和 4 年 第 2 回 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和4年第2回婦恋村議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和4年3月10日（木）午前10時00分開議

日程第 1 議案第31号 工事請負契約の締結について

日程第 2 請願書、陳情書等の審査報告について

日程第 3 一般質問

日程第 4 閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	黒 岩 敏 行 君	2 番	土 屋 圭 吾 君
3 番	石 野 時 久 君	4 番	上 坂 建 司 君
5 番	佐 藤 鈴 江 君	6 番	土 屋 幸 雄 君
7 番	松 本 幸 君	8 番	黒 岩 忠 雄 君
9 番	伊 藤 洋 子 君	10 番	大久保 守 君
11 番	羽生田 宗 俊 君	12 番	大 野 克 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	加 藤 康 治 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	黒 岩 崇 明 君
会計管理者兼 税務会計課長	滝 澤 文 彦 君	未来創造課長	佐 藤 幸 光 君
交流推進課長	宮 崎 貴 君	住 民 課 長	宮 崎 由美子 君
健康福祉課長	熊 川 真津美 君	建 設 課 長	滝 沢 勇 司 君
農林振興課長	横 沢 貴 博 君	上下水道課長	宮 崎 忠 君

観光商工課長

黒 岩 建五郎 君

教育委員会
教務局長

目 黒 康 子 君

事務局職員出席者

議会事務局長

土 屋 和 久

書

記

宮 崎

剛

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（土屋幸雄君） 区長会の皆さん、本日は傍聴ご苦労さまでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を行いながらの開催となっております。マスクの着用、入場の際の消毒など、ご協力をお願いいたします。

また、本日の会議は、録画し、ネット上に配信を行う予定となっております。傍聴の皆様方には映らないように設置をしておりますが、私語については控えていただけますようお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回婦恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第1、議案第31号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、上坂建司君の退場を求めます。

〔4番 上坂建司君退席〕

○議長（土屋幸雄君） 本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第31号の工事請負契約の締結につきまして、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。慎重なご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 議案第31号 工事請負契約の締結について詳細説明をさせていただきます。

- 1、工事名、令和3年度村道大平バラギ線のり面補修工事。
- 2、契約金額、金6,435万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、585万円。
- 3、工事場所、婦恋村大字干俣地内。

詳細は、干俣バラギ湖の管理事務所がありますが、その道路の反対側のコンクリートの吹きつけてあるのり面のところになります。

4、契約の相手方、群馬県吾妻郡婦恋村大字芦生田410-2、上坂建設株式会社、代表取締役、上坂真理。

裏面に入札の経過が添付されておりますので、後でご覧ください。

工期につきましては、令和4年10月20日を予定しております。

工事の概要としましては、平成30年頃よりコンクリートの吹きつけ部分が崩落が始まっております、老朽化等もありまして、早急な対応が必要だったんですが、台風19号の災害復旧等の対応もあって発注が遅れていました。その後、調査設計が終了しましたので、今回発注となりました。

詳細な工法としましては、残っているコンクリートの吹きつけ部分を剥がして、のり面の勾配を整えて、そこへのり枠、吹きつけ工を施工して、最後に金網を張るという工事になります。のり面の施工面積1,320平米という工事になります。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

上坂建司君の入場をお願いいたします。

〔4番 上坂建司君復席〕

◎請願書、陳情書等の審査報告について

○議長（土屋幸雄君） 日程第2、請願書、陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に請願・陳情書等を所管の委員会に付託し、審査を願っておりましたが、審査が終了しましたので、ただいまから委員長報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員。

○産業建設常任委員長（大久保 守君） それでは、産業建設常任委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、3月4日に委員会を開会し、要望書1件の審査と農林振興課からの報告を受けました。

委員会には、委員5人と副議長、当局からは村長、副村長、関係課長の出席を得て開会いたしました。

初めに、婦恋村商工会長、渡辺栄志氏より提出されました、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経営が悪化している村内事業者支援に関する要望書について審査を行いました。

要望の趣旨は、コロナ禍前と比較し、減少率の大きい業者への一律の支援金、小口融資資金融資制度の借換え、金利の低減、利子補給の増額などの支援、コロナ収束後のプロモーションイベントなどの予算化を求めるものであります。

当局からは、商工会事務局と調整し、どの業種が支援を受けられていないのか、どのような支援が必要なのかなどの実態を聞いてルールづくりを精査して支援を行いたいとの考えを確認いたしました。

また、小口資金融資制度については、借換え制度の期間延長の条例改正を上程しているところではありますが、他の利子補給などの部分は条例の内容を検討していきたいとの回答でありました。コロナ収束後のプロモーションイベントについては、タイミングや内容の検討を観光協会などに行い、予算化していきたいとのことでありました。

委員会では、観光客は一時来始めたが人数はまだ少ないので手当てをすることは必要。業種間のばらつきはあるが確かである。商工会からもアンケート結果の内容により支援が必要な範囲などを提案してもらうことが必要。国の支援で活用できるものは手続きが難しくとも商工会などが手伝って活用した上での新たな支援を行うべきなどの意見が出されました。

これらの審議の結果、採択とすることに決しました。

その他、農林振興課からは、婦恋村環境保全型農業推進協議会の保全緑地の目標値について、吾妻農業事務所普及指導課の資料を基に説明がありました。

緑地の作付面積は年々増えている傾向にある。台風19号の影響により農家の意識が変わっていることは感じられるとのことでした。

また、グリーンベルトの設置割合は横ばいであるとの報告がありましたが、委員からは、現地の状況を確認しながら農協と連携し推進していただきたいとの要望がありました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 要望第1号 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経営が悪化している村内事業者支援に関する要望書について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第1号 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経営が悪化している村内事業者

支援に関する要望書について、委員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、本件は産業建設常任委員長報告のとおり決しました。

◎一般質問

○議長（土屋幸雄君） 日程第３、一般質問を行います。

上坂建司君外３名から一般質問の通告がありましたので、順次発言を許可します。

◇ 上 坂 建 司 君

○議長（土屋幸雄君） 初めに、上坂建司君の一般質問を許可します。

上坂建司君。

〔４番 上坂建司君登壇〕

○４番（上坂建司君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

現在、コロナの関係でいろいろ諸問題がありまして、議員活動も視察にも十分に行くこともできないし、学校関係の援助とかいろんなことも滞っております。しかし、今後の村の財政を考えたときに、まず、どれだけでも自然に毎年入ってくる財源の確保をしなければなりません。そこで今日は、まず、財源の確保についてご意見を申し上げます。

まず、豊かな村づくりを推進するためには、毎年定期的な収入を考えなければならない。例えば、バラギスキー場は村から現状委託している。僅か冬期の３か月ぐらいでは、付近のホテル、ペンション等の宿泊客もたかが知れている。例えば、春から秋の終わりまで村営として孺恋スキー場のトイレ、シャワー室、休憩所等を利用して、総合グラウンド、サッカー場等の運動場の施設として活用すれば利用客も増え、付近のホテル、ペンション客も増大し、雇用の促進ともなり得る。

これは期限付ではあるが、村から毎年委託料を払ってパルコールに貸しております。これ

は不良債権である。婦恋スキー場を解約し、直ちに廃止すべきではないだろうか。

2 番目、活力ある村に。

新たな村の財源となるのは、旧石津鉱山の蒸気を活用すべきである。当初、発電所の建設に村長は意欲を燃やしていたが、草津町がテレビ放送を活用して草津温泉が枯れてしまう等の情報により、村長は断念しております。

草津温泉は、土地の岩盤層の一端から湧出しているもので、物理的にも科学的にも何の根拠もなく、石津鉱山跡の蒸気とは全く無関係である。村長は、この計画をあっさり放棄したのはどういうわけか。全く政治力がなさ過ぎる。どうしてよいのか誰もが納得できる説明を求める。

たまたま、さきほども言いましたが、この蒸気を利用して東電が電気発電を要請しています。また、ほかにも 1 件あるそうです。そうすると、その電気量というものは婦恋村全村がもし使ったとしても余るそうです。

では、現在、婦恋村は夏秋キャベツの生産で全国に知らしめた一大農業国であります。ただし、未来永久にこのまま続くとは言い切れないと思う。そこで、旧石津鉱山跡の水蒸気の利用による発電所の建設を再度実施できれば、定期的に村の財源になる。また、その冷却水を温水にして、例えば今井、仙之入地区に温泉ハウスの施設により果樹類の栽培が可能となり、雇用の促進にもなる。キャベツの外国人研修生のシーズンを除く働く場所として雇うこともできる。それこそ一石二鳥ではないだろうか。村長の決断を望みたい。いかななものか明快な答弁を求めたい。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 上坂建司君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 傍聴の皆さん、大変今日のご苦労さまでございます。

上坂議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、第 1 点目でございますが、財政確保について、豊かな村づくりを推進するためには毎年定期的な収入を考えなければならない。バラギスキー場は現状村から委託している。冬の 3 か月ぐらいでは付近の宿泊客もたかが知れている。春から秋にかけて村営として休憩所等で活用すれば、付近の客も増大し雇用の促進ともなり得ると。これは不良債権であり、婦恋スキー場を解約し、直ちに廃止すべきではないだろうかというご質問でございました。

毎年定期的な収入を考えなければならないということにつきましては、議員がおっしゃるとおりであると認識しております。

婦恋スキー場についてでございますが、議員もご存じのように、平成29年9月25日付で締結したバラギ高原婦恋スキー場の運営に関する基本合意書、合意書の内容につきましては、この合意以降、3年間スキー場の運営を行うことを条件として、4,860万円を行うことを条件として、毎年1,500万円と合わせて消費税相当額を支払う。この合意書で定める6年間の国有地地代は村が支払う。こちらの合意書に基づきまして、平成29年12月より3年間、さらに、令和2年12月より新たに3年間、業務委託契約を締結し、スキー場の運営を行っていただいております。

合意書及び業務委託につきましては、議会の皆様にもご承認をいただき、現在に至っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目でございますが、石津鉱山跡の水蒸気を利用して発電すれば村の財源となるだけではなく、新たな産業が生まれ、雇用も創出できるのではないかのご質問でございます。

この地熱を利用した発電所の建設につきましては、昨年12月、また、9月定例会においても同様の質問を上坂議員からいただいております。過去には、上坂議員が言われるように、石津鉱山跡をはじめ、鹿沢地区においても環境負荷の少ないバイナリー発電を検討した経緯がございます。しかしながら、フラッシュ発電と言われる水蒸気を直接利用する発電方式と同様に、周辺の理解を得ることができませんでした。

地熱発電は国策としても推進されておりますが、現実的には地熱資源の80%が国立公園内であり、また、観光地の景観保全などから開発が非常に困難というのが実態であります。以前にも、私が在任中は地熱発電は一切しないと発言させていただいておりますが、この考えは今も変わっておりません。しかしながら、国の政策として地熱発電をはじめ再生可能エネルギーの動向など、情報収集は今後もしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

上坂建司君。

○4番（上坂建司君） これはいろいろな問題があるとは思いますが、将来、村に対して必要なものであります。今後も調査・研究、また、発電所等の建設に意欲を燃やしている業者等ともよく相談し、国にも陳情して、この温泉源を利用して、土地を無料で提供したと

しても建物ができれば固定資産税が入ります。また、この蒸気を地下に戻すんだけど、その地熱の利用、それは果樹園の栽培等にも利用できる。

今後も引き続いて調査、努力、研究をして前向きにやってもらいたいと思っております。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 上坂議員の再質問にお答えをさせていただきます。

石津地区におけます地熱発電につきましては、群馬県企業局が昭和の時代に調査をした経緯がございます。これはもう議員の皆さんご存じのとおりだと思います。あの地下に地熱があるということは証明された過去があります。

その後、私が村長に就任したときに、それをぜひとも活用したいというお話をさせていただきました。しかしながら、議員の皆さんご存じだと思いますが、草津町が地下を掘ることについては反対だと、湯畑の前に総決起大会を開いて、山手線には、週刊新潮でございますが、嬬恋村村長と湯畑の顔が写真に出て、1週間、週刊新潮が中づりをしました。その折に村民の皆様方からいろんな意見がございまして、私は再生可能エネルギー、群馬県の企業局が草津町と嬬恋の境界で調査した結果もあってということで、当時、企業管理者でございました白瀬さん、皆さんご存じだと思います。あの白瀬さんが企業管理者で、全国の発電事業の会長もなさっていたという経緯もございます。白瀬さんは厚い本で、下には地熱がありますよということでございました。

そのような経緯がいろいろございましたが、仙之入地区、今井地区に何とか地熱を利用して冬のハウスを造ろうというのは、不肖私の父、熊川肇と申しますが、村会議員をしていました。また、一時の熊川肇さん、村の議長をなされた肇さんのお父さん、熊川英雄さんも当時、昭和30年代、村会議員なさっていました。当時も議会ではあちらこちらの地熱発電を視察してやろうという話があって、ハウスを造ろうという話もありました。

そういう大きな歴史がございますが、いずれにいたしましても、私、村長になった就任直後にそういう動向がありまして、特に農業団体から、これは環境保全の問題、日本一のキャベツを生産するために地下を掘って、地下から出る環境破壊というものも想定できる、こういうことは何としてもなくそうという強い要望もございまして、私は当時それを断念したという経緯がございます。

今後におきましても、ロシアのバイナリーさんがやったバイナリー発電とか、いろんな電力の、地熱の使い方、地下を掘るのではなく、表にある温泉水を使ったバイナリー発電、ア

アンモニアはマイナス260度で沸騰します。水は100度で沸騰します。アンモニアを使ったバイナリー発電をやろうじゃないか。それは表に出ている資源を壊さない形のバイナリー発電、こういう技法も開発されてきております。

日本国では、霧島で既にやっております。私が村長になってからも、一時議員の皆さんと霧島まで視察にも行った経緯もございます。それらをいろいろ踏まえて、今後、再生可能エネルギー、表面にある温泉水を活用する、あるいは、地下の話でも、地下15メートルの温度、1年間平均して15度前後であります。こういう地中熱を利用する。こういうものは積極的にいろんな勉強をして、姶良村のためにも環境負荷の発生しない発電方法、あるいは地中の一定した熱を使って安定した冷暖房装置を研究する、こういう施設も現在増えておりますので、こういうものについては積極的に学び、そして、村民の理解を得て、また、議員の皆さんのご理解も得て、しっかりと勉強し導入してまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 上坂建司君。

○4番（上坂建司君） ちょっとこれは余談な話ですけども、草津温泉は姶良で蒸気発電をすると温泉が枯渇すると、温泉が出なくなったらどうするのかと、こういうことを言っていたんですが、たまたま草津温泉では硫黄を採取していたんです。白根山のすぐ近くの山を。殺生河原から青葉山の下を掘っていたんです。そして、硫黄が全然出なくなりました。そうして、困ったもので、西の河原のすぐ上のところに硫黄を掘ろうと思って掘ったら、万代鉦温泉という熱い温泉が出たんです。そうして、その温泉のお湯は結局、草津側の岩盤から出ている以外に周辺の高台には温泉がなかったんで、そこに温泉を引こうと。しかし、熱過ぎると。そして、60度まで温度を下げるために冷却水を使って60度に下げて、それを温泉に使った。

そうして、その冷却水に使った温水を各家庭に水道方式で料金を取って配って、料金を取っています。ただし、灯油代の節約になっております。その代わり、西の河原の温泉は枯渇して止まってしまいました。

だから、とても姶良のほう、こちらのほうで地熱をやったからといって草津の温泉が止まるのではなくて、60年も前に私が草津の温泉の湧出量と温度は全部、学校の温泉博士の先生の助手をして測っていました。そのとき68度あった湯畑の温泉が今58度になっています。それは万代鉦の温泉を掘ったせいだと、他の町村で、姶良で蒸気発電やそれぞれが重なって草津の温泉が枯渇することは、私はないということは断言できると思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 上坂議員の質問の趣旨がちょっと理解できない部分もございますが、草津町の万代鉱山が今の西の河原の上に、私が子供の頃、草津へ行くと湯畑から湯煙がぼうぼうと365日出ておりました。

しかしながら、草津町もいろんなホテルができたり何なり周辺地域の再開発等が発展して、バブルの頃からあった頃、いわゆる上坂議員の言う万代鉱、元鉱山であります。その鉱山を掘ったところ、熱湯が出たということで、毎分相当量の温泉が出ております。温度は97度、現在は下がって94度と聞いておりますが、湯の量はたくさんあります。しかしながら、西の河原を見ていただきますと分かるとおり、昔は万代鉱なかったんですけれども温泉が非常に豊富でした。しかし、万代鉱が出た後は近隣のほうに温泉を配布しています。あんまり個別なホテル名を言うのは差し控えますけれども、新たにできた周辺ののっぼのホテルにつきましては万代鉱の温泉を使っています。

特に、歴史的に伝統的な千代の湯だとか地蔵の湯だとか、一番ある中心の温泉というのはやっぱりすばらしい温泉だと私は思っておりますが、万代鉱の温泉につきましては、ご存じのように透明で温度が非常に高く、水を薄めて周辺のホテルで使っております。それにつきましては酸が非常に強いということで非常に肌によくないというお話も、これはうわさというか、科学的な根拠は分かりませんが、そういう話も聞いております。

いずれにいたしましても、今、温度94度と聞いていますけれども、その温泉を使って、上坂議員のおっしゃるとおり温泉を配給しています。水道と一緒に各世帯に温泉を緩めた温水で温めた水を供給している。

また、道路につきましては、分かるとおり、地下にパイプを配置して、その万代鉱の高熱を冷やしたものを道路の下をパイプで流して、融雪、つまり冬場に道路を解かしておるということにも活用されて、それは存じております。

しかしながら、そういう経緯もいろいろございますけれども、我が村につきましては、先ほど申しましたように、分けて石津鉱山の話だけしておりますが、議員の皆さんも一緒に以前は鹿沢温泉の勉強もさせていただきました。また、大分の九重の地熱発電、九州電力の九重の発電所も視察をさせていただきました。

そういう経緯を踏まえて、地下を掘って、分からないところを地熱を、地下をいじめて地下から上に蒸気を上げてやることについては環境破壊もあるので、婦恋村はやらないという

結論で来ております。

そうということで、私が村長である限り、地熱につきましては誠に申し訳ございません。今まで言ってまいりましたが、ただし、地熱じゃなくて地下の熱、地下15メートルの地中熱、あるいはバイナリー発電、こういうものにつきましては今後もしっかり学んでいき、また嬭恋村のためになるのであれば、環境を守る、地球環境を守るというエネルギーについては今後も検討して取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 上坂建司君。

○4番（上坂建司君） 今後もこの地下の熱を利用するということは大事なことで、また、財源にもなることなので、今後も調査・研究を続けていって、いつかは実現できるようにしてもらいたいと思います。

以上で結構です。

○議長（土屋幸雄君） 以上で上坂建司君の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。

伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

明日3月11日は、東日本大震災及び福島第一原発事故の発生から11年目の日になります。当時多くの方々が亡くなりました。岩手県出身の私にとっても忘れることのできない日となっています。亡くなられた方々への哀悼の気持ちを送りたいと思います。

嬭恋村は、先日、防災の日宣言を決めました。もしもの災害時に誰一人取り残さないという気持ちで、行政とともに尽力する気持ちを新たにしたいところです。

さて、3月議会は来年度予算の審議を主とし、令和3年度補正予算、条例改正などを審議しました。私は、村民の皆様から預かった税金を、より多くの方々の暮らしと営業を守るものにしたいという気持ちで補正予算と来年度予算の審議に臨みました。私は、いつでも村民が主人公の村政を目指して議員活動をしております。この思いを基本に一般質問を行いま

す。

1点目は、その前にすみません。2番目の質問のところで、②番の質問の「令和2年度」となっているところを「3年度」に直していただきたいと思います。

まず1点目は、課設置条例について質問します。

婦恋村条例では、総務課の分掌事務として11項目あり、3項目めに財政に関することとなっています。未来創造課には5項目の分掌事務がありますが、財政の項目はありません。それなのに、新型コロナウイルス関連臨時交付金の事務を行っています。このことは条例に沿った分掌事務を行っていると言えないと考えます。

なぜなら、過去に課設置条例の説明のときに、当時、企画財政課があり、計画を立案することと財政が同じ課では矛盾する、いい企画が難しいのではという内容の説明があり、新規に総合政策課を設置したことがあります。そして、財政は総務課でしっかり押さえるという説明を村長は行いました。そのことは、斬新な企画が期待できることになるという説明もあったと記憶しています。そして、現在の未来創造課になった経緯があります。

新型コロナウイルス関連の交付金について総務課に私が質問すると、それについては未来創造課にと振られますが、通常の財政との関連もあるので、総務課がまとめて事務を行うことが条例に沿った形であると考えます。

そこで2点質問します。

①現在、コロナ臨時交付金についての予算の組立ては一般会計との関連づけながら行っています。それなのに未来創造課が取りまとめを行うようにした理由を説明してください。

②先ほど述べましたように、予算についての疑問を総務課に尋ねると、この件については未来創造課にと振られると、2つの課を行ったり来たりすることになります。条例に沿うなら予算については1つの課が行うのがいいと考えますが、今後もこの形で進めていくのか、村長の考えをお聞かせください。

2点目は、村民に温かい支援を求めることについて質問します。

今冬期間は、今年になってさらに厳しい寒さが続きました。一方で、灯油とガソリン価格の高騰が続いて、村民の皆様から様々な厳しい声を聞いています。そして今、ロシアのウクライナ侵攻により世界的にも原油の価格の行方が心配されています。

このような中ですが、婦恋村は今冬期間においてもまだまだ寒い日が続きますし、このような状況はこれから毎年のようにあり得ることです。

そこで、村長にお尋ねします。

孺恋村が寒冷地として認められ、職員や教職員に支給されている寒冷地手当に準じて、村民にも冬期間温かい支援を行う考えがあるかどうかをお聞きします。

以前、村長に同様の質問をしたときに、今後検討したいという答弁をいただきました。今、この冬期間のように、寒い年こそ支援が必要と考え、再び質問しましたので、その後検討され、どのような結果になったのかお答えください。

3点目は、職員の待遇改善について質問します。

すみません。間違えました、先ほど。3点目の質問の2番目でした。

令和3年11月19日、閣議決定でコロナ克服・新時代開拓のための経済対策が決まり、看護・介護・保育・幼児教育等、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を引き上げることとされ、令和3年度一般会計補正予算が成立しました。

この補助金は、各現場で働く地方公務員の処遇改善に必要な費用についても対象となっています。会計年度任用職員についても対応を検討されるよう通知がされています。この通知を受けて、村は具体的にどう対応されたのかお聞きします。

①村はこの通知を、保育士・放課後児童支援員等の処遇改善にどのような形で生かされたのかお聞かせください。

②国の事務連絡は、地方公務員である公設公営の施設・事業所について積極的な実施を検討するように求めています。交付申請の提出期限が令和3年2月21日となっていますが、やむを得ず間に合わない場合は、令和4年度に令和3年度分の経費も合わせて申請することが可能となっています。

ただし、この場合、令和4年2月・3月分の賃金改善額を支払っている必要があります。こうなると、孺恋村では、今回の国の補正予算の対象にすることは条例改正・予算の組替え等考えると、無理なことかと思います。

でも、先ほどから挙げている職種の職員及び会計年度任用職員の処遇改善は実施していただきたいという強い気持ちがあります。先ほど挙げた国の令和3年度補正予算に代わる処遇改善予算は、令和4年度にも計上されているのかどうか教えてください。もし挙げられているなら、孺恋村としても看護・介護・保育・幼児教育など、ケア労働者の処遇改善のための条例改正と補正予算を組むことを強く求めます。

村長の考えを伺います。

明快な答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

質問事項第1点目、課設置条例についてでございますが、質問の要旨は、コロナ臨時交付金についての予算の組替えは一般会計と関連づけながら行っているが、未来創造課が取りまとめている理由を説明してください。

もう一点は、予算についての疑問を総務課に尋ねると、コロナの件は未来創造課と振られるので、予算については1つの課が行うのがよいと考えるが、今後もこの形で進めていくのかという質問の要旨でございます。

お答えさせていただきます。

課設置条例について、1点目のコロナ臨時交付金の予算組立てを未来創造課が取りまとめている理由の説明についてお答えさせていただきます。

婦恋村課設置条例では、伊藤議員が言われるとおり、総務課の分掌事務に財政に関することが明記されております。また、未来創造課の分掌事務のところには、企画に関することと併せまして、各課に属する事業計画に関することが明記されております。

また、婦恋村課設置条例の事務組織や詳細な事務分掌等については、婦恋村行政組織規則で定めております。規則の事務分掌では、未来創造課の企画係に村の重要施策の企画及び総合調整に関すること、また、各課に属する事業計画の収集整理に関することが明記されております。

コロナ対策臨時交付金につきましては、各課にわたる事業について総合的な調整が必要であり、事業計画の収集整理をする必要がございます。未来創造課で取りまとめるを行うことが事業を実施する上で最もよい方法であると考えております。

というのは、総合調整機能を有する課という位置づけがございますので、この点をしっかりご理解をいただけたらと考えております。

2点目のご質問ですが、予算についての疑問を尋ねると、この件については未来創造課と振られてしまうということでございますが、先ほどご説明したとおり、コロナ対策地方創生臨時交付金関係の事業については、未来創造課が各課の事業の集約と交付金申請等の事務を取り扱っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

大きな2点目のご質問であります。質問の趣旨は、灯油とガソリンの高騰が続き、村民

から様々な厳しい声を聞いている。ロシアによるウクライナ侵攻により世界的にも原油価格の行方が心配されておる。職員や教職員に支給している寒冷地手当に準じて、村民にも冬期間温かい支援を行う考えはあるかという質問でございました。

以前、同様の質問をしたときに、今後検討したいという答弁をいただいたという話でございます。その後、どのような結果になっていたかお答えくださいというのが質問の趣旨でございます。

お答えさせていただきます。伊藤議員の質問にお答えいたします。

まず、以前のご質問は、令和2年12月議会のときの一般質問で、新型コロナウイルスの影響で収入が減少した方々への支援策として、冬期間灯油代を援助することをご提案いただきました。その際には、暖房手段も多様化しているので検討していきたいとお答えさせていただいたところでございます。

令和3年度におきましては、伊藤議員ご指摘のとおり、原油が高騰し生活を圧迫していることから、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、非課税世帯の独り暮らしの高齢者やひとり親家庭、生活保護世帯に対しまして72リットル分の灯油クーポン券の助成を行っているところでございます。現在のところ、190人の申請に対しまして200万円ほどの支払い予定でございます。

また、この条件に該当しない子育て世帯に対しましては、同じく新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、村独自の施策といたしまして、18歳以下のお子さん1人に対し5万円、国の給付金の非該当のお子さんに対しましては1人当たり15万円の給付を行ったところでございます。

前回の回答で検討するとのことでしたが、どのような検討を行ったのかというご質問ですが、先ほども申し上げましたが、令和3年度におきましては、原油の高騰により灯油価格が上昇したため、灯油券の補助を実施いたしました。

また、職員や教職員に支給している寒冷地手当に準じて、村民にも冬期間温かい支援を行う考えがあるのかということでございますが、この問題はなかなか判断が難しく、これからも様々な検討を重ねる必要があると考えております。しかしながら、今後におきましても村民の生活状況を注視しながら、真に支援が必要な方へ必要な支援が届くよう心がけて行政運営を行っていく所存でございます。

続きまして、質問の要旨ですが、職員の処遇改善についてであります。

国からの通知を保育士・放課後児童支援員等の処遇改善にどのような形で生かされたのか、

処遇改善予算は令和4年度にも計上されておるのかというご質問でございます。

お答えします。

職員の処遇改善について、国からの通知を保育士・放課後児童支援員等の処遇改善にどのような形で生かされたのか、また処遇改善予算は令和4年度にも計上されているのかのご質問でございますが、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策が令和3年11月19日に閣議決定され、各省庁から関係する部署に処遇改善に関する通知が発出されております。

婦恋村におきましては、新規の正職員を募集するときに、一般事務・幼稚園教諭・保育士・保健師などといった職種別に募集をしておりますが、試験内容は全て一般事務と同じ内容であり、採用後についても給与表や待遇などは全ての職員が同一でございます。一部の職種だけに手当等を付与するということは、平等性や公平性の観点からも難しいと考えております。職員についても処遇改善の導入を見送った次第であります。

会計年度任用職員についてでございますが、令和2年4月から会計年度任用職員制度が導入されましたが、このときから既に保育士などの有資格者に対しまして、一般事務の職員よりも上位の給料月額や時給額を設定していますので、今回の処遇改善については見送った次第であります。

処遇改善の予算につきましては、以上の理由から令和4年度当初予算には計上されておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 初めの課設置条例について、1番と2番について説明いただきましたけれども、先ほど村長は行政組織規則によりというふうなことで説明がありましたけれども、規則よりも条例が上なのは行政としては当たり前だと思うんですけれども、それで、条例を改めて見ると、やはり分掌事務としてここに書いているように、村長はもちろんご存じですけれども、確かに未来創造課には各課の何か事業計画に関することとかということでありますけれども、私の言いたいのは、事業計画は、それは健康福祉課がこういうのをやる、住民課がこういうのをやる、観光商工課がこういうのをやるという事業をまとめるのはいいけれども、今までコロナ交付金が令和2年度と3年度で本当に4億円以上も来ていると思うんです。

そのお金を預かるのはやっぱり総務課だというのがこの条例にきちんと謳っているから、

そのところ、事業の調整は未来創造課が行うのかもしれないけれども、予算全体、一般会計とも兼ね合わせながらやるというのは、やはり総務課が財政を担当するというのが条例に謳われているので、そちらのほうは私は妥当かと思いますので、その点について、改めて考えをお聞きます。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） ただいまの再質問の答弁をさせていただきたいと思います。

伊藤議員がおっしゃられるように、条例のところの予算とあるんですが、総務課のところですけれども、その予算というのは、あくまでも全体の予算であって、今回のコロナの交付金というのは補助金、補助制度のものというようにご理解をいただくと非常に分かりがいいかなと思うんですが、要は、各課でいろんな対応する事業がいっぱいあるわけですね、今回、コロナの関係については。それを総合的な、計画の部分も含めて未来創造課がまとめていただいて、それを予算のほうに上げていただいた場合は総務課のほうでしっかり予算の審議はさせていただいております。

それで、なおかつ未来創造課のほうでいろんなところの交付金、今回は10割なものですから、交付金が10割なので、それについては総務課のほうも10割要請でいけるものは当然予算をつけて、住民に交付をできるような方法でということで未来創造課がしっかりまとめていただいて、予算づけをさせていただいていることですので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） これ以上、もしかして話しても無駄かなと思いながら聞くんですけれども、今の課長の説明は私も分かるんですけれども、先ほど言ったように、事業とか事業に対する予算が決まったら、でも、総トータルの財政管理はやはり総務課が、公有財産にばかり、いろいろ人事のこととかやっているということでは、私は総まとめはやはり総務課だと思うんです。だから、私が例えばコロナ交付金どうなっているのと聞いたら、総務課が分かって、そこで説明できるように今後はしていただけるようにしたいと思います。

というのは、先月の議会でもコロナ交付金についての説明は未来創造課の課長がしましたけれども、交付金といえども、全て国から来た予算なわけですよ。その予算を本当に大本を占めるのは総務課だということは、私はそういうふうに考えておりますけれども、その辺で若干ずれが生じているけれども、本来の在り方としては、私はそうだと思っておりますので、

今後もそういう形で続けていくということでは、今後もまたコロナが長引いたときもそういうふうにする気持ちでいるように、先ほどの答弁では聞こえましたが、やはりそのときには総務課に行けば全て答えられるようにしておくのだけは約束していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

コロナの地方創生臨時交付金でございますが、例えば、農業団体、いろんな団体があります。個人もあります。組織もあります。4,000万円前年に引き続いて計上させていただきました。あるいは、観光商工、群馬県のほうからG o T o イートあるいはG o T o トラベル等もありますが、こういう事業については観光商工が商工会あるいは観光協会さんと話をし、企画調整をする必要があるということでもあります。

また、先ほど国からのお話で、特に10万円、国が全ての子供たちに給付しましょうと、しかしながら、所得制限があって国のほうは960万円以上ある所得の子供についてはお金は払いませんと、こういう話ですね、伊藤議員ご存じのとおり。

ところが、嬭恋村には950万円以上所得する人は、特に農業者にも結構いらっしゃるんです。嬭恋村は、それもオーバーして、全ての18歳以下の子供にプラス5万円で払うと、このプラス分は全て交付金に含まれているというふうに議会にも報告してあります。

これは物すごい観光商工、農工、それから、観光協会、商工会、併せて、農業については農業団体あるいは農業の生産者自身、あるいは、今、子供の話にしても、教育委員会も子供に関わりがあり、住民福祉課も健康福祉課もみんなが関わりがある。こういうものを総合的に調整する、いわゆる総合調整機能というのは、政府で言えば今は内閣府でしょう。各省庁から内閣府に来て、いろいろ総合調整をしておると、こういう組織なんですね。我が村においても、各課全般にわたるものについては企画調整をするところは今の未来創造課ということでございます。

ただし、伊藤議員のおっしゃるとおり、最後の財政は議会に提案したり、審議したりする、これはもう財政全体は総務課でございます。私はそう思っておりますので、企画調整をしたりする幅広い国の補正、臨時交付金については、全部県とも協議をして、議会にも報告してありますが、5万円についてもプラスでやっていかどうか県在市町村課に私自身が確認をして調整させてきているということでもあります。

したがいまして、最後、対外的に議会に提案したりなんなりする段階は総務課がやるのが当然であります。借金もしなくちゃならん、貯金が幾らあるのか、基金が幾らあるのか、こういうものについては財政担当は総務課ですから、総務課が今後もやりますということで、最終的なまとめは総務課、ただし、企画調整部分については、企画調整を担当する各課にわたるもの、各団体にわたるもの、これについては、今は国で言えば内閣府、内閣府とはこんなものだったんだ。今こんなに大きくなっちゃっていますね。各省庁の企画調整ですね。

そういう意味で、我が村では企画調整部隊として大きな役割を果たすのは未来創造課ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 今の村長の説明を聞くと、やはり総務課が本当に大本の財政を占めるというのでは、やはり国から一般地方交付税とかコロナ交付金とか、いろいろ来たものの大本は総務課がやるということで、今後は総務課に尋ねれば大体全ての事業と予算と物が分かるようにしていただければ、私はこれ以上この問題については質問をしませんので、引き続き分かりやすいような会計でやっていただければと思います。

次の質問ですけれども、先ほど村長の説明のあった令和3年度からの冬の厳しきで、それと原油の高騰でガソリンと灯油価格が大変というのでは、先ほども言いましたけれども、より村民は大変な中でいるということで、私としては日常的にも本当に支援をしていただきたいというのが本来の私の気持ちなんですけれども、それで、先ほど村長が説明した18歳以下の人たちへの10万円プラス5万円とかそういうのは本当にありがたいし、私も予算にはきちんと賛成をしました。

ただ、その住民税非課税にかからないとか、本当にぎりぎり、それとコロナ禍で仕事が思うようになかったりとか、そういう状況の人たちの意見を聞くと、本当に福祉灯油と同じように何か欲しいねということで、この問題では、私は福祉灯油と灯油代のことだけ言っていますけれども、予算審議のときにも言いましたけれども、まず1点は、コロナ交付金が12月27日に婦恋村に1億1,000万円来たのがそういうところに使われていない。本当にぎりぎりの人たち、仕事を失った、商売がなかなか思うようにいかなくて売上げも下がっている。先ほど商工会からも要望書が出ましたけれども、そういうところでは、一応、商工会の要望書には……

○村長（熊川 栄君） 一問一答でお願いできますか。

○9番（伊藤洋子君）　ここは一問なので、すみません。

要望書にも村長は、今後も売上げの下がったところには検討すると言ったから、繰上げのコロナ交付金の分は何とか4,000万円繰り上げることはやっぱり考えて、ぜひそういう人たちの支援にしてほしいというのと、それと、私は、なぜ住民税非課税にも引っかからないような人たちというのでは、やっぱり私は公務員に寒冷地手当のあることは当然として受け止めていいものと考えています。

ただ、同じ婦恋村に住んでいてそういうものがないというのが、やはり、ここに、婦恋に住んで、例えば車で言えばスタッドレスを買わなくちゃいけないとかいろいろかかるわけですが、そういったための寒冷地手当だから、村民にもそういうものが通常にもあってほしいという思いで質問しましたので、そこら辺について村長は何も感じないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君）　村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君）　一般質問につきましては、議会さんのほうで申合せで一問一答ということで、ぜひとも指名をしていただいて端的なご質問をいただければと思います。

総論的なお話でございましたが、ウクライナの関係で、特にロシアの関係でございますが、私も内閣総理大臣に宣言を發しました。婦恋村長として、国際秩序は力によって武力は深刻だと内閣総理大臣も言っていますが、こういうことを一刻も早く解除するようという話を、要請もさせてもらいました。

プーチン大統領とロシア大使に対しましても、私、婦恋村長の名において、武力によって国際秩序を侵すというのは、国連憲章に反することなので、一刻も早く停止していただきたいという要請をロシア大使並びにプーチンロシア大統領に出させていただきました。

そういうこともあります。ご存じのように、サハリン1、サハリン2、サハリン1はイギリスですか、シェルですか。サハリン2につきましては、国内では三井物産が12.5%、三菱商事は12、灯油は上がっておりますよね、灯油は。

昨年来、こういう状況の中で灯油はどんどん上がってきて、今1バレル幾らですか、今日は幾らですか。昨年の11月は65ドルでした。今125ドルでしょう。倍になっているんですね。

○9番（伊藤洋子君）　それは……

○村長（熊川 栄君）　いや、だから、伊藤さんが大局的な話しするので、私も大局的なお答えをさせていただいているんですよ。

それなので、婦恋村においては、12月、1月、2月、3月、4か月間にわたって、担当課長からも説明させますけれども、18リッターを2缶ずつ供給するということで、これも交付金に入っています。国の交付金が入っています。そういうことで、コロナ対策で温かい家庭を、いや、寒いから、それで対策も取ってきております。

総論的な質問でございますので総論的にお答えをさせてもらっているんですが、そういうことで、原油についてもこれからさらに上がるでしょう。1バレル、今120ドルか130ドルということでもあります。

そういうことで、今後も原油が上がる、あるいは、ウクライナというのは世界の穀倉地帯ですから、国旗を見れば分かるでしょう。青い空、青と、下は小麦ですよ。第二次世界大戦以降、ウクライナというのは小麦の大産地。国旗は空の青と小麦色の黄色でしょう。これは小麦が上がればどうなりますか。パン、それから、カップラーメン、うどん、これがみんな上がるわけですよ、供給が逼迫していますから、こういうところに対して、一自治体婦恋村が何をできるかということでございますが、やっぱり大きく見ると、穀物が入ってこない。世界で一番重要な穀物はシカゴがマーケットですけども、3つありますが、一番は小麦です。小麦の値段がどんどん上がっている。

それから灯油ですよ、灯油。ヨーロッパも灯油が必要。先進国には灯油が必要、ガソリンが必要。これがどんどんOPECでも議論して上がっている。サウジアラビアやアラブ首長国連邦は上げないと言っているんです。けれども、これからまだ上がってくると思う。

ただし、この小さい、基礎的自治体市町村1,719ありますが、我が村で何ができるかということであれば、我が村では我が村の範囲で地域住民を守る、弱い人には力を与える、暗い所には光を当てる、これが行政の責任でございますから、可能な範囲で、大局的にはそういう政治を行う、行政を行う、村民の村民による村民のための政治・行政でありますから、そういうところに今後も心がけていきたい、こう思います。

大局的な答弁ですみません。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 一問一答ですので、要点をまとめて簡潔に質問してください。

答弁するほうもそういうことでお願いします。

○9番（伊藤洋子君） すみません。

第2番目の質問は1問しかないので、私は村民に温かい支援をということで、2点にわたってということで、先ほどの再質問で言いました。

まずはコロナ交付金を4,000万円繰り越さないで何とかできないかというのと、それと、

通常に、本当にこの灯油高の中で何かできないかという、その2つについて説明しました。

でも、村長としてはそういう社会情勢が厳しい中でも今のところは努力できないみたいなので、最後に私の気持ちを述べて2番目の質問を終わりますけれども、先日の補正予算の討論でも述べましたが、コロナ臨時交付金を4,000万円繰り越すなら、村の行事や事業を行わなかった予算などの活用で、もっと村民一人一人に支援をしていただきたい。

長野原町が1人1万円を4回配った。知っている村民は、嬭恋村はどうしてできないのだろう。村長は自分たちの苦しい生活が分からないのだろうかといって、毎月決まった金額の給料をもらえる人たちはいいねと私は言われるほど、本当に心苦しく思っています。何らかの形で村民に支援をしてほしいことを要望します。国が第6波の感染が組んだ交付金は、地元業者、村民にもっともっと行き渡らせていきたい、そんな思いで2番目の質問をしました。

福祉灯油は、2008年の原油高騰のときもやりましたけれども、福祉灯油だけじゃなくて、もっと多くの一人一人に行き渡るものとして、私は冬期間の支援を求めました。本当にそういう声が多いので、村長には真剣に考えていただきたいと思います。それだけ述べて、2番目の質問は終わります。今後の村長の検討が前向きになるように希望しておきます。

3番目の質問に移ります。

3番目ですけれども、村長もご存じのように、内閣府、先ほど出しましたけれども、内閣府が出した保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について、これが昨年の12月に出して、私は先ほどの質問で、この保育士・幼稚園教諭等ケア労働者の給与改定は令和4年度にもなるのかどうかというのをちょっと、あの時点、一般質問の通告を書いた時点で分からなかったので質問にしましたけれども、その点についてはどなたか答えられるかどうか、お願いします。

〔発言する者なし〕

○9番（伊藤洋子君） いいです。

私がその後調べて、この内閣府のを見ましたら、当局にその気持ちがあれば、令和4年度でも予算に組んで待遇改善をすることができるのが、その後分かりました。

それで、4月からもやれるんですけれども、9月いっぱいまでで公定価格の見直しにより同様の措置を講じていけるかどうか、10月から国がまたその姿勢を示すようになっております。

先ほど村長の答弁では、一般職との関係でというのがありましたので、その辺は理解できる部分もあるんですけれども、例えば、この1月の広報を見ますと、21種類の会計年度任用職員の臨時職員を募集しているわけです。これは、その中に保育士とか幼稚園教諭とかも入

っているんですけども、私は保育士とか幼稚園教諭、保健師とかそういう人たちは、看護師、栄養士、保健師も会計年度任用職員の臨時職員募集に入っているけれども、本当にそれでいいのだろうか。それでいて、保育士が少ない、看護師が少ないと言っているから、もうちょっと待遇改善するように、岸田首相はこういうことを出したわけです。去年の11月19日の閣議決定で。それを受けて、村が何もしないのかどうかをお聞きしたいということなんです。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 一問一答で、ちょっと質問の趣旨がよく分からないんですが、要点だけ、ちょっと大局的な話、まずさせてもらいます。

去年の令和3年11月19日に閣議決定されました。伊藤議員のご指摘のとおり、保育士、介護士、保健師、こういう方々に対して、経済対策ということで報酬を上げると、こういう閣議決定がありました。

それに基づきまして、国のほうからは私どもの教育関係については教育委員会事務局、保健福祉関係については健康福祉課、その他のところにこれだけの資料が国から来ています、処遇改善について、いろんな資料が上から。

今は国のほうは地方自治体と国は対等だという、主従の関係じゃないということで、地方自治体と国の関係というのは主従の関係じゃない、対等の関係だということで国のほうも言っております。現実的には、国のほうから内閣府が来たり、それから、厚生労働省から来たり、それから、県のほうはともすれば危機管理室から来たり、健康福祉部から来たり、いろんな資料が通達で来ます。

この各論の話は各担当課長からお答えさせていただきますが、そういうふうに出たことは間違いございません。

しかしながら、先ほどお答えさせていただきましたように、会計年度任用職員、これについては答弁させていただきましたが、処遇改善をしております。先ほどお答えさせていただいたとおり。

会計年度任用職員というと、一般の方分かりにくいと思いますが、今までは臨時職員として364日、365日じゃないんですよ。364日雇用したんですよ。それから、12か月じゃなくて11か月雇用したんですよ。呼び名はなんですか、臨時職員でしょう。それが、国のほうの政策によってそういうことはいけませんと。1年間会計年度任用職員として採用しなさいよ、

365日採用しなさいよ、12か月採用しなさいよということで、それについては、今回も昨年の11月19日に閣議決定されて、通達が来たものについては、我が村の会計年度任用職員全部上げています。

また、前はボーナスというものがありませんでしたが、会計年度任用職員についてもボーナスが支給されています、働き方改革で。これは伊藤議員、よくご存じのとおりだと思います。

ただし、今回の一般職として来ているものについては、先ほど私が答弁させていただいたとおりなんです。それなので、各論の保健師はどうだとか保育士はどうだとかというのは、もう議会事務局がいたり保健福祉課がいたり、こういう通達に沿って対応しております。

ただ、基本的には臨時職員じゃなくて会計年度任用職員になりましたので、この皆様方に対しては村としてちゃんと報酬も上げてきているし、この通達に従った処遇改善は実施しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

さらに一問一答で、何課のどうなんですかと、こういうご質問をしていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

質問の内容を簡潔に、明確に示してもらって、一問一答だから、いろいろ前置きを入れて長くしていると一問一答じゃなくなっているの、その辺をわきまえて、質問事項をお願いします。

○9番（伊藤洋子君） 村長が言っている会計年度任用職員についても、条例等でも理解していますので分かります。

それでは、総務課が人事担当なので、総務課にお聞きしますけれども、今回、先ほど広報に載ったように、随分、会計年度任用職員を保育現場、幼稚園現場にもやっているけれども、あくまでも臨時職員です、会計年度任用職員は。もっと責任持つ立場で、正規職員の募集をしようとは考えないのかどうかお聞きします。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 伊藤議員のただいまのご質問にお答えさせていただきますが、正規職員をいっぱい雇ってということなんです、その時期時期ですとこれを雇用していくということじゃなくて、短期間とかそういう期間の中で雇用というか必要な職員というんですか、会計年度の人が必要だということなので、今回いろんな形で採用させていただいてい

るということでご理解をいただきたいと思います。

職員を雇うとすごい人数になっちゃいまして、時期が過ぎるともう必要なくなったり、言い方が悪いんですけども、そういうこともございますので、必要な時期だけで何とか採用できる形を取らせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 教育委員会の事務局長に聞きますけれども、各保育園、こども園は、国の定数に沿って正規職員が配置されているかどうかをお聞きます。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの伊藤議員のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

正規職員が配置されているかということなのですが、まず、保育園につきましては、人数100人ということで定数があるんですが、0、1、2歳児につきましては、正規職員では足りない部分がございます。それで、その部分につきましては、会計年度任用職員ではなく任期付職員という形で対応させていただき、今まで会計年度任用職員だった職員を任期職員という形で、職員と同様な形で採用といいますか、1年なんですけれども、子供の人数が変わりますので、その中で対応させていただいております。

幼稚園につきましては、人数が3、4、5歳児で決まっておりますので、その中で正規職員で対応できるような形で行っております。

先ほどの補助金の関係なのですが、ちょっと付け加えさせていただきますと、預かり保育なんかにつきましては対象外となってしまいますので、短時間勤務の会計年度任用職員は時間帯によっては補助がつくものとつかないものとも出てきてしまいますので、そのあたりについても慎重な対応が必要となりますので、ご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 先ほどの任期付職員というのがありましたけれども、それは前、何か保育士の処遇改善で私も質問してやった記憶がありますけれども、今現在は何年という任期になっているんで……

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問になりますけれども、任期付任用職員の関係につきましては、1年ということで、毎年必要に応じて対応させていただいております。

こちらにつきましては、令和2年度から行っておりますので、よろしくお願いいたします。
以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） その任期付職員が会計年度職員だったということを先ほど漏らしていたんですけれども、そういう方々は資格がある方だけになっていますか。厚労省が定める配置基準に沿って配置している職員は、全て資格のある方になっているのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問につきましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、保育士になりますので、保育士の資格のある者を採用しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） いつも低年齢児の保育所のほうは需要というか、そういう保育を希望する人が増えていて、なかなか大変で増築までしていろいろやっているけれども、正規の職員でいつもやるということでは、会計年度はあくまでも臨時職員になるので、その辺を正規にする考えは、人数が変更になるからという説明だったけれども、いつも低年齢児は結構要望が多いという話をして、増築とか、あと非常用滑り台とかしたけれども、その辺では低年齢児は要望が、やっぱり変更があったりするのでしょうか。

措置児童がそんなに人数が変更があるのでしょうか。それによって配置を換えているために臨時職員にしているという理由だったんですけれども。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） 伊藤洋子議員のただいまのご質問なんですが、人数がその年によって変わるかということではありますよね。

多くは変わらないんですけれども、年齢によって採用、例えば0、1、2歳児によって応募というか受け入れる子供の人数と先生というのは違うんですが、全体的にはそんなには変わらないので、その年によって違うということは確かにあるんですが、大きくは変わらないです。

幼稚園の会計年度任用職員の臨時といいますか、会計年度としてお願いしている職員の方は、担任ではなくてクラスの補助で必要な形でお願いをしておりますので、そちらにつきましては、担任という形ではなくそのクラスの補助という形で、任期付職員については、人数について必要な人数の職員がありますので、それを守るために任期付職員という形で対応しておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 特に今回、処遇改善というのでは、私は保育士、介護のほうは社会福祉協議会に聞いたら、きちんと今回の閣議決定に沿って事務を進めているということがありました。

だから、村が行う部分では保育士とか幼稚園教諭のほうだと思いますけれども、私が会計年度任用職員のほうを調べると、基本給が14万7,200円と、それを1か月で計算しますと、本当に200万円以下の中になるので、ワーキングプアに匹敵するなと思ったので、何とか処遇改善を図りたいという思いで質問しました。

先ほど事務局長から聞いたら、低年齢児はあまり変わらないということなので、やはりそれは国に申請している何歳児は何人という定数があると思いますけれども、その国に申請している分だけは正規職員にしていくというふうに、私はそれこそが現場の方々の事務労働から保育労働から軽減するようにつながると思いますけれども、そういう考えは、採用する時点で総務課としては考えないのでしょうか。国に提示している数があると思うんです。その分だけでも正規職員にというのは考えないのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 副村長。

〔副村長 加藤康治君登壇〕

○副村長（加藤康治君） 私のほうから採用人事等についても担当させていただいておりますので、その点についてお答えをさせていただきたいと思います。

2年前に機構改革をやったときにもそういう答弁させていただいておりますが、慢性的に保育士等については不足していることは重々承知をしております。

特に最近、若い保育士さんを雇用しておりますので、産休育休に入る確率も高くなっています。そのときも答弁させていただいておりますが、ぜひ定員以上に有資格者を雇っておいて、平常時においては事務局側で雇用しておいて、いざというときは現場に出すというようなくらいのことまで考えていますというような答弁させていただいています。

実際に、まだ任期付任用職員、もしくは会計年度任用職員に頼らなきゃならない状況ですが、いろんな形で雇用、年に一度しか採用試験をやっておりますけれども、その際に、ほぼ全員を合格させているような状況ではあります。

ただ、採用というか応募が少なく、どういう状況なのかちょっと分かりませんが、担当者にはそれぞれ学校に対してダイレクトメール出すとか、村長には直接専門学校に行って学校関係者にお願いするとか、いろんな手だては取っておるんですが、実際に応募者がいないというのが現状であります。

我々は明らかに、実はおとといも村の職員組合から要望というような形で話がありました。ぜひ会計年度任用職員を正職員に変えてもらいたいという要望に対して、村長はしっかりと私もそう思っているというふうに回答しておりますので、一般の職員も含めて、ぜひ多くの方に応募いただいて、その中から選別して優秀な職員を採用していきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 村長もなるべくなら正規職員というふうに思っているということなので、会計年度任用職員の条件改善も、会計年度任用職員には寒冷地手当は出ていないというので、その辺では差もありますので、いろいろ国との縛りもあると思いますけれども、より職員の処遇改善を図って、気持ちよく仕事ができるのをつくる体制がやっぱり村当局だと思いますので、そのことを最後お願いいたして、私の質問を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 以上で伊藤洋子さんの一般質問を終わります。

◇ 佐 藤 鈴 江 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、佐藤鈴江さんの一般質問を許可します。

佐藤鈴江さん。

〔5番 佐藤鈴江君登壇〕

○5番（佐藤鈴江君） 議長の許可を得ましたので、大きく2点に分けてご質問させていただきます。

最初に、SDGsの推進における地球温暖化対策についてです。

環境省は、2050年に温室効果ガスの排出量または二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指すとして、全国ではゼロカーボンシティ宣言をしている東京都をはじめ、2021年8月時点では444の自治体になったとのこと、町村では126自治体となっています。

このゼロカーボンシティが急増した背景には、近年の気象災害が頻発し、今までに経験したことのない記録的な大雨による水害など、地球温暖化の影響による危機意識の共有にあると指摘されています。レジ袋の全国有料化が始まり、1年半が経過しました。今やマイバッグやマイバスケットを持ち日用品を買いに行く姿は当たり前になっています。

村の総合計画の基本目標でも、地球に貢献する環境に優しい村づくりとし、SDGs 17のゴールに大きく貢献する姿勢が掲げられています。環境を悪化させないためのあらゆる環境意識が浸透していますとあり、これを受け、質問させていただきます。

西吾妻ごみ処理施設と東吾妻のごみ処理施設として一本化をする吾妻環境衛生組合の動きもスタートし、今定例会では、土地の所管換えが遅れており、稼働も遅れ、令和12年度後半を目標とするとの報告がありました。

日本は、1人当たりのプラごみ排出量が世界で2番目に多く、このうち、レジ袋の割合は僅か2%にすぎないそうです。しかし、テレビやネットで流されるウミガメやクジラの悲惨な姿に見られるように、海洋環境に深刻な影響を与えているとすれば、私たちも身近な対策を講じていくことが重要になってくると思います。

4月からプラスチック資源循環促進法が施行され、使い捨てプラ製品の削減が強化され、コンビニのフォークやスプーン、ホテルの歯ブラシなど12品目が指定を受けました。プラごみを焼却処分すれば二酸化炭素が排出され、地球温暖化にもつながる問題です。

私たちが快適に生活できるのも、ごみを回収していただいているおかげです。吾妻郡が一本化されるまでの間に、吾妻郡で統一したごみの分別に取り組んでいくことが大事ではないでしょうか。行動を変えるのは容易ではありませんが、村長のリーダーシップで自然環境に対する意識改革の一步となるよう取り組んでいただきたく、見解をお伺いいたします。

次に、村の地滑り対策についてです。

国土交通省は、地滑りについて、一般的に移動土塊量が大きいと甚大な被害を及ぼし、一旦動き出すとすれば完全に停止することは非常に困難で、地質的に脆弱であることに加え、

梅雨、あるいは台風などの豪雨により毎年各地で地滑りが発生していますとあり、地滑りは様々な要因、地形、地質、地質構造、降雨、人為などが組み合わさって発生するため、地滑り対策工の種類也多岐にわたっています。大きく分類すると、抑制工と抑止工に分けられ、抑制工は地滑りの元となる要因自身を低減あるいは除去することを目的とし、抑止工は地滑りを構造物で防ぐことにより安定化を図るものです。原因と対策など簡単に国土交通省では説明をしています。

定例会でも洪水対策のイエローゾーンについて議論され、小串鉾山跡地や万座地区などの地形についての心配もされました。国有地でもあり、村としてできることも限られており、今後、国や県に積極的に働きかけていく必要があります。まずは当局と議会で6月頃の雪解け時期に現場を確認する機会をぜひ行っていただきたいと思います。不安視されていることを少しでも払拭できるよう取り組んで、村民の安心・安全を図るための村長の見解を伺いたいと思います。

また、イエローゾーンは嬭恋村にもたくさんあります。建築物を建てることを拒むのではなく、また、多くの村民がそのゾーンに住んでいます。必要なことは、災害に備え、村民一人一人が普段から意識を持って避難経路や避難場所など避難行動が確認できる体制づくりだと思います。

嬭恋村防災の日宣言も施行の準備がされ、災害はいつどこで遭遇するか分かりません。多くの村民の皆さんと安心・安全を確保する意識づけなど、どのように今後取り組んでいきたいと思っているか、見解をお伺いしたいと思います。

以上、2点について一般質問させていただきました。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江君さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

その前に、我が村では、5つのゼロ宣言をさせていただいております。

自然災害による死者ゼロ。2つ目、温室効果ガス排出量ゼロ。3つ目、宣言3、災害時の停電ゼロ。4つ目、宣言4、プラスチックごみゼロ。宣言5つ目、食品ロスゼロという5つのゼロ宣言です。これは、群馬県における5つのゼロ宣言と同じであります。

それから、環境大臣でありました小泉進次郎さんから環境保全に関するカーボンゼロ宣言ということで、私は発言をさせていただき、これは、この全国の都道府県あるいは基礎的自

治体でその会長をやっているのは長野県の阿部知事さんでございますが、阿部知事さんが全国の会長をやるときにカーボンゼロという発言をして、私はフェイスブックのお友達なので、即それをいいことだねというお友達で、お互いエールを送っております。

我々がゼロカーボンシティ、今の宣言をしたときに、小泉進次郎さんから、嬭恋村はゼロ宣言をよくしていただいたと、ゼロカーボンシティは国内で207自治体となりましたと、一緒にスクラムを組んで環境保全に努めましょうという小泉進次郎、当時の大臣でございますが、いただいております。

これは、議員さんにも全員配らせていただきました。

サステナブル・デベロップメント・ゴールズ。2030年までに17の目標を貫徹しましょう。これはもう皆さんご存じのとおり、2015年に国連においてカーボンをゼロにしましょう。2030年のために自然環境を守りましょうという17の目標、169のターゲット、これ当然ご存じだと思っています。

私のここにもついているバッジ、いろんなところで見ると思いますが、17の目標、これ色でも全部掲示してあります。我が村は階段にも17の目標を下から順に帯で貼らせていただきました。キャノンさんの多大なるご理解とご協力をいただいてさしてもらいました。

そういうことで、これからの社会、これからの地球、第1番目にEnvironment、環境です。その次、Society、Sです。その次はGovernment、ESGに対して世界のお金はやっぱり向かっているんです。温暖化をやめましょう。嬭恋のキャベツも同じです。万座温泉を中心とするエコ、ユネスコに認められたエコパークです。浅間高原を中心とするジオはJGN Japanジオパークネットワークに認められたジオパークです。このような大自然の中にある大空間の中でつくられるおいしい空気、おいしい水の中のキャベツ、これが嬭恋のキャベツなんです。

そういうことで、地球環境を守ろうということで、私どもも取り組んでおりますが、今後もぜひとも議員の皆さんももちろんのこと、村民の皆様方にも第一次産業のキャベツ守るためにこそ、環境を守りましょう。おいしい空気、おいしい水のキャベツです。これで消費者にご理解をいただく、こういう時代だと思っております。

それでは、佐藤議員さんのご質問に、まず、第1点目でございますが、SDGsの推進における地球温暖化対策についてということで、吾妻郡で統一したごみの分別に取り組んでいくことが大事と思うが、村長の見解を伺いたいというご質問でございます。

お答えをさせていただきます。

初めに、吾妻郡で統一したごみの分別を行い、自然環境に対する意識改革を進めていく必要があるかとのご質問でございました。

佐藤議員が言われるとおり考えております。本村では、令和2年9月1日に2050年に向けた婦恋5つのゼロ宣言をしております。具体的な取組についてはまだ不十分というのが現状ではございますが、地球温暖化防止やプラスチックごみをなくす、そしてまた、食品ロスをなくす取組を進めていきたいと思っております。

質問にもございますが、吾妻郡6か町村でごみ焼却場を統合する計画が進んでおります。現在、国有地を取得する段階であり、稼働は令和12年から13年頃という状況になっております。

現時点では、ごみの分別は、基本的に燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみという区別しかございません。都市部では、ペットボトル、発泡スチロール製の食品トレイ、牛乳パック、アルミ缶、段ボールなど数多くの分類をしており、また、ほとんどのスーパーの店先においてリサイクルボックスが設置されております。

最近では別荘のお客様や観光客様からも分別の種類をもっと増やすべきというご意見をいただくことがございます。郡内の統合をする前から住民の皆様には分別の種類や回収方法に慣れてもらう期間が必要と考えております。今後、吾妻郡内6か町村の皆さんと協力をして、ごみ焼却場の建設と併せて、分別の種類あるいは新たなルール、ぜひとも6か町村協力をし合って、サステナブル、持続可能な吾妻郡、そしてまた婦恋村にしていきたいと思います、こう思っておりますので、他町村にもしっかりと働きかけを行ってご理解をいただくようにしっかりと努めてまいりたい、こう思います。

続きまして、2点目のご質問です。

万座・小串地区の地滑り対策について、もう一点、イエローゾーンにおける村民の避難経路や避難場所及び避難行動が確認できる体制づくりと、安心・安全を確保する意識づけをどのように今後取り組んでいくのでしょうかとの対局の質問でございます。

お答えをさせていただきます。

現在、婦恋村内には、土砂災害警戒区域の指定を受けている箇所が258か所ございます。その中で、地滑り区域の指定を受けている箇所が4か所ございます。

ご質問にあります万座地区・小串地区の地滑り箇所は国有地であるため、森林管理署において管理がされております。

万座地区は、平成13年の地滑りが発生し、対策事業が実施されましたが、今回またのり面

の崩壊が発生して、地滑りの症状が見られることから、山地災害危険地区に指定し、調査・設計に取り組み、対策事業を検討しているところであると伺っております。

小串地区につきましては、定例会でも議論されたとおり、昭和13年11月12日地滑りにより、245名の貴い命が失われる大災害が発生しましたが、昭和61年発刊の小串鉾山跡地の地滑り対策についての論文では、鉾山跡地にまだ100万立米の鉾滓残土が残されており、危険ではないかとのご指摘はございます。

吾妻森林管理署でも危険性については十分認識していただいております、山地災害危険地区に指定し、日々の国有林の管理業務の中で地形に変化が発生していないか観測しておる状況であります。

また、国土交通省関東地方整備局においても、令和元年度豪雨災害を受けて、衛星写真や航空写真により全村の地形変化の解析や調査を行っているところでございます。佐藤議員のご指摘のとおり、他人任せにするのではなく、嬭恋村としても現地状況を確認すること、他の国の機関との連携を行い、県との連携も図り、情報収集を行うこと、防災対策が必要であれば国や県への要望を行うなど、日常の防災意識を持つことが大事であると考えます。

過日、議会のほうにもご報告させていただきましたが、9月12日は嬭恋の防災の日宣言をさせていただきました。

続きまして、イエローゾーンにおける村民への避難経路や避難場所及び避難行動が確認できる体制づくり等、安心・安全を確保する意識づけをどのように今後取り組んでいきたいかとのご質問でございますが、嬭恋村では、平成28年、令和2年に災害時の対応ハザードマップを掲載した嬭恋村災害対応ガイドブックを全戸に2回にわたり配布を行い、有事の際の避難所、警戒区域等について村民に周知を行ってまいりました。

本年度につきましては、嬭恋村スマートシティ防災システムの運用が始まり、LINE上でのシステムから各種防災情報、規制情報、避難所情報等についても発信を行ってまいりました。今後も村民及び別荘利用者に対しまして、システム登録についての周知を行っていきたい。

また、現在計画中ではありますが、令和4年度に県砂防課の協力をいただき、土砂災害警戒区域に住まれている住民に対して、住民主体の警戒避難体制づくりの取組を推進するため、コーディネーター派遣事業の実施を計画しております。

また、嬭恋村防災の日宣言につきましては、議員の皆様のご承認をいただき、本日付で宣言の公表をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

今後も村民の皆様に対して、防災情報の発信や各地区における自主防災組織強化及び避難体制づくりについてしっかり取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

以上、佐藤鈴江議員の一般質問の答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、教育長に質問させていただきたいと思います。

東京オリンピックの表彰台は、洗剤やシャンプーの空き容器から、または一部海洋プラスチックごみを使用して、世界で初めてオリンピックの表彰台が作られたということであります。

その中で、学校でも子供たちのSDGsの持続可能な開発目標やリサイクルについての学びの場を設けて、多くの子供たちがその事業に参加をしたということであります。婦恋村でもSDGsについての教育についてどのような取組をしているかお答えいただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

SDGsですが、以前にもお話ししたことあるかと思いますが、婦恋村では、婦恋村教育大綱というのがあるんですが、これが本年度から5年間ということで改定をされました。

その中に、このSDGsについては村挙げて取り組むという姿勢も含めて、この大綱の中に基本的な方針、推進に当たってはSDGsの視点を重視した取組を図るということで、各教育活動全体を通してSDGsの視点を重視した取組を進めていくということで、現在進めているところであります。

さらに、各学校においては、新学習指導要領が全面実施されましたが、特に小・中においては、環境教育、こういった言葉が明記されて、これを環境に関する教育を全教育活動を通して実施するというので、文科省からも実は全体計画という、参考になるものですが、渡されています。

具体的には、教科等においては、社会科において、あるいは理科、さらには家庭科、特別の教科、道徳等々、広範囲にわたる教科等において実施されています。

特に具体的な取上げ方についてですが、社会科においては小学校4年生において、廃棄物

を処理する授業等とこの見学を含めた計画づけた取組を行うこととなっています。

さらには、自然環境と国民生活という形で、実際には学習、公害の防止や生活環境の改善等々図るような、そんな内容となっています。

よく、このSDGsを進めるに当たっては、学校において何が基本となるかということですから、2つのポイントを示しています。

本教育委員会としては、その1つを環境を思いやること、そして、もう一つが人を思いやること、これをポイント2つとして、各学校においては、各学校の狙いや目標、さらには学校・地域の実態に応じた形でそれを具体化するような取組ということで、現在進めているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、確かにその学校での取組で、子供たちから家庭にというのが環境教育に対してもかなり浸透するということであると思いますので、その辺ぜひ強化してやっていただきたいというふうに思います。

それから、これからの環境については、リサイクルというよりリユース、アップサイクルということが求められていると思います。その点について、例えばアップサイクルというのは、お菓子の袋をかばんにしたりとか、たんすを棚にしたりとかというふうにすることだと思うんですが、そういった本来の目的を変えて再利用するという取組であります。

これについて、村としてもシルバー人材等を活用して、そういったアップサイクルの取組をしていってはどうかという提案をしたいと思いますが、村長の見解を伺います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 物を大切に使う、これは大変重要なことだと思っています。

私も金もないせいもありますが、車ももう30年使っておりますが、まだ捨てるつもりはございません。エンジンが動く限り大切に使ってまいりたい、こう思っておるところであります。

今、佐藤議員からご指摘のございましたリサイクル、リユース、あるものをさらに有効に活用しましょうやというお話でございました。ぜひともそこにシルバー人材というご指摘もございましたので、早速、シルバー人材の担当者との協議をしたい、こう思います。

ということで、よろしいでしょうか。という答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土屋幸雄君） 再質問中でございますけれども、休憩をいたします。

続きは午後1時から再開いたします。よろしくお願いします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時01分

○議長（土屋幸雄君） 再開いたします。

佐藤鈴江さんの質問を許可します。

佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 未来創造課長にお聞きします。

スマートシティでできるのかどうか分かりませんが、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」とか「ごみスケ」とかというアプリがあるそうなんですけれども、これは、ごみの分別が分からない場合、一発でスマートフォン等で検索できてやれるようなシステムだそうなんですけれども、そういったところの取組等ができるのかどうかと今後そういうことを考えているかどうか、また、スマートシティの中でもそういうことができるのかどうか、お聞きします。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 佐藤幸光君登壇〕

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えします。

アプリの「ごみスケ」というんですか、ちょっと私、初めて聞きましたけれども。

○5番（佐藤鈴江君） 「さんあ〜る」。

○未来創造課長（佐藤幸光君） 「さんあ〜る」、今、防災と観光ということでやっていますけれども、これをLINEを用いてどんどんコンテンツを追加できるシステムになっていますので、追加はできると思っていますので、検討したいと思います。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） このごみ分別のアプリ「さんあ〜る」などは群馬県内でも8、前橋、高崎、あと伊勢崎、桐生、水上町、沼田市、館林等でも入れていて、これすごく便利なアプリらしいんですね。これぜひ検討していただきたいというふうに思います。それと同時にこの吾妻郡内でも、このごみの分別の仕方が、多少東吾妻町と西吾妻では違うと思いますので、

その辺の調整をやっぱ早い段階で行ったほうがいいと思うので、その辺を、村長の見解としては、広域の議会で検討していただけるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） ごみの分別というのは非常に大切だと思っております。長野原町と一緒にやっておるごみの関係ですと、燃えるごみ、燃えないごみ、それから、その他資源ごみ、それからペットボトルの蓋、これらを分別しております。

草津町さんは、もう燃えるごみと燃えないごみということで、燃えるものは全て燃やしちゃうと、それから燃えないものは燃やさないと、こういうことに2つの分別、それから東部のほうへいきますと、比較的中之条町さんがしっかりした分別をやっておるということであります。

佐藤議員のおっしゃるとおり、分別は東京都へ行きますと、23区見ますと分かりますとおり、佐藤議員がご指摘のようなものは全て、しっかりと分別して、資源ごみは資源ごみとしてしっかり利活用するリユース、新しく使えるようにする、あるいはリサイクルするというような活動が展開されております。

いずれにいたしましても、これからの社会、ごみはなるべく出さないといったことをしっかり努めるとともに、もしごみを出す場合も分別がしっかりと再生産できるもの、そういうものをしっかりと、分別をしっかりとすることによって、コストを少なくするということが非常に重要だと思っていますので、広域も含めて、また、町村会等も含めて、しっかり協議してまいりたいと、こう思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） すみません、例えばプラスチックごみの、欧米ではリサイクルという概念がありませんね。だからリユースかアップサイクルということで、今後、脱炭素社会を目指すに当たっては、そういった概念がやはり住民の中に浸透させていくということが必要だというふうに思いますので、やはりごみの出し方、広報等でも啓発していただいていますけれども、もう一度、例えば、新聞紙に広告が入っていたら雑紙になってしまう、そういったところを周知していただきたいというふうに思いますが、その周知の方法も、先ほど申し上げた「さんあ〜る」というアプリでは、クイズ形式でそういうことが取り入れたりするということでもありますので、そういう検討も含めて、住民がより分別に対しての意

識が向上できるような取組を未来創造課長として、今後どう取り組んでいくのか、総合計画に基づいても浸透あるというふうに書いてありますので、その辺どう考えているかをお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 佐藤幸光君登壇〕

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけれども、東部の衛生施設組合のほうでは、新聞と雑誌を分けるとか、牛乳パックと段ボールを分けるとか、そういった取組をもう既にしております。今、言われるように、そういったところをしっかりと広報活動をして、次の統合に向けて、周知をいろいろなメディアを使ってしていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） すみません、前の一般質問でもさせていただいたと思うんですが、土のう袋をプラスチックだと思います、今現在。それを資源、プラスチックではない袋にしたかどうかということを質問したことがあったと思いますが、それは検討して今後そのように変えていくということでありましたが、その辺の見解をどのように考えて検討されているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 今、プラスチックをなるべく少なくするというので、袋についても植物性の袋ができつつあるんだと想定できますので、早急に検討して、確認をして、また議員の皆さんにも報告をして、そういう土のうがあるのであれば、早急に対応したいと思っています。

よろしく願いします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） あと、リユースで、今、日本でも2019年からループという製品が入って、イトーヨーカドーとかイオンとかで取り扱っていると思うんですが、シャンプーとか洗剤とかを、容器をもう一度回収して再度利用するという、容器の料金は高いんですが、そういった動きが今、日本でも取り組まれています。そういった概念が必要だというふうに思うんですが、その利用できるもの、多少最初の当初は高いんだけど、実際に長年使っていくと、経費が、コストが安くなるという関係だ、そういうことをご存じかどうかお聞きし

たいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 佐藤幸光君登壇〕

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけれども、例えば、ホームセンター辺りへ行くと、ティッシュペーパーの入れ物がプラスチック容器でできていて、それを使い回すとか、そういったことかなと思いますけれども、そういった提案も周知をしていくことで資源の節約になるのかなと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） まず、今後の取組としては、ごみを捨てるという概念を捨てるということが大事というふうに言われております。やはり、私たちが日常の生活の中で、ごみに対する意識を大事に物を使うという意識を今後も村としても啓発して行っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ごみに関しては、これで、次に移らせていただきますけれども、いいですか、総務課長にお聞きしたいと思います。

ハザードマップを、村長も先ほどから各世帯2冊ずつお配りをしたと言っております。28年3月に作成をされたものであり、5年間を経過するところであります。田代小学校とか千俣小学校も取り壊されておりますので、このハザードマップを再度作り直すお考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） ハザードマップの件でございますけれども、ある程度の年数が来れば、やっぱり佐藤鈴江議員がおっしゃるように、しっかりしたものをもう一回差し替えて、皆様にお配りしたほうがいいと思いますので、検討させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 先ほどの答弁で、村長は、イエローゾーンについては258か所、地滑りで4か所とありましたが、その4か所のイエローゾーンに対する今後の村としての取組、また周知、安全対策として、どのような対策を取っているかお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 佐藤議員のご質問にお答えします。

4箇所ですが、今、婦恋地内で指定されている地滑りの4か所が、崩間地区、あと三原の山側の斜面ですね、あと西窪、あと戸花ということで指定されております。それで、最近、新しいところでいくと西窪地区があると思うんですけれども、井戸を掘って水を抜いたりとか、表面水の工事をしたりとか、そういう対策はされております。それと三原地区についても、急傾斜の擁壁を設置したりとか、井戸が設置されているとか、表面水の水の排除ですか、そういう形で対応がされているということで中之条土木事務所のほうで伺っております。

よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） あと、先ほど、質問の中でもお話しさせていただいたんですけれども、小串鉾山の雪解けの頃に、議会とまた村とも併せて視察をさせていただきたいということですが、これは実施していただけるかどうか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） ぜひとも一緒に小串鉾山の鉾滓の状況、それまでに国有地でございますから、関東森林管理局、あるいは吾妻森林管理署、また出先機関ともよく情報を収集しながら、資料をしっかりと揃えますので、議員の皆さんと共々、小串鉾山しっかり視察をしたいこう思います。

よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） あと、建設課長にお聞きします。

先ほどの4か所の中で、西窪地区については、要するに井戸を掘って水を抜くという作業で、先ほど、私のほうからこれが抑制工に充てられると思います。三原地区においては、構造物等も含めて、抑制工ということだと思いますが、そこをすることだけで安全が確保できるとは思いませんけれども、そういったところを周知しながら、あえてまだ危険箇所があるんであれば、やはりきちんと対応していける、もし万が一あったときの住民の周知、そういったところをしっかりとしていく必要があるというふうに思いますが、その辺のところの危険だというときの広報、どのようなタイミングでやっていけるのかどうかというのは、やっぱり雨の関係とかそういうところなんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） ご質問にお答えします。

普段の急傾斜、地滑りの地区については中之条土木事務所だとか、直接管理しているんですが、県のほうも地区の状況等、観察しているということと、あと、村のほうもそういう地区がどこにどういうふうにあるかということも分かっていますので、現状を観察しながら、変化があれば至急、情報を連携し合って対応していくということが大事だと思います。

よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） そういったところで、やはりイエローゾーンに住んでいらっしゃる住民の方もたくさんいらっしゃいます。そういうことに含めて、住民の防災意識を高めていくというその活動が村として必要だというふうに考えています。そのためにはやはり、しつこいぐらいこの啓発活動をする、また梅雨どき、台風時期において、そういったことを再認識していただくような広報を村だよりですとか、ホームページですとか、防災無線ですとか、またそういうことを防災の日を宣言をされましたので、その日にちなんで防災訓練とか備蓄品の確認とかをするようなことをお考えいただけるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） ただいま、いろいろなご意見をいただきましたので、その辺も含めて、ぜひ実施するように努力していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） じゃ、もう一点、最後に質問させていただいて、この防災、減災に関しては、やはり女性の意見が大事だと思いますので、そういったところの防災のところの会合とか、講習会とか、ぜひ女性の参加人数を上げる、そういう活動をしていただきたいと思いますし、また、女性防災士等の育成も村としても推進していただきたいと思いますので、その辺について、村長の見解を伺いたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 防災、減災に対しまして、ご婦人方、女性のお力をしっかり対応を考えていただきたいというご指摘でございました。現在は、婦人消防隊につきまして、特に浅間の噴火につきましては、防災訓練、今、コロナで2年ほど休んでおりますが、11月に嬭恋消防団と嬭恋村婦人消防隊合同で訓練させていただいております。今後も浅間の火山については、これは継続でやりたいと、こう思っております。

また、婦人消防隊につきましては、各地区に婦人消防隊がおります。群馬県内でも県の危機管理室、消防保安課におかれましても、嬭恋村の婦人消防隊、非常に人数もこんな多い婦人消防隊ないということもご指摘いただいておりますので、引き続き、婦人消防隊の活動については、我々もサポートしてまいりたいと、それから、婦人消防隊の第一の義務は、自宅から火災を起こさない、その火災予防の精神、これをしっかりお願いしていくことだと思っております。まず、自分の家庭からも絶対に火災を起こさない、予防火災、これについてしっかりお願いしたいと思っております。

また、スマートシティで、担当課長から先ほどから、何回か答弁させてもらっていますが、スマートシティで減災、防災対策、総務省から3,000万円、ご指導いただいて、現在立ち上げております。LINEは若い方、ほとんどすぐ使えますので、私も使えますが、ぜひとも村民の皆様方により広くLINEの活用によるスマートシティをしっかりと日常から訓練をしたりしていきたい。併せて、特に婦人の方々、女性の方々もLINEなら使える方が幅広くいらっしゃいますので、その辺もしっかり対応したい。いずれにいたしましても、今の時点、女性の活動をしっかりとサポートしていきましょと、こういうご指摘でございました。しっかり取り組みますので、よろしくまた今後ともご指摘いただけたらと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 最後をお願いをして、質問を終わりにしたいと思いますが、全協で水位計のことについて建設課長よりご説明をいただきました。これは、それぞれの河川に全国どこでもついてらっしゃるところがあると思うんですが、住民にも見える化をすることが大事ではないかなというふうに思いますので、これは、県とか国土交通省なのかは分かりませんが、そういう住民が水位を確認できる、見える化を図っていくような取組を、県とか国に働きかけていただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（土屋幸雄君） 以上で、佐藤鈴江さんの一般質問を終わります。

◇ 大久保 守 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、大久保守君の一般質問を許可します。

大久保守君。

〔１０番 大久保 守君登壇〕

○１０番（大久保 守君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、２点につき質問をいたします。

まず第１に、嬭恋村医療技術者等育成奨学金貸付制度についてお尋ねします。

嬭恋村は、医師、看護師、放射線技師、保健師の資格取得を目指す学生に対し、奨学金貸付制度があります。医師は月15万円以下、看護師、放射線技師、保健師は月８万円以下の貸付となっております。そしてこの制度の大きな特徴は、卒業後村内の医療機関、福祉施設及び村長が特に認めた施設に勤務する意思を有し、貸付期間の1.5倍に相当する期間を村内の医療機関等で継続で勤務したときは、返還の全部及び一部を免除するということにあります。

この制度は、平成27年５月の制定でありました。当初は、医療技術者として、医師、看護師、放射線技師、保健師のほかに、準看護師、理学療養士、作業療養士となっており、幅広く使える制度でありましたが、今日では、先ほど述べたように、医師、看護師、放射線技師、保健師の４種に絞られております。４師種以外にも無論制定したときの職種も医療従事者として入っていたわけであります。村の奨学金を頼りにし、卒業後は村内で働きたいという方もおられたと思います。

そこで、第１に今までの貸付実績はどうであったか、業種を含めてお尋ねいたします。

第２に、どうして業種の絞り込みをなされたのかお尋ねします。それを踏まえて、村長、当局のお考えをお尋ねいたします。

次に、鎌原観音堂地区の開発について、お尋ねいたします。

鎌原観音堂地区に対して、当局は多額な資金を現在までつぎ込んでまいりました。議会への資料として、令和３年９月に配られた書類によりますと、平成25年より平成30年１月までの整備につぎ込んだ金額が示されました。それによりますと、土地取得が１億2,747万1,000円、工事費等１億1,134万8,000円で、合計２億3,882万円であります。また、それに

続き、30年度、31年度に1億9,766万2,000円、令和2年度では、元年の引継ぎの直売所建設で3,563万6,000円、令和3年度では、土地購入費、伐採費等で2,250万円、今年度は建物建設があるため、資料館増築まで入れば、5億2,800万円程度であります。合計金額で10億5,500万円となります。この金額は、予算書と決算書で出したので、実際には若干の違いがあるとは思いますが、多額の資金をつぎ込んでまいっております。この先どこまで資金をつぎ込むのか、そうすれば完結するのか、村長、当局のお考えをお尋ねいたします。

明快なる答弁を求めます。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、孺恋村医療技術者等育成奨学金の貸付けについてのご質問でございます。

初めに、今までの奨学金貸付けの実績ですが、これまで利用者が看護師が1名と理学療法士が2名、検査技師が1名、計4名となっております。現在、看護師の方につきましては、渋川市内の病院に就職し、貸付金を返済中です。また、理学療法士の1名は、村外の医療機関に勤務されているため、返済についての6年間の猶予期間中となっております。また、その他2名につきましては、現在就学中であり、貸付期間中でございます。来年度は、新規に2名の方からの申請があり、貸付けを開始する予定となっております。

次に、なぜ業種の絞り込みをしたかのご質問でございますが、奨学金貸付けの目的は、村内の医療技術者の不足を解消し、本村で活躍する人材を確保することにあります。このようなことから、村内で就職できる医療技術者を対象とする業種の限定をしてきたところでございます。しかし、現状では、村内での就職が困難な状況であります。このような状況を踏まえまして、就職先及び対象とする医療技術者の範囲を拡大することは必要だと考えております。

今後、高齢化社会における地域医療及び社会福祉の推進充実を図っていくためには、村に人材を確保していくことが重要でございます。今後、要綱につきましては、医療技術者の定義の拡大と、必要な箇所について改正をしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

第2点目でございますが、鎌原観音堂周辺整備にどのくらいの投資を今後するのかと、今

まで投資してきた金額に対して今後はどれくらい、またいつまでにというご指摘でございました。

お答えをさせていただきます。

鎌原観音堂周辺整備事業において、これまで多額の投資を行ってきたが、今後の事業の完結までにどのくらいの投資を行う予定なのかというご質問をいただきました。鎌原観音堂周辺整備事業は、天明3年の火山災害から奇跡的に復興を遂げた歴史を次の世代に継承し、また、多くの人に知ってもらうという大変重要な取組を含んだ事業であると考えております。

併せまして、地域資源を活用したジオパーク活動などによる観光客誘致、また農業者の所得向上、雇用の創出など、本村の経済活動や交流の拠点としても期待しているところでございます。

平成25年の鎌原地区の宅地西というところでございますが、そこにおける道路改良工事を始め、観音堂とおこもり堂の屋根の葺き替え、石段太鼓橋の修繕、観音堂付近にあった公衆トイレの建て替えを行いました。さらに、周辺整備として、創作実習館を改修して地域交流センターとしてリニューアル、同じく食事処「水車」のリニューアル、農産物直売所の新設、さらに指定文化財である郷倉の修繕、鎌原神社付近での発掘も開始いたしました。

平成25年度から令和3年度までの9年間の投資額でございますが、用地購入費で1億4,861万円、設計工事費、備品購入などで3億3,084万円、合わせて合計で4億8,245万円でございます。なお、この中には、国・県の補助事業も含まれておりますので、村の負担額は僅かですが、少ない額になります。

次に、整備事業を完結するまでの投資額の見込みでございますが、令和4年度に郷土資料館の増改築と地域交流センターの増築、駐車場の整備、農産物直売所にテラスを設置する予定であり、令和5年度以降に散策路や花壇、案内看板など、全体的な仕上げを予定しております。さらに、郷土資料館において、発掘調査を令和12年頃まで継続的に行うことも計画しております。投資額につきましては、概算ではありますが、令和4年度から12年度までの9年間で6億2,000万円、このうち国の補助金を3億6,000万円ほど見込んでおりますので、村の負担額は2億6,000万円を想定しております。しかしながら、今後、財政状況によって、また計画の見直しも考えられますので、あくまで現時点の見込みということでご理解いただきたいと思っております。

近い将来、上信道自動車道の鎌原インターチェンジができる予定であります。また、軽井沢町と草津温泉の中間地点と言える立地であり、浅間高原一帯は、移住者も増加しております。

す。鎌原観音堂周辺整備事業は、将来性のある事業と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

大久保守君。

○10番（大久保 守君） それでは、1番の医療技者のところで質問したいと思います。

今、村長の答弁で、比較的思ったほど応募者がいないのかなと、ふと思ったんですけども、過去に4名、それで新たに2名というようなことで、6名、27年の制定からすればかなり少ないのかなと、反面それを裏返せばちょっとPRが足りないのかなというような気がいたします。

確かに、村長がおっしゃったとおり、村内でこの資格を取ってきて働けるかということ、確かにおっしゃるとおり看護師さんぐらいかなという気がするんですけども、ほかの意外と群馬県も各市町村でこういう貸付けをしているのが少ないんですね、比較的。群馬県は看護師さんにもう当たっているし、県の社会福祉協議会はもう福祉の関係しかやらないと、あとほとんどは病院が自分たちでお金を作って貸付けをするというのがほとんどで、こういう市町村でやっているのはあまりにも聞かないんですけども、ただ、北海道なんかは人数が少ないせいか意外とやっているところは市町村多いんですけども、そうすると、それを職種からすると、医療技術者というのは結構多いんですね。臨床士だとかいろいろあるんですけども、意外と貸付けプラス入学時に幾ら貸付けをするとか、月々幾らだけじゃなくて、入学時とかそういうふうな貸付け方もしているんですね。

それから、あと一つはやっぱり福祉、今、ヘルパーさんとかああいうのは足りない、これはどこもそうなんでしょうけれども、意外と資格を取らなきゃならないんで、意外と就職してから資格を取るまで下積みして取っていくというのが多いんですけども、やっぱりヘルパーさんに対しても、ヘルパーというか、福祉関係に対してもこういう制度を持ったらどうかと思うんですけどもどうでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの大久保議員のご質問にお答えしたいと思います。

確かに、議員ご指摘のとおり、今、介護職でありますヘルパーさんでありますとか、ケア

マネさんの数は村内では足りていない状況だというふうに認識しております。そういったことから、こういった制度を広げていくということも少しではありますが、検討はしているところであります。令和4年度につきましては、取りあえず村でヘルパーさんの養成講座をするということで対応していきたいなというふうに考えております。今後におきましても、ほかのところでやはり勉強したいという方もいらっしゃるということもありますので、そういった制度の取組も必要になるかなというふうに考えております。

よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 今、課長おっしゃったとおり、今年は社協のほうでヘルパーの勉強会をするということで、今、計画しているようですが、そういうときも少しは補助があるんでしょうか、課長。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） 今回の補助制度につきましては、講習会自体の補助をしたいと思っておりますので、まだ、この間も質問があったんですけども、年齢制限はあるのとか、講習料は幾らかなというようなご質問があったんですが、大変申し訳ありません、まだそこまで制度がちょっと設計できていないものですから、ほかのところでヘルパーさんの資格を取るよりも、村のほうで講師料を持つということですので、ご本人の負担額は少なくなるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） そうですね、少なくとも多くの方が受講できてヘルパーの資格を取れるようになっていただければいいと思いますので、そういう点では少し村のほうも気をつけていただきたいと思います。

確かに、業種を減らしたというのは村長言ったとおり、就職がないからというのは分かるんですけども、やはり理学療法士とかそういうのは、今、村長言ったとおりその範囲も広げるというような話になれば、やっぱりそれはそれなりの資格を取れるような状態にしておいてやらないと、せっかく最初の頃はあったわけですから、確かにその人数が少ないというのはあるんですけども、そこら辺を定義も拡大して村長、やりたいというお話なんで、そこら辺はきちんとまた元に戻るということはないんでしょうけれども、そういうような資格

を入れて、確かに議会も悪かったんでしょうね、30、31年かな、に、この条例改正しているんで、多分自分たちも手を挙げたんだと思うんですけども、そのときに減らしちゃっているんで、そういうのが悪いと思うんですけども、今後はそういう定義を広げるということなんで、そこら辺は村長、確約はできないかもしれないですけども、そういう点はどうでしょう。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） ぜひともこの制度を活用して、保健療養士あるいはお医者さんの資格、あるいは放射線技師、看護師、特に看護師も足りませんから、受けていただいて、ただし、この制度、原則使っていただいて、嬭恋村内で働いてもらえれば全くいいわけですが、大久保議員ご存じのとおり、その資格を取って村が補助をして、いざ働くとき、どこだと、村内では今、国保診療所と桜井先生のところしかございません。それなので非常に弱ったなと思っています。

ただし、この条例には、「村長が認める範囲において」という条項になっておりまして、例えば、西吾妻福祉病院につきましては、我が村も、出資も、負担も一緒に組合を設立して一緒に共同でやっているものですから、そこに看護師として勤める方、こういう方がうんと増えてもらえれば非常にいいなと思っております。

いずれにせよ、言っている意味がよく足りないことは現実でございます。また、働く場所が村内にないというのもまたこれも現実でございます。したがって、その辺客観的によく情勢調査をすることと、近隣であるなら、軽井沢病院の産婦人科、あるいは上田の医療センターの産婦人科、あるいは個人で言えば、上田の角田医院とか、たくさん出産で使うようなところ、こういうところの看護師まで拡大していいものなのかどうなのかというのは、一つ勉強する必要があるのかなと。

それから、吾妻郡の町村会等で、議長会、6名、6名、12名の連名で判こも押して、現在、群馬県に産婦人科を要請しております。これは、議会にも報告してあるとおりでございます。12名がちゃんと判こも押して県知事、副知事、副知事、健康福祉部長、それから県議会議長、井田議長さんにも担当常任委員長にも陳情出してあります。これも議会のほうでは、県議会の星野議会事務局長さんは、ちゃんと委員会にもかけますよというお言葉を念を押してお願いしておりますので、いずれまたその結果報告が来ると思われます。広域的に人材確保について、もう少し幅広く嬭恋村内だけではなく、県とも連携し、あるいは吾妻郡内でも連携し

て、そういうところまで拡大をする必要もあるのかなという必要性は感じておりますので、それらを含めてこの制度全体を今後は検討してまいりたいと、こう思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 今の村長の答弁で、拡大するなり、いい方向へ条例を持っていくとくれるというようなことを感じましたので、ぜひとも、その志を持つ人が、多くの方が利用できるようにひとつ条例のほうはよろしくお願いしたいと思います。

それでは、2番目の鎌原のほうへ移らせていただきます。

今、村長から金額のほうありまして、私のほうは予算書と決算書で出したわけですから、ちょっと若干違いはあるんですけども、おおよそ11億、自分を見ると10億5,000万円ぐらいになるのかなと思っていましたんで、ほとんど似ているなという感じがします。

なぜ、これを聞くかという、当初からあそこは全体計画を通してから仕事を始めるという議会への報告で、もう何度もコンサルティングを使っているわけですね。もう4回ぐらい使っているのかな、全体計画なんていって。最後は北海道知事でしたっけ、確かそれが全体計画を出してくるから待ってくれというようなことで、待てど暮らせど出ないし、北海道知事は出してきたのは資料館の改装だとかそんなようなやつだと思ったんで、全体的な構想がない中で、11億、これから全部使って11億だ、11億というのは相当な金額ですね。今、話題になっている文化会館だって11億はかからないわけですね。相当な金額をつぎ込んでいる割には、何が変わったんだろうという気はしますですね。全部使えば11億になるという話だったですね。だから、あまりにも計画のないうちに始めて、計画のないうちに終わるというような感じで、そこら辺は全体計画というのは一体どうなっちゃったんですか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員のご指摘のとおり、まず全体計画がびしっとあって、その計画どおりに予算計画があって、そして財政計画もあって、それで計画が推進されれば、それが一番いい方法、一つの方法だと思います。しかしながら、今回のこの関係、例えば、土地の購入、今現在で、1億5,000万円弱ございます。あれはもう議会にも何回もお話しさせていただきましたが、今は失われた26年、27年ですか、デフレ下において土地を借りるということはまかりならんということで、議会にも何回もお話しさせていただいて、必要な土地を買わせていただく、借りるんじゃなくて買わせていただく。不要な土地はお返しさせて

いただくということであります。

既に、私どもの先輩が、鎌原の昭和50年代ですか、当時過疎債を使って資料館も造りました。その当時から比べると、時代も大きく変わってきておるわけでございます。土地の地代についてお話しさせていただきますと、当時議会にもお話しさせていただきましたが、年間に約480万円ぐらいだったと思いますが、毎年、地代を払ってきたわけです。20年、25年続きますともう1億5,000万円、6,000万円の地代を払ってきたと。じゃ、今後、未来永劫あそこの土地を借りて、ずっと地代を払うのかというと、それはノーだということであります。やはり、買わせてもらったほうが、デフレ下でございますから、二重の財政的な負担になりますので、しっかり買わせていただいて、地主の了解を得て、村がちゃんと使うものについては買わせてもらったという経緯がございます。

それから、実は鎌原観音堂、これが一番中心の修理でございますけれども、議員もご存じのとおり、もう屋根がぼろぼろになってきたという経緯がございました。これも県の文化財指定を受けておりますから、県の文化財課とも、当時の文化財課です、ともお話しさせていただいて、かやぶき屋根に葺き替えをしましょうということで、第1回目、最初にかやぶきにしましたが、あのお金も総事業費の今、数字の中に入っておりますが、750万円のうち、鎌原観音堂屋根補修工事、平成26年12月、736万円の事業費でございますが、補助金が515万円、4分の3でございますので、ご理解いただきたい。

それから同じくおこもり堂、おこもり堂の屋根が葺き替えだということで、鎌原区からの強い要請もございまして、これもかやぶき屋根でございます。これも補助をいただいて、これは平成29年12月でございますが、966万円かかりました。966万円のうち676万円が県の補助でございますので、ご理解いただきたい。これも文化財の補助をいただいてきております。

そういうことで、その都度、全体計画というのも当然ありますが、併せてカヤの葺き替えをしないと雨漏りがしておるという現実があったので、そういう対応をしてきたと、こういう部分もございますので、これは大久保議員もよくご存じ、理解をいただいております。

それから鎌原観音堂のトイレがございまして、上のトイレ、下のトイレがあつて、昔はあれだけ議論して上のトイレ解体しようと、下のほうに1本にしようと議会のほうもあるし、何とかトイレぐらいはきれいにしようということで、トイレにつきましては、平成28年、トイレ本体工事については1,725万円ですが、用地の測量から解体から外構から入れまして、ざっくりですが約2,000万円弱でございます。これについても、38%、これは、小規模土地

改良事業で県の補助金もらってやりました。38%が県の補助金ということであります。

それから、まだ説明させてください。宅地西という道路の関係があります。これは、鎌原のほうの道路がもう狭くてどうしようもないということで、観音堂から集落のほうに通じる道でございますが、地域からもこの道は狭いので何とか、避難するためにもよくない、もう少し広げてもらいたい、もう少し整備してもらいたいということで、区の役員会にも諮っていただいて、道路真っすぐ行って、最終的には真っすぐ行くか、ここで曲がるかと大坂屋さんで曲がるかという議論もございましたが、我々は、それは地元でお決めいただきたいということで、上から真っすぐ下りてきて、西へ下りてきて、大坂屋さんのほうに曲がるという道をさせていただきました。これも村単独で単費でやるんじゃなくて、これも小規模土地改良のお金で38%補助金をもらってきてやってきております。

今後も、先ほど今朝一番に議員の皆さんにお集まりいただいたところでご説明させていただきましたが、2月28日、議長と共々、朝5時半に嬭恋村役場、真っ暗なうちに出て、そして、前内閣官房副長官、坂井学先生のところ、そして小渕優子先生のところ、しっかりお願いをして、一昨日の午後11時には、小渕優子事務所、一昨日の午後1時30分には内閣官房前副長官の坂井学事務所から、私に直接電話が来て、何とか通りそうですよということでありました。ただし、一般に公表するのは、昨日、群馬県を通しまして、確認をできましたので、今朝議会の皆さんにもお話をさせていただきましたが、建物について4億円、本年度補正を議会にお認めいただきました。そういうことでございます。

また、直売所につきましては、ざっくり3,000万円、これは令和4年度の予算で議会の承認を得ております。これらについて、しっかりと財政の確保を目指して、またお決めいただいたということでもあります。関係する群馬県の地域創生部長さん、あるいは担当課長さん、あるいは今回、ご指導いただいた多くの群馬県の皆様はじめ関係する国会議員の先生方にも多大なるご理解とご協力をいただいて、皆さんに今後はしっかりお礼もしながら、今後もしっかりまたお願いするべきところはお願いしていきたいということでございます。

これも、朝、議会でもお話しさせてもらいましたが、満額全部補助金じゃございません。半額は村で持つ。ただし、その半分については起債も認めますよ、その起債分については、30%、これはありますよということでございます。いずれにしても、国・県の金を有効に使って、地方創生交付金、地方創生拠点整備交付金、こういうお金を使って、やって、財政比率を守って、そして未来に鎌原観音堂、有史以来の最大なる被災現場でございます。それを中心とした地域を未来に向かって、しっかり整備をしてまいりたい、こう思っておりますの

で、ご理解をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 村長、ずらずら述べましたけれども、例えば、土地は、今までずっと使ってきた土地は確かに議会だって買ったほうがいいよと、借りるんだったらもう買って、売ってくれるんだったら売ってもらったほうがいいでしょうと。なかなか地主の方も、極端な話がお貸ししていればそれがもう年金みたいなものですから、売るよりも貸したほうがいいと、それは当然だと思うんですけども、ようやく買えたと。

それはいいんですけども、じゃ、例えば交流センターの下、下の土地を買う、あれはどうだろう、駐車場にしたいから買わないか、そこまではいいですよ、駐車場にするため。じゃ、それは駐車場になったんだったらその土地買っていいでしょう、そうしたらば今度、コクドさんまでの土地をいつの間にか買っているわけですよ。あれが必要なのかどうかと、今度は議論もしたじゃないですか。散策路にするから、果たしてその全体計画の中で、あれが散策路がどうして要るのか。延命寺の発掘のところは僅かじゃないですか、手前ですよ。手前のところ掘るわけじゃないですか、あの土地掘るわけじゃないんだから、今、伐採したところは。

だから、そういうふうには、土地を求めるにしても、そういう経緯があるわけじゃないですか。果たして議会はそれが本当に必要だったのかなという疑問を持ちながら買う土地もあった、それはそれで分かるんですけども、私が言いたいのは、じゃ、今、村長、11億これから6億抱えて最終的には11億だというんですけども、じゃ、これから5年、それから12年となっていくわけですよ。全体の図面がないのに、何をかけるかというのを全く分からないじゃないですか、議会は。だって分からないじゃないですか。今まで分かっているのは、増築工事とそれから資料館までは建てるというのはそこまで分かりますよ。それからまた先お金かかるんでしょう。何をかけるのか全く分からないじゃないですか。だから一番最初から言っているのは、当初の計画が何もないのにお金だけつぎ込んできたという話ですよ。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 当初から目的もなくお構いなしに金をかけてきたというようなのは全く当たらないと思っております。それから、いつも話をしておりますけれども、そこは今、県の文化財指定を受けておりまして、関館長にご指導いただいて、ジオパークとも関連

が当然ありますが、あそこについては、国指定を目指して再度周辺を地域計画をつくりましょうということは、これは今言っておる鎌原観音堂の周辺整備計画とまた違った時点の話、今、並行しておりますけれども、それも説明をずっとしてきております。何も計画がなくてやっているなんて毛頭そんなことはございません。それはまた大久保議員の、大久保議員は専門家ですからね、大久保産業の会長でありますし、また、議員でもありますからね。そういう議員の方が、だからそういうことはないんじゃないかと、地域計画をつくりましょうということで、今、やっているんですよ。

ですから、教育委員会が、県の教育委員会ともお話をして、地域計画をつくるべく何回も議会にも説明してきております。それで、その第一段として、今、発掘しようということで、県とも協議をしながら、地域周辺を発掘調査しておるわけでございます。何も計画がなくてやってきたというのは毛頭全く当たりません。それは、ちょっと、言いがかりといえますか、そういうつもり我々毛頭ございませんので、また説明責任も今までも果たしてきましたし、それから土地の購入の話ですけれども、資料館の土地は、もうこれは分かっていますよね。第一次に買ったわけでございます。苦労してお買い求めいただいて、地主さん一人一人にご指導いただいた。

それから、今、言っている延命寺の関係の土地につきましては、新たに地域計画をすること、延命寺にもっと隣接したところを地主さんにご指導いただいて、お買い求めさせてもらった。まさにこれは延命寺のところについては一度、発掘調査をして埋め戻したところでございますが、そこを再度掘って、ちゃんと整備をして後世に残しましょう。これは、全体計画というか、全く文化財の計画でございますので、この分はもちろん隣接しておりますから、関連性は当然あるわけですが、これは文化財の調査を兼ねて、令和11年までにやりましょうということで、館長が何回も今までも説明も計画もしてきております。ということで、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 例えば、3年の9月10日付の資料で、私どものところに来ているのがあるんですけれども、当初は、今言った土地を買うような図面は何もないんですよ。土地を買うような図面になってないんですよ。29年9月8日現在というんで、計画は、今ある建物の後ろで切れちゃっているんですよ。その後ろの土地を買うなんて予定は何もないんですよ。ただ、それを今言った延命寺ですか、発掘に使うと。ただ、その延命寺の発掘だって我々のところに出したのはその土地の一番手前だけですよ。本当に一部。それで、3年

5月28日には所有者移転済みの土地と書いてあるんですよ。こんなのはそれこそこれが今言う、散策路に使うという土地でしょう。だからどんどん買いためてるじゃないですか、買い足しているの、実は。そういう計画は前はなかったわけでしょう。だって、我々のところに示したのに何も無いのにあると言ったって村長、ないんだぜ。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 佐藤幸光君登壇〕

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまの大久保議員のご質問なんですけれども、全協か何かで土地を買う際には、ここを買いたいということで説明は十分ではなかったかもしれないんですが、してきたつもりではあるんですが、令和3年の5月には、まず延命寺の西側、あの辺が区画的には有料道路側まで購入しないと一つの固まりにならないということで、延命寺の発掘と併せて必要だということでそこは買わせていただきました。それからあと、鎌原観音堂の入口付近、十王堂と33回忌の碑がありますけれども、そちらも将来的に発掘をする計画もあるということで、そこについても2筆買わせていただいたという経緯でありまして、将来、活用するという見込みがあって買わせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 確かに、それは言ったかもしれない、言ったから今、土地になっているんでしょうけれども、あのときも自分、食ってかかりましたよね。ここに散策路なんか必要なんだか。そんな土地買ったってしょうがないじゃねえかと、こう話させてもらったんだけど。本当にいる土地だったのかどうかというのはありますよね。散策路ですよ。観音堂周辺と何かあるんかね。何か関係あるんですか。

○議長（土屋幸雄君） 交流推進課長。

〔交流推進課長 宮崎 貴君登壇〕

○交流推進課長（宮崎 貴君） 散策路、道路の質問ですが、現地行っただくとよく分かるんですけれども、発掘、今度、延命寺はするところ、最初買った土地については、以前発掘したところになります。今度の地域計画をつくるに当たり、これから発掘するところはまだ奥なんです。そうすると、後で買い足したところの半分ぐらいまで対象地になるんです。そうすると、発掘後にその土地を、みんなが見学ができたり、歩けたり、それには半分で分筆して買って残すよりも、そういう利用の仕方が考えられるということで、分筆せ

ず、半分だけにせず、全部買わせていただいたという経緯であります。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 必要なか必要じゃないかということですよね。買わせていただいたと言ったって税金ですよ、税金。簡単に言うけれども、皆さん。村民の税金で買っているわけじゃないですか。だから当初からきちんとした計画がなくて、やってきて、何回も今言ったとおり、コンサルティング出してもまともな計画が出てこなかった、それは役場の怠慢じゃないんですか、きちんとしたの出さないというのは。どうなんですか。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 佐藤幸光君登壇〕

○未来創造課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけれども、もう大分前から鎌原観音堂の周辺の整備ということで、いろんな方に基本コースをつくっていただいた経緯があると思います。そこで示された事業費といいますか、何十億円とかというような絵が描かれて、その後ちょっと止まったというような経緯もあったと思います。そんなことでその都度見直しをして現実的な財政負担の少ない方法でということで検討を重ねて今に至っていると思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） ご理解してくれと言っても、お金積んできちんとしたの出て来ないんでご理解できないよね、実際には。だから副村長が最終的には「俺、描いたけど」と言ったときありましたよね。伐採したところ。こういうふうにして水たまりをつくってなんて、副村長が確か描きましたですよ。そういう計画になっちゃうんでしょうね。きちんとしたのがないんだから。

だから、少なくとも3割5分かそこらは自分たちのお金を使わなきゃいけないわけですよ。10億だったら3億5,000万円、血税を使っているわけじゃないですか。それで目に見えた効果というのは何となくないですよ、今のところ。せいぜい、あそこに直売所ができた。みんなが心配する、売れないよね、お客いないよね。心配事つくってるだけじゃないですか。だから、同僚議員もよく言うけれども、根本は観音堂だよと、観音堂周辺なんだから、観音堂周辺に物事、今、どっちかといったら向きが違うような気がしますよね。交流センターを造る、それはいいでしょうね。でも、交流するんだからいんでしょうけれども、じゃ、果た

して観音堂と何が、交流センター来れば観音堂見るからいいんでしょうけれども、やっぱり違いますよね。

それで、実際に昔は東京辺りの小学生たちが、あそこへ来て竹細工をしたりなんなりして、観音堂見て帰った。今、そういうのもないですよ。今度造ればどうなるか、課長言っていたけれども、食事もできると言っていたから、そういうお客さんも取れるのかもしれないけれども、どこにどうやって観音堂の周辺開発を趣を置くのか、最初の出発が悪かったから駄目なんでしょうけれども、もう少しあれですよ、何枚も我々のところはその都度、回廊がある図面、こっち反対側を何かする図面とか、その都度図面もらったわけですよ。それで、29年に配った図面と今度一番最終的に来る図面とはまた違うし、じゃ、それは何で違うんですかと聞いたって、いや、それはこうであだ、理由はつくんでしょうけれども、これでいいのかというのは確かにありますよね。

議会が要望する、例えば直売所の手すりですか、何かあれを少し取ったらどうだろうとか、看板をきれいにしたら、今回、看板を2か所作るのかな、看板のお金が総務と農林にあったけれども、何かそういうの作るんでしょうけれども、何か議会が要求しても、後追いと言うのかな。言ってもやってくれないというところが非常に自分はあると思うんですけども、議会が要求することは、それは少しは酌んでもらってやってもらわないと困るのかなと思いはするんですけども、そこら辺どうなんですかね。議会軽視じゃないけれども、何か議会が多分要求したことはそんなにはやっていないよね。せいぜい水車くらいかな。水車はやってくれたけれども、回っている、どうですか。

○議長（土屋幸雄君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 大久保議員の今、ご指摘でございますけれども、今、改修といたしますか、修理のほうさせていただいて、回させていただいておりますし、今、冬の期間なんで、凍結の問題もありますので、止まっている場合もございます。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 何度も言っても同じなんでしょうけれども、村長言うとおりの、最終的には10億円かかるよと、11億円。そこまですればあその場所を完結するということなんですよ、何をもって完結するのかと、やっぱり自分たちは図面なりなんなり見せてもらわないと分からないわけですよ。あと、4年は建物建てていくという。5年とか、その後はどんなものを予定しているんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 佐藤幸光君登壇〕

○未来創造課長（佐藤幸光君） 大久保議員のただいまのご質問ですけれども、4年度は資料館の増改築、交流センターの増築、駐車場整備、直売所のテラスの設置です。令和5年度については、全体的な仕上げができればいいなということで、看板ですとか浅間石を使った石垣、植栽、庭園造り、そういったところで仕上げができればいいなと。ただ、予算事情もございますので、一応、先ほど村長のほうでは、5年度以降という表現をさせていただいたところでは。

それから後、それ以外については、郷土資料館のほうで発掘調査を継続的に、計画ですと令和12年までやるということで、4年から9年までは大体500から600万円ぐらいずつかけてやっていきたいと。最後の仕上げで石段の辺り、延命寺の辺りということで考えているようです。そこで、大金かかるんですけれども、その中で国の補助金が65%ということで、先ほど村長のほうから6億2,000万円ほどということですが、国から3億6,000万円ということで、一般財源のほうは2億6,000万円ぐらい、9年間をかけてということで考えております。これ、今現在ですので、その後また見直しになるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） そうしますと、来年で、令和5年で全体的な計画を終わりにすると、ハードの面ですね。12年までには発掘がまだ続くと。よく議会から出るんですけれども、階段のところの発掘というのはどうなるんでしょうか。教育委員会かな。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの大久保議員の鎌原観音堂周辺の一番近いところの発掘につきましてなんですけれども、そちらのほうにつきましては、だんだん、今年度は、鎌原周辺のあの畑辺りを試掘という形でしたんですが、延命寺辺りをしたりとか、だんだん遠いところから観音堂周辺のところに最終的には発掘という形で今、関館長のほうでは考えておりますので、よろしくお願いいたします。

階段周辺につきましても、発掘は今のところは最終的になってくるかと思うんですけれども、発掘は考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 一応、これ以上言ってもお互いさまというような感じになるんですけれども、いずれにしても村長また課長から来年度で終わりになるというような終結、終結が終結じゃないんかもしれないですけれども、一応令和5年をめどにしたということで議会は考えていいということでございますね。掘削のほうは12年まで残るけれども、それにはそれなりのまたお金がつぎ込まれるという話です。

いずれにしても、当初の計画がなかったものがこういうような結果を生んだというような気がするんで、これから違うプロジェクトもあるんでしょうけれども、村のほうはよく精査して、出発が一番大切だと思うんで、これからそういうことはきちんとしてほしいと。簡単にお金のことを言いますけれども、やっぱりそれは村民の血税を使っているわけですから、やっぱり簡単には言っていないと思うんですけれども。ただ、平気で、平気でという言い方また怒られちゃうけれども、計画しなかった土地まで買うことになっちゃったとか、そういうときは、きちんともう少し説明していると思うんですけれども、きちんと村民にも分かるような説明をしていただきたいということを要望してこれで終わりにいたします。

○議長（土屋幸雄君） 以上で、大久保守君の一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（土屋幸雄君） 日程第4、閉会中の継続審査の申出について議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） ご異議ありませんので、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（土屋幸雄君） これにて、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和４年第２回婦恋村村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 ２時１２分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 月 日

議 長 土屋 幸雄

署 名 議 員 大野 克美

署 名 議 員 黒岩 敏行